

TAC税理士講座

2024年合格目標

上級コース

法人税法

CORPORATION TAX

1 回体験講義用テキスト



034-0879-1003-10



法人税法上級コーステキストNo.1 コントロールタワー

| 回数 教材 | 学 習 テ ー マ | テ キ ス ト | ト レ ー ニ ン グ | ポ イ ン ト チ ェ ッ ク | 理 論 マ ス タ ー |
|----------|---|--------------------|----------------------------|---|-------------------------------|
| 第1回 | 講義 ① 納税義務者と課税所得等の範囲 青色申告・課税標準・税効果会計・税額計算 企業利益と課税所得（別表五(-)I・II） 決算修正 棚卸資産・短期売買商品等 | P. 7 } P. 78 | 問題1 } 問題17 | P. 11 ~P. 23 P. 231 ~P. 232 P. 51 ~P. 52 | テーマ1 テーマ2 テーマ15 テーマ6 |
| 第2回 | 演習 ①（通信答案提出回） 理論テーマ 所得の金額の通則・棚卸資産・青色申告 | / | / | / | / |
| 第3回 | 講義 ② 減価償却（普通償却） | P. 83 } P. 134 | 問題18 } 問題34 | P. 57 ~P. 71 | テーマ6 |
| 第4回 | 演習 ② 計算総合問題 | / | / | / | / |
| 第4回 | 講義 特別償却・特別償却準備金・繰延資産 | P. 137 } P. 174 | 問題35 } 問題46 | P. 73 ~P. 86 | テーマ14 テーマ6 |
| 第5回 | 講義 ③ 法人税額の特別控除額 使途秘匿金 所得税額控除・外国税額控除・外国子会社 | P. 177 } P. 248 | 問題47 } 問題69 | P. 233 ~P. 253 P. 41 ~P. 42 | テーマ14 テーマ5 |
| 第6回 | 演習 ③（通信答案提出回） 理論テーマ 減価償却・繰延資産・使途秘匿金 | / | / | / | / |
| 第7回 | 講義 ④ 受取配当等 みなし配当 有価証券 | P. 253 } P. 296 | 問題70 } 問題85 | P. 35 ~P. 39 P. 43 ~P. 47 P. 53 ~P. 56 | テーマ5 テーマ6 |
| 第8回 | 演習 ④ 計算総合問題 | / | / | / | / |
| 第8回 | 講義 グループ法人税制 | P. 299 } P. 321 | 問題86 } 問題90 | P. 271 ~P. 274 | テーマ17 |

| 章・テーマ | | テ　ー　マ | テ　キ　ス　ト | | | |
|-----------------------|------|----------------------|---------|-------|-------|-------|
| | | | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 |
| 総 則 | 1 | 納税義務者と課税所得等の範囲 | ● | | | ● |
| | 2 | 実質課税の原則 | | | | ● |
| | 3 | 事業年度 | | | | ● |
| | 4 | 納税地 | | | | ● |
| 同族 | 5 | 同族会社 | | ● | | |
| 企業 利益 | 6 | 各事業年度の所得の金額の計算の通則 | ● | | | |
| | 7 | 企業利益と課税所得 | ● | | | |
| 帰属 | 8 | 損益の帰属時期 | | | | ● |
| 受 取 配 当 | 9 | 受取配当等の益金不算入 | ● | | | |
| | 10 | 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等 | ● | | | |
| | 11 | みなし配当 | ● | | | |
| 資 産 評 価 等 | 12 | 棚卸資産等 | ● | | | |
| | 13 | 有価証券 | ● | | | |
| | 14 | 減価償却（普通償却） | ● | | | |
| | 15 | 減価償却（特別償却） | ● | | | |
| | 16 | 特別償却準備金 | ● | | | |
| | 17 | 繰延資産・金銭債務の償還差損益 | ● | | | |
| | 18 | 外貨建取引等 | | ● | | |
| 19 | 評価損益 | | ● | | | |
| 給与 | 20 | 給与等 | | ● | | |
| 営 業 経 費 等 | 21 | 寄附金 | | | ● | |
| | 22 | 交際費等 | | | ● | |
| | 23 | 租税公課等 | | ● | | |
| | 24 | 貸倒損失 | | | ● | |
| | 25 | その他の損金 | | | ● | |

| 章・テーマ | | テ ー マ | テ キ ス ト | | | |
|-------|----|-----------------------|------------------|-------|-------|-------|
| | | | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 |
| 圧縮記帳等 | 26 | 圧縮記帳制度の概要 | | ● | | |
| | 27 | 国庫補助金等の圧縮記帳 | | ● | | |
| | 28 | 保険差益の圧縮記帳 | | ● | | |
| | 29 | 交換の圧縮記帳 | | ● | | |
| | 30 | 特定資産の買換えの圧縮記帳 | | ● | | |
| | 31 | 収用等の圧縮記帳 | | ● | | |
| | 32 | 収用等の所得の特別控除 | | ● | | |
| | 33 | 特別勘定 | | ● | | |
| | 34 | 先行取得の圧縮記帳 | | ● | | |
| | 35 | 特定資産の交換の圧縮記帳 | | ● | | |
| 引当金 | 36 | 貸倒引当金 | | | ● | |
| | 37 | 海外投資等損失準備金 | | | ● | |
| 借地権 | 38 | 借地権 | | ● | | |
| リース | 39 | リース取引 | | | | ● |
| 欠損 | 40 | 欠損金 | | ● | | |
| 海外取引 | 41 | 国外関連者との取引に係る課税の特例 | | | ● | |
| | 42 | 国外支配株主等に係る負債利子等の課税の特例 | | | ● | |
| | 43 | 対象純支払利子等に係る課税の特例 | | | ● | |
| | 44 | 外国子会社合算税制 | | | ● | |
| 税額計算 | 45 | 税額計算の仕組み | ● | | | |
| | 46 | 試験研究費の特別控除 | ● | | | |
| | 47 | 資産取得・給与等の特別控除 | ● | | | |
| | 48 | 使途秘匿金の特別税額 | ● | | | |
| | 49 | 所得税額控除 | ● | | | |
| | 50 | 外国税額控除 | ● | | | |
| 申告 | 51 | 申告、納付及び還付等 | | | | ● |
| 再編 | 52 | 企業組織再編税制 | | | ● | |
| グル法 | 53 | グループ法人税制 | ● | ● | | |
| グル通 | 54 | グループ通算制度 | | | | ● |

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
P 1～78

凡 例

<略式名称>

<正式名称>

| | |
|-----|--------------------|
| 法 | 法人税法 |
| 法附則 | 法人税法附則 |
| 令 | 法人税法施行令 |
| 令附則 | 法人税法施行令附則 |
| 規 | 法人税法施行規則 |
| 基 通 | 法人税基本通達 |
| 個 通 | 法人税個別通達 |
| 措 法 | 租税特別措置法 |
| 措 令 | 租税特別措置法施行令 |
| 措 規 | 租税特別措置法施行規則 |
| 措 通 | 租税特別措置法関係通達 |
| 国通法 | 国税通則法 |
| 耐 令 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 |
| 耐 通 | 耐用年数の適用等に関する取扱通達 |

引 用 例

| | |
|--------------|-------------------|
| 法22③二 | 法人税法第22条第3項第二号 |
| 基通 1 - 1 - 1 | 法人税基本通達 1 - 1 - 1 |

法人税の学習にあたって



ポイント整理

① 本試験の傾向

本試験において、法人税は、理論50点、計算50点の出題がなされており、その傾向は次のとおりである。

- (1) 理論については、大問が1題（小問に区分されたもの）又は大問が2題から3題、出題されることが多い。
- (2) 計算については、総合問題1題、総合問題＋個別問題の2題形式又は複数の個別問題形式のいずれかの形式から出題されることが多い。

表1 過去5年間の理論の出題状況

| 年 度 | 出 題 項 目 |
|------------|---|
| 第73回（令和5年） | グループ通算制度、過大支払利子税制、貸倒損失・貸倒引当金 |
| 第72回（令和4年） | 受取配当、みなし配当（資本の払戻し）、外国子会社配当、解散（欠損金、事業年度、申告、資本金等の額） |
| 第71回（令和3年） | 収益の額、繰延資産、寄附金 |
| 第70回（令和2年） | みなし配当（自己株式等）、納税義務者と課税所得等の範囲 |
| 第69回（令和元年） | 事業年度、交際費等 |

表2 過去5年間の計算の出題状況

| 年 度 | 出 題 項 目 |
|------------|--|
| 第73回（令和5年） | 総合問題（租税公課、受取配当、外国子会社、所得税、役員給与、減価償却、国庫補助金の圧縮記帳、交際費） 個別問題（寄附金、グループ法人税制） |
| 第72回（令和4年） | 総合問題（租税公課、修正申告、外貨建資産等、役員給与、減価償却、暗号資産、寄附金、別表四、別表一） |
| 第71回（令和3年） | 個別問題（租税公課、グループ法人税制、貸倒損失・貸倒引当金、解散（欠損金、現物分配、みなし配当）） |
| 第70回（令和2年） | 個別問題（役員給与、保険差益の圧縮記帳、減価償却、受取配当等、所得税、同族会社、留保金課税） |
| 第69回（令和元年） | 個別問題（租税公課、リース取引、有価証券・みなし配当・受取配当・所得税、適格合併、棚卸資産・評価損益、減価償却、役員給与、欠損金） |

② 上級コースの学習にあたって

(1) 偏った学習をしないこと

理論、計算共に基礎論点から応用論点まで幅広く学習することが必要である。上級コースであるが故に応用論点にばかり目が向きがちになるが、まずは、計算であれば個別問題、理論であれば、理論マスターの確実な理解と暗記が基本となる。これらを疎かにしては、合格はおぼつかないことを、しっかりと意識しておくこと。

(2) 講義、演習を休まないこと

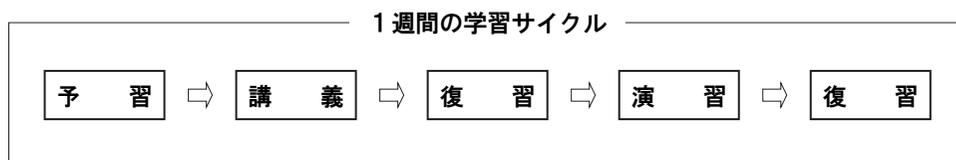
講義、演習共に休まずに学習を進めることが重要である。特に演習問題は、本試験の予行演習として大きな意味があり、毎回確実に受けることで大きな力となる。

また、講義、演習を受ける際には目的意識をもってこれに臨むことにより、さらに有意義に学習を進めることができる。

(3) 上級コースの学習サイクル

毎回の講義の前には予習を行うとより効果的である。

講義が終わった後にはしっかりと復習を行い、その後、演習を通じてさらに苦手な論点を発見し、対応していくこと。



<メ ㊦>

第 1 回

< 今回の学習内容 >

講 義 ①

- テーマ 1 納税義務者と課税所得等の範囲
- テーマ 6 各事業年度の所得の金額の計算の通則
- テーマ 7 企業利益と課税所得
- テーマ 45 税額計算の仕組み
- テーマ 12 棚卸資産等

テーマ 1

納税義務者と課税所得等の範囲

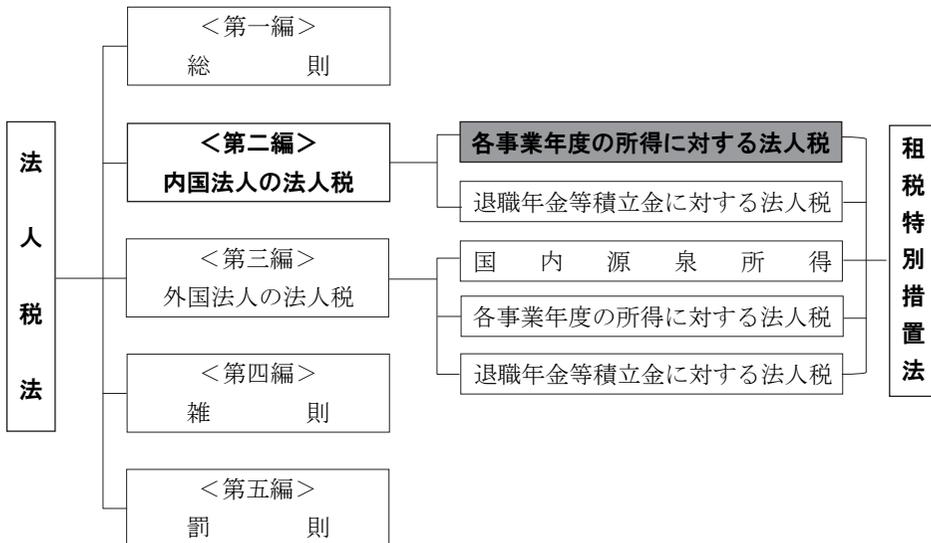
| 項目及び内容 | 参照条文 | 重要度 |
|----------------------|-------------------|-----|
| 1-1 法人税の概要 | | |
| ① 法人税の種類等 | 法1～法163、措法42の3の2等 | ☆☆☆ |
| ② 各事業年度の所得に対する法人税の体系 | 法21～法81、措法42の3の2等 | ☆☆☆ |
| 1-2 納税義務者と課税所得等の範囲 | | |
| ● 納税義務者と課税所得等の範囲 | 法2～9等 | ☆☆☆ |

1-1 法人税の概要

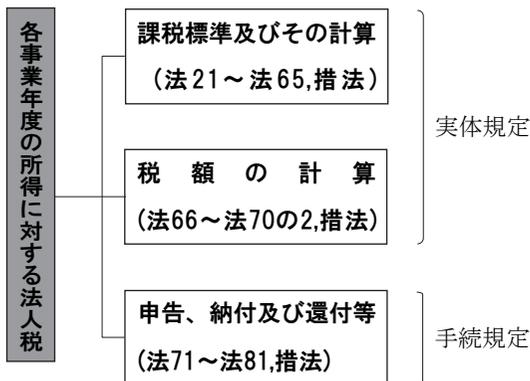


ポイント整理

① 法人税の種類等



② 各事業年度の所得に対する法人税の体系



1 法人税の種類等

法人税法は、第一編～第五編により構成され、このほか租税特別措置法によってその特例が定められている。そのうち、第二編の内国法人の法人税は、受験上最も重要であり、事業年度(会計期間)ごとに毎期の事業活動により実現した会社の所得(利益)に課税される法人税である。

プラスα 各事業年度の所得に対する法人税以外の法人税

退職年金等積立金に対する法人税

退職年金業務等を営む信託会社や保険会社などに対して課税される法人税で、退職年金に対する課税が、従業員が退職するまで発生しないことに対する遅延利息たる性質を有している法人税である。よって、各事業年度の所得に対する法人税とはその性質が異なる特殊な法人税である。(現在適用停止)

2 各事業年度の所得に対する法人税の体系

各事業年度の所得に対する法人税は、所得の内容(課税標準)・税の内容(税額の計算)に関する実体規定と、納付の内容(申告、納付、更正など)に関する手続規定とに大別される。

(1) 課税標準及びその計算

法人税では納税者の担税力を所得の金額という数値(課税標準)で表している。

(注) 課税標準とは、税額算定の基準となる価格または数量をいう。

(2) 税額の計算

法人税では、原則的な税率を23.2%とする比例税率を採用している。

(注) 比例税率とは、課税標準の多寡にかかわらず、常に一定の税率により課税するものである。

(3) 申告・納付等

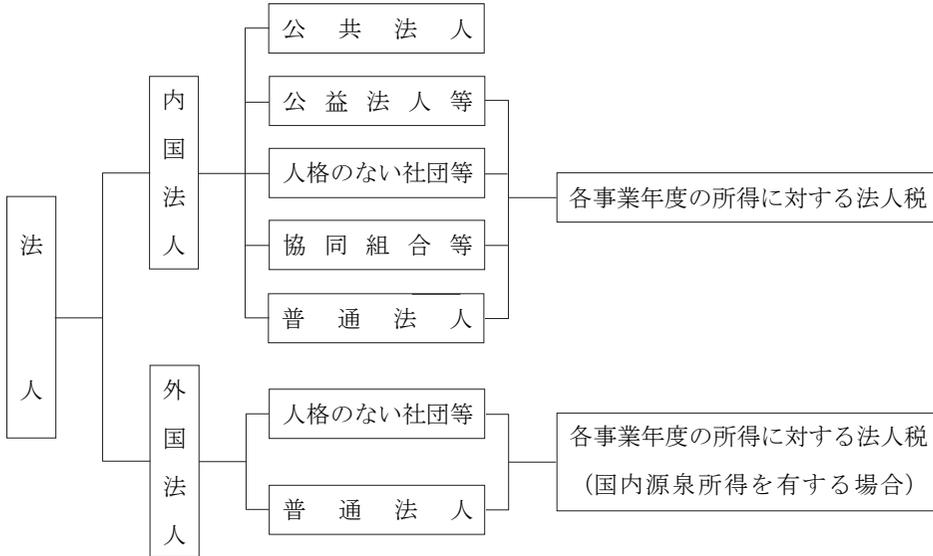
内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に確定申告書を、事業年度が6月を超える内国法人である普通法人は、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に中間申告書を、税務署長に提出しなければならない。

1-2 納税義務者と課税所得等の範囲



ポイント整理

● 納税義務者と課税所得等の範囲



(注) 納税義務者と課税所得、基本税率の関係

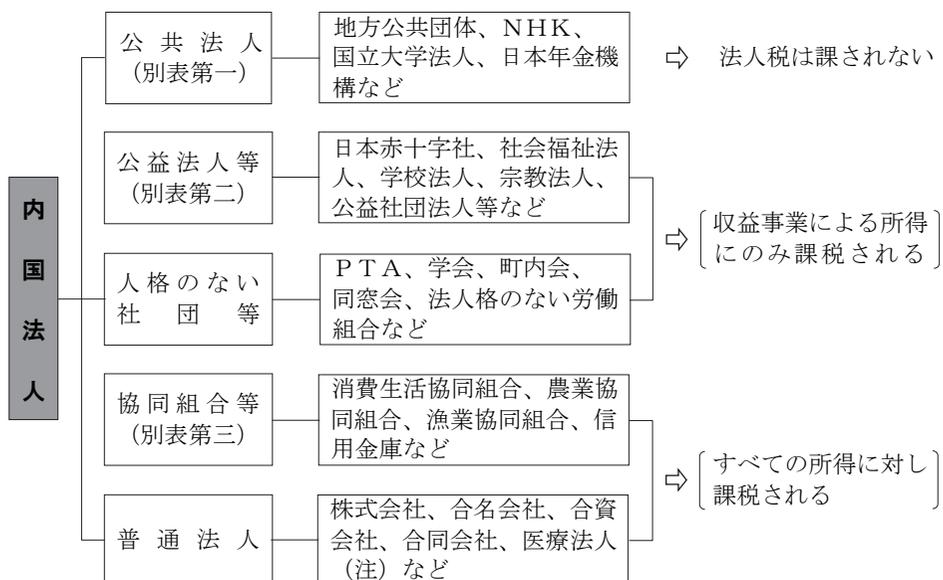
| 法人の種類 | | 課税所得等の範囲 | 基本税率 |
|----------|------|-------------|---------|
| 普通法人 | | 全ての所得 | 23.2% |
| 協同組合等 | | | 19% |
| 人格のない社団等 | | 収益事業から生ずる所得 | 23.2% |
| 公益法人等 | | | |
| | | | 公益社団法人等 |
| | 上記以外 | | 19% |

1 納税義務者と課税所得等の範囲

(1) 法人税の納税義務者

- ① 公共法人…法人税を納める義務はない。
- ② 内国法人…所得の源泉が国内にあるか国外にあるかを問わず、法人税が課される。
- ③ 外国法人…所得の源泉が国内にある場合にのみ日本の法人税が課される。
- ④ 普通法人・協同組合等…無条件で納税義務者となる。
- ⑤ 公益法人等・人格のない社団等…収益事業を営む場合には納税義務者となる。

(2) 内国法人の課税所得等の範囲



(注) 社会医療法人は、公益法人等に含まれる。

※ 上記のほか、退職年金業務等を営む法人には退職年金等積立金に対する法人税が課される（現在適用停止中）。

(3) 外国法人の課税所得等の範囲

外国法人については、原則として国内源泉所得を有する場合、又は退職年金業務等を行う場合には、法人税が課される。

(4) 用語の意義（人格のない社団等）

人格のない社団等とは法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいい、法人とみなして法人税法の規定が適用される。

① 法人でない社団（基通1-1-1）

法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもの（法人登記をしていないもの）で、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有して統一された意志をもって活動を行うものをいう。

② 法人でない財団（基通1-1-2）

法人でない財団とは一定の目的を達成するために出えんされた財産の集合体で、特定の個人又は法人の所有に属さないで、一定の組織による統一された意志の下に活動を行うもののうち法人格のないものをいう。

総 則

<メ モ>

テーマ 6

所得の金額の計算の通則

| 項目及び内容 | 参照条文 | 重要度 |
|------------------------|------|-----|
| 6-1 各事業年度の所得の金額の計算の通則 | | |
| ① 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準 | 法21 | ☆☆☆ |
| ② 各事業年度の所得の金額 | 法22① | ☆☆☆ |
| ③ 益金の額 | 法22② | ☆☆☆ |
| ④ 損金の額 | 法22③ | ☆☆☆ |
| ⑤ 公正妥当な会計処理基準 | 法22④ | ☆☆☆ |
| ⑥ 資本等取引 | 法22⑤ | ☆☆☆ |

6-1 所得の金額の計算の通則



ポイント整理

① 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準 (法21)

各事業年度の所得の金額

② 各事業年度の所得の金額 (法22①)

その事業年度の益金の額－その事業年度の損金の額

③ 益金の額 (法22②)

その事業年度の益金の額に算入すべき金額

- (1) 資本等取引以外の取引に係るその事業年度の収益の額
- (2) 別段の定めがあるものを除く

④ 損金の額 (法22③)

その事業年度の損金の額に算入すべき金額

- (1)

| | |
|---|-----------------------------|
| { | その事業年度の収益に係る原価の額 |
| | その事業年度の費用（償却費以外は債務確定分に限る）の額 |
| | その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの |
- (2) 別段の定めがあるものを除く

⑤ 公正妥当な会計処理基準 (法22④)

収益、費用等の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算

⑥ 資本等取引 (法22⑤)

- (1) 法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引
- (2) 法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡し

1 各事業年度の所得の金額

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準である「各事業年度の所得の金額」は、その事業年度に帰属する益金の額と損金の額をその計算対象とし、事業年度ごとに区分して計算（これを「事業年度単位課税」という。）する。

「その」事業年度とは特定の事業年度のことを示し、益金の額と損金の額について特定の期間における対応を要求している。

2 益金の額（収益の額に関する取引の例示）

- (1) 資産の販売
商品又は製品の売上高など
- (2) 有償による資産の譲渡又は役務の提供
固定資産の譲渡における譲渡対価、土地の賃貸における収入金額など
- (3) 無償による資産の譲渡又は役務の提供
資産の贈与における時価、無利息貸付における通常の利息など
- (4) 無償による資産の譲受け
受贈益（時価）

3 損金の額

費用の額のうち償却費以外の費用については、期末までに債務の確定しているものに限って損金の額に算入される。

次の要件のすべてに該当すれば、債務が確定したものとする（債務確定基準）。

- (1) その事業年度終了の日までにその費用に係る債務が成立していること。
- (2) その事業年度終了の日までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- (3) その事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

4 資本等取引

資本等取引に係る純資産の増減は、所得計算に一切影響を与えることはない。言い換えれば、資本等取引以外の取引に係る純資産の増減は、すべて所得計算に含まれる。

<メ モ>

テーマ 7

企業利益と課税所得

| 項目及び内容 | 参照条文 | 重要度 |
|---------------------------|------|-----|
| 7-1 別表四のフォーム | | |
| ● 別表四のフォーム | | ☆☆☆ |
| 7-2 税効果会計 | | |
| ① 税効果会計に係る処理 | | ☆ |
| ② 法人税等調整額の申告調整 | | ☆ |
| ③ 剰余金の処分による圧縮積立金及び特別償却準備金 | | ☆ |
| 7-3 資本金等の額及び利益積立金額 | | |
| ① 資本金等の額の性格 | | ☆☆ |
| ② 利益積立金額の性格 | | ☆☆ |
| 7-4 別表四と別表五(一) I の関係 | | |
| ● 別表四と別表五(一) I の関係 | | ☆☆☆ |
| 7-5 別表五(一) I の構造 | | |
| ● 別表五(一) I の構造 | | ☆☆☆ |
| 7-6 別表五(一) I の記載上のルール | | |
| ● 別表五(一) I の記載上のルール | | ☆☆☆ |
| 7-7 別表五(一) II の構造 | | |
| ● 別表五(一) II の構造及び記載上のルール | | ☆☆ |
| 7-8 企業利益と課税所得との関係 | | |
| ① 企業利益と課税所得との関係 | | ☆☆☆ |
| ② 確定決算原則 | | ☆☆ |
| 7-9 税務調整 | | |
| ① 税務調整の概要 | | ☆☆ |
| ② 決算調整事項の例示 | | ☆☆ |
| ③ 申告調整事項の例示 | | ☆☆ |
| 7-10 決算修正型出題形式 | | |
| ● 決算修正型出題形式 | | ☆☆ |

7-1 別表四のフォーム



ポイント整理

● 別表四のフォーム

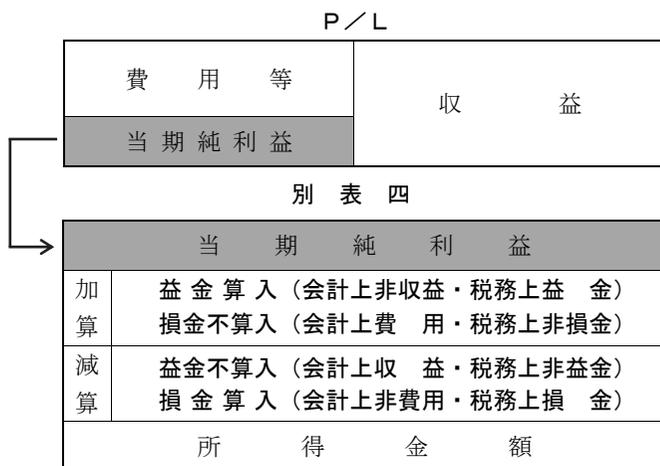
| 区 分 | | 金 額 | |
|----------------|--|-------------------------|--------------------------|
| 当期利益又は当期損失の額 | | ① 円 | ← 税引後利益 |
| 加 算 | 損金経理法人税等 損金経理住民税 損金経理納税充当金 減価償却超過額 役員給与の損金不算入額 交際費等の損金不算入額 売上高計上もれ (法人税等調整額) ∴ | (益金算入) 及び (損金不算入) | |
| | 小 計 | ② | |
| 減 算 | 納税充当金支出事業税等 受取配当等の益金不算入額 仮払寄附金認定損 売上原価計上もれ 収用等の所得の特別控除額 (法人税等調整額) ∴ | (損金算入) 及び (益金不算入) | |
| | 小 計 | ③ | |
| 仮 計 | | ①+②-③=④ | |
| 寄附金の損金不算入額 | | (加 算) | ← 寄附金の損金算入限度額の計算に使用 ⑤ |
| 法人税額控除所得税額 | | (加 算) | |
| 控除対象外国法人税額 | | (加 算) | |
| 合 計 | | ④+⑤=⑥ | |
| 差 引 計 | | (同 上) | |
| 欠損金等の当期控除額 | | △ (減 算) ⑦ | |
| 総 計 | | ⑥-⑦ | |
| 所 得 金 額 | | (同 上) | |

留意点 別表四の作成上のポイント

別表四は、確定決算上の当期純利益と課税所得との差異が生ずる部分を加算又は減算することによって課税標準である所得金額を計算する表である。

(1) 会社計上当期純利益欄

会社計上当期純利益欄には、確定決算による損益計算書の当期純利益を転記する。



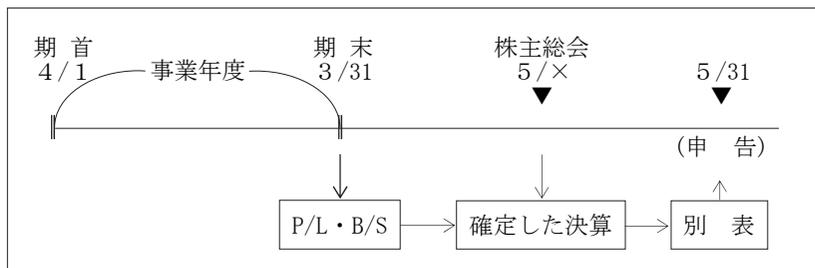
(2) 仮計以下の欄

- ① 仮計以下の項目の記載順序は不動であり、申告書作成の順序にも関係するため、仮計以下の重要な項目については、科目、順序共に正確に暗記すること。
- ② 仮計以下の欄はすべて加算が前提のため、減算項目（欠損金等の当期控除額）については金額欄に△（マイナス）の記号を数字の前につけること。

プラスα 決算から申告までの流れ

法人税の課税所得は、企業利益と全く別に計算されるのではなく、確定した決算（株主総会の承認を受けた決算）に基づく企業利益に所要の調整を加えて計算する。

この企業利益を出発点にして課税所得を算出する計算表を「別表四」という。



 **留意点 青色申告**

(1) 制度の内容

青色申告とは、正確な帳簿の記載を条件に、税制上の優遇規定の適用を認めようとするものである。

(2) 正確な帳簿の記載

青色申告法人は、一切の取引につき複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。

さらに、当該記録に基づき決算を行わなければならない。

(注) 青色申告法人以外の法人は、帳簿の備付け及び保存自体は青色申告法人と同様に必要であるが、記録については簡易な方法が認められる。

(3) 青色申告の特典

青色申告書の提出を促進するために青色申告法人に限って認められるいくつかの制度がある。これがいわゆる青色申告の特典と称されるものである。

① 法人税法上の特典

- | |
|---------------|
| イ 青色欠損金の繰越控除 |
| ロ 青色欠損金の繰戻し還付 |
| ハ 青色申告書に係る更正 |

② 租税特別措置法上の特典

- | |
|-------------------------|
| イ 各種の法人税額の特別控除 |
| ロ 各種の特別償却、各種準備金の損金算入 など |

(4) 承認の申請の期限

① 通常の場合

承認を受けようとする事業年度開始の日の前日まで

② 新設法人等の場合…次のいずれか早い日の前日まで

イ 設立等の日以後3月を経過した日

ロ 設立等の日の属する事業年度終了の日

【具体例】3月末決算の法人

〈ケース1〉

令和6年5月1日設立の場合

⇒ 令和6年8月1日と令和7年3月31日の早い日の前日 ∴ 令和6年7月31日

〈ケース2〉

令和7年2月20日設立の場合

⇒ 令和7年5月20日と令和7年3月31日の早い日の前日 ∴ 令和7年3月30日

(5) 自動承認

① 確定申告

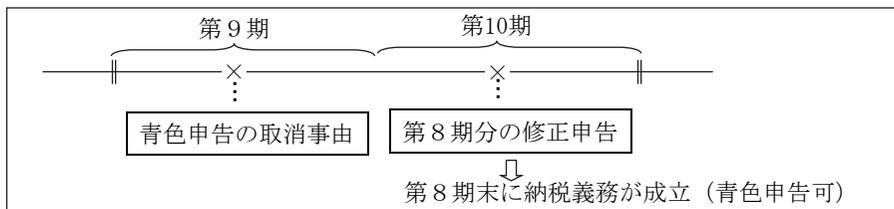
その事業年度終了の日までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

② 中間申告

その事業年度開始の日以後6月を経過する日までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

(6) 承認の取消し

青色申告の承認の取消しがあった場合には、取消しの事由が生じた事業年度まで遡って青色申告書以外の申告書とみなすこととなるが、その事由が生じた事業年度開始の日前に納税義務が成立しているものは除かれる。



7-2 税効果会計



ポイント整理

① 税効果会計に係る処理

| 一時差異の種類 | 会計処理 | | 税効果会計の 税務調整 |
|------------------------------|----------|--------------------------|------------------|
| 将来減算 一時差異 | 発生 年度 | 繰延税金資産 ××× / 法人税等調整額 ××× | 法人税等調整額 (減・留) |
| | 解消 年度 | 法人税等調整額 ××× / 繰延税金資産 ××× | 法人税等調整額 (加・留) |
| 将来加算 一時差異 | 発生 年度 | 法人税等調整額 ××× / 繰延税金負債 ××× | 法人税等調整額 (加・留) |
| | 解消 年度 | 繰延税金負債 ××× / 法人税等調整額 ××× | 法人税等調整額 (減・留) |
| 法人税等調整額の加減算の双方の調整があるとき→純額を調整 | | | |

② 法人税等調整額の申告調整

| 別表四の税務調整 |
|---|
| <p>(1) 別表四減算・留保</p> <p>法人税等調整額が法人税・住民税及び事業税から減算されている場合 = 法人税等調整額が損益計算書においてマイナス(Δ)表示されている場合 = 法人税等調整額が当期純利益の計算上、加算されている場合</p> |
| <p>(2) 別表四加算・留保</p> <p>法人税等調整額が法人税・住民税及び事業税に加算されている場合 = 法人税等調整額が損益計算書においてプラス表示されている場合 = 法人税等調整額が当期純利益の計算上、減算されている場合</p> |

③ 剰余金の処分による圧縮積立金及び特別償却準備金

| |
|--|
| (1) 剰余金の処分による積立額 |
| 会計上積立額 = 本来計上すべき圧縮積立金等の額 - これに係る繰延税金負債の額 |
| (2) 別表四減算額・特別償却準備金の要取崩額の計算対象 |
| 別表四減算額 = 本来計上すべき圧縮積立金等の額 (会計上積立額 + 繰延税金負債) |

1 税効果会計に係る処理

(1) 会計と税務の差異

企業会計は、適正な期間損益計算を目的とした当期純利益の算出を目指すものであるのに対し、税法は、課税の公平を目的とした課税所得の算出を目指すものである。

この目的の相違に伴い、会計と税務とでは、費用又は損金を計上する時期に差異が生ずることになる。

(2) 税効果の対象

企業利益と課税所得の差異は、一時差異と永久差異の2つに分類され、そのうち税効果会計の対象となるものは一時差異である。

一時差異は、企業利益と課税所得の差異が一時的なものであり、各期を通じて解消される。つまり、差異の発生する期から解消される期への法人税等の配分が可能なものである。従って、基本的には、税法における「留保項目」が該当する。

(3) 永久差異と一時差異

| 差 異 の 種 類 | | 具 体 例 | 適 用 |
|-----------|---|--|-------------|
| 永久 差異 | 企業会計の収益・費用と、税法の益金・損金の範囲が異なることによるもの | 交際費等の損金不算入額(加・流) 寄附金の損金不算入額(加・流) 受取配当等の益金不算入額(減・課) | 税効果 会計なし |
| 一時 差異 | 企業会計の収益・費用と、税法の益金・損金の範囲自体は同じであるが認識時期が異なることによるもの | 減価償却超過額(加・留) 貸倒引当金繰入超過額(加・留) 売上原価計上もれ(減・留) | 税効果 会計あり |

(4) 一時差異の具体例

| 将来減算一時差異の例示 | 将来加算一時差異の例示 |
|-------------------|----------------------------|
| ① 減価償却（繰延資産償却）超過額 | ① 評価益の益金不算入額 |
| ② 評価損の損金不算入額 | ② 各種圧縮記帳（剰余金の処分による経理）の積立額 |
| ③ 貸倒引当金の繰入超過額 | ③ 特別償却準備金（剰余金の処分による経理）の積立額 |
| ④ 各種圧縮超過額 | |
| ⑤ 各種特別勘定の繰入超過額 | |
| ⑥ 特別償却準備金の積立超過額 | |

留意点 法人税額等

納税充当金（事業税分を除く。）、法人税等及び住民税は、加算・留保される項目ではあっても、一切損金算入されないことから永久差異として取り扱う。

 **留意点 税効果会計の導入の具体例**

(1) 税効果会計の導入がない場合

- ① 税引前当期利益は1,000,000円であり、当期の確定申告により納付すべき法人税等は450,000円である。

【損益計算書】 (単位：円)

| 摘 要 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 税引前当期利益 | 1,000,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | ※ 450,000 |
| 当 期 利 益 | 550,000 |

 対応関係なし

※ 課税所得1,500,000円の場合 ⇨ 1,500,000円×30% (実効税率) = 450,000円

- ② 当期の確定申告により納付すべき法人税等の見積額は450,000円であり、当期の費用に計上している。また、当期末の売上高500,000円が計上されていない。

【別表四】 (単位：円)

| | | |
|---------|-----------|---------|
| 当 期 利 益 | 550,000 | |
| 加算 | 損金経理納税充当金 | 450,000 |
| | 売上計上もれ | 500,000 |
| 所 得 金 額 | 1,500,000 | |

(2) 税効果会計を導入する場合

- ① **【損益計算書】** (単位：円)

| 摘 要 | 金 額 |
|--------------|--------------------------------|
| 税引前当期利益 | 1,000,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | ※ 450,000 |
| 法人税等調整額 | <u>△150,000</u> <u>300,000</u> |
| 当 期 利 益 | 700,000 |

 対応関係あり

- ② **【別表四】** (単位：円)

| | | |
|---------|-----------|----------------|
| 当 期 利 益 | 700,000 | |
| 加算 | 損金経理納税充当金 | 450,000 |
| | 売上計上もれ | 500,000 |
| 減算 | 法人税等調整額 | <u>150,000</u> |
| 所 得 金 額 | 1,500,000 | |

② 参 考 一時差異の発生と解消

(1) 将来減算一時差異

当期に加算・留保し翌期以後に減算・留保される項目

(注) 法人税等の加算留保

納税充当金（事業税分を除く。）、法人税、住民税は、翌期以降に損金算入されるものではないため、「将来減算一時差異」に該当しない。

① 繰延税金資産の発生

〔別表四〕

未払寄附金否認 500円（加・留）

⇒ 繰延税金資産 150円
前払分としてB/S計上 / 法人税等調整額 150円
費用のマイナス

※ 500円×30%=150円

〔別表四〕

⇒ 法人税等調整額 150円（減・留）

〔別表五(一) I〕

(単位：円)

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|-------------|---|---|-------|-------|
| 未 払 寄 附 金 | | | 500 | 500 |
| 繰 延 税 金 資 産 | | | △ 150 | △ 150 |

② 繰延税金資産の解消

〔別表四〕

前期末払寄附金認容 500円（減・留）

⇒ 法人税等調整額 150円
費用にプラス / 繰延税金資産 150円
資産の消却

※ 500円×30%=150円

〔別表四〕

⇒ 法人税等調整額 150円（加・留）

〔別表五(一) I〕

(単位：円)

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|-------------|-------|-------|---|---|
| 未 払 寄 附 金 | 500 | 500 | | 0 |
| 繰 延 税 金 資 産 | △ 150 | △ 150 | | 0 |

(2) 将来加算一時差異

当期に減算・留保し翌期以後に加算・留保される項目

① 繰延税金負債の発生

〔別表四〕

仮払寄附金認定損 300円 (減・留)

⇨ 法人税等調整額 90円 / 繰延税金負債 90円
費用にプラス 未払分としてB/S計上

※ 300円×30%=90円

〔別表四〕

⇨ 法人税等調整額 90円 (加・留)

〔別表五(一) I〕

(単位：円)

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|-------------|---|---|-------|-------|
| 仮 払 寄 附 金 | | | △ 300 | △ 300 |
| 繰 延 税 金 負 債 | | | 90 | 90 |

② 繰延税金負債の解消

〔別表四〕

前期仮払寄附金否認 300円 (加・留)

⇨ 繰延税金負債 90円 / 法人税等調整額 90円
負債の消却 費用のマイナス

※ 300円×30%=90円

〔別表四〕

⇨ 法人税等調整額 90円 (減・留)

〔別表五(一) I〕

(単位：円)

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|-------------|-------|-------|---|---|
| 仮 払 寄 附 金 | △ 300 | △ 300 | | 0 |
| 繰 延 税 金 負 債 | 90 | 90 | | 0 |

留意点 税効果会計の別表五(一) I の調整

損益計算書に記載される法人税等調整額は、別表四において（加算・留保又は減算・留保）として調整を行うのであるが、この法人税等調整額は、繰延税金資産及び繰延税金負債の差額であるので、別表五(一) I には、繰延税金資産及び繰延税金負債の科目で記載する。

設 例

当社は、税効果会計を適用しており、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の異動状況は、次のとおりである。当社はこれらの差額である法人税等調整額88,000円を法人税・住民税及び事業税から控除している。

| 区 分 | 期首現在額 | 当期減少額 | 当期増加額 | 期末現在額 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 繰延税金資産 | 672,000円 | 576,000円 | 688,000円 | 784,000円 |
| 繰延税金負債 | 152,000円 | 48,000円 | 72,000円 | 176,000円 |

解 説

(1) 当期利益の計算上加算されている法人税等調整額は別表四で減算する。

(2) 会計上の処理

| | | | | |
|---------|----------|---|---------|----------|
| 繰延税金資産 | 688,000円 | / | 法人税等調整額 | 688,000円 |
| 法人税等調整額 | 576,000円 | / | 繰延税金資産 | 576,000円 |
| 法人税等調整額 | 72,000円 | / | 繰延税金負債 | 72,000円 |
| 繰延税金負債 | 48,000円 | / | 法人税等調整額 | 48,000円 |

(3) 税務調整

① 別表四の処理

法人税等調整額 88,000円（減・留）

※688,000円－576,000円－72,000円＋48,000円＝88,000円

② 別表五(一) I の処理

(単位：円)

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 繰延税金資産 | △ 672,000 | △ 576,000 | △ 688,000 | △ 784,000 |
| 繰延税金負債 | 152,000 | 48,000 | 72,000 | 176,000 |

設 例

(1) <ケース1>

当期の確定申告により納付することになる法人税・県民税及び市市民税・事業税の見積額の合計額は5,000,000円であり、法人税等調整額1,500,000円との差額3,500,000円を当期の費用に計上している。

(2) <ケース2>

① 当社の当期における損益計算書は次のとおりである。

| 摘 要 | 金 額 (単位：円) |
|--------------|-----------------------|
| 税引前当期純利益 | 1,800,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 900,000 |
| 法人税等調整額 | △225,000 675,000 |
| 当期純利益 | 1,125,000 |

② 法人税、住民税及び事業税900,000円のうち400,000円は当期中間申告分として納付した金額（うち法人税200,000円、住民税150,000円）であり、残額の500,000円は期末において納税充当金として当期確定申告分を見積計上したものである。

解 説

(1) <ケース1>

① 納税充当金と法人税等調整額との差額が当期利益の計算上控除されているが、納税充当金の加算と法人税等調整額の減算は両建てで調整しなければならない。

② 別表四の調整は次のとおりとなる。

| | |
|-------------|-----------------|
| イ 損金経理納税充当金 | 5,000,000円（加・留） |
| ロ 法人税等調整額 | 1,500,000円（減・留） |

(2) <ケース2>

① 法人税、住民税及び事業税については、当期利益の計算上控除されていることから、イ．中間申告分の金額のうち法人税及び住民税は損金不算入とし、ロ．見積計上した当期確定分の見積額を損金不算入とする。

② 法人税等調整額が法人税、住民税及び事業税から控除されており、結果として当期利益に含まれている。

③ 別表四の調整は次のとおりとなる。

| | |
|-------------|---------------|
| イ 損金経理法人税等 | 200,000円（加・留） |
| ロ 損金経理住民税 | 150,000円（加・留） |
| ハ 損金経理納税充当金 | 500,000円（加・留） |
| ニ 法人税等調整額 | 225,000円（減・留） |

2 税効果会計適用の有無の比較

【具体例】

- (1) 税引前当期純利益 10,000円、繰越利益剰余金の前期末残高 0円
 (2) 期末における建物圧縮積立金の積立
 ① 税効果適用のない場合の積立額 7,000円
 ② 税効果適用のある場合の積立額 4,900円（繰延税金負債 2,100円）
 (3) 当期の確定申告により納付すべき法人税等の額 900円（実効税率30%）

① 税効果会計を適用していない場合

【損益計算書末尾】

(単位：円)

| 摘 要 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 税引前当期純利益 | 10,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 900 |
| 当期純利益 | 9,100 |

【別表4】

(単位：円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|-------|
| 当期純利益 | 9,100 |
| 加 算 損金経理納税充当金 | 900 |
| 減 算 圧縮積立金積立 | 7,000 |
| 所得金額 | 3,000 |

【別表5(一)のI】

(単位：円)

| 区 分 | 期首 利 積 | 当期増減 | | 期 末 利 積 |
|---------|-----------|------|--------|------------|
| | | 減 | 増 | |
| 圧縮積立金 | | | 7,000 | 7,000 |
| 圧縮積立金積立 | | | △7,000 | △7,000 |
| 納税充当金 | | | 900 | 900 |
| 繰越損益金 | | | 2,100 | 2,100 |
| 合 計 | | | 3,000 | 3,000 |

② 税効果会計を適用している場合

【損益計算書末尾】

(単位：円)

| 摘 要 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 税引前当期純利益 | 10,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 900 |
| 法人税等調整額 | 2,100 |
| 当期純利益 | 7,000 |

【別表4】

(単位：円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|-------|
| 当期純利益 | 7,000 |
| 加 算 損金経理納税充当金 | 900 |
| 法人税等調整額 | 2,100 |
| 減 算 圧縮積立金積立 | 7,000 |
| 所得金額 | 3,000 |

【別表5(一)のI】(注)

(単位：円)

| 区 分 | 期首 利 積 | 当期増減 | | 期 末 利 積 |
|---------|-----------|------|--------|------------|
| | | 減 | 増 | |
| 圧縮積立金 | | ① | 4,900 | 4,900 |
| 圧縮積立金積立 | | ② | △7,000 | △7,000 |
| 繰延税金負債 | | ③ | 2,100 | 2,100 |
| 納税充当金 | | | 900 | 900 |
| 繰越損益金 | | | 2,100 | 2,100 |
| 合 計 | | | 3,000 | 3,000 |

(注) 別表5(一)のIの記載

別表5(一)のIの記載は次のようになる。

- ① 会社計上積立額……剰余金の処分による会計上の積立額 4,900円 (③欄)
 ② ○○積立金積立……会計上の積立額+繰延税金負債 7,000円 (③欄)
 ③ 繰延税金負債……他になければ、積立てにより生じた法人税等調整額 2,100円 (③欄)

7-3 資本金等の額及び利益積立金額



ポイント整理

① 資本金等の額の性格

資本金等の額は、「法人が株主等から出資を受けた金額」である。資本金及び企業会計上の資本剰余金の合計額に相当する概念であり、実質的な資本を意味する。

資本金等の額の増減取引は、資本等取引として所得計算から除外される。

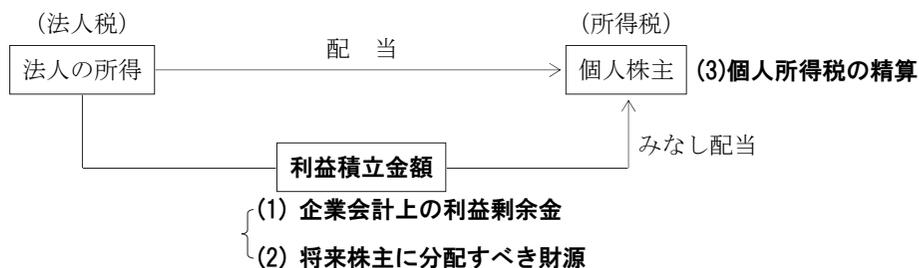
② 利益積立金額の性格

- (1) 企業会計上の利益剰余金に相当するものである。
- (2) 法人税課税後の留保所得で、未だ個人所得税の精算を受けていないものの累積額であり、将来株主に分配すべき財源である。
- (3) 利益積立金額が解散、減資等を通じて個人株主に分配された場合には、配当等とみなすことにより、個人所得税の精算を受けさせる。

剰余金の分配（利益積立金額の減少）は、資本等取引として所得計算から除外される。

1 利益積立金額の性格

現在の我が国の法人税法は、法人は個人株主の集合体であるということを前提にしているため、法人の所得は配当等としていずれ個人株主に分配され、個人所得税の精算を受けると考えられている。したがって、法人税の性格は、個人所得税の前払いとして位置づけられる。



留意点 留保金課税との関係

留保金課税が一事業年度のみを計算対象としているのに対し、「利益積立金額」は、法人の設立から現在までに留保した金額の累積額である。



7-4 別表四と別表五（一） I の関係



ポイント整理

● 別表四と別表五(一) I の関係

【別表四】

| 区 分 | 総 額 | 処 分 | |
|-------------|-----|--------------|---------|
| | | 留 保 | 社 外 流 出 |
| | ① | ② | ③ |
| 当 期 利 益 の 額 | | 別表五(一) I に転記 | |
| : | | | |
| 所 得 金 額 | | | |

【別表五(一) I】

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 | | | | | |
|--------------------|---------|---------------------|-----------|-------|-----------------------|
| 区 分 | | 期首現在 利益積立 金 額 | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首 現在利益 積立金額 |
| | | | 減 | 増 | |
| | | ① | ② | ③ | ④ |
| | | | 別表四②欄から転記 | | |
| 未人 | 未納法人税等 | △ | △ | △当期の | △ |
| 納税 | 未納道府県民税 | △ | △ | △中間・確 | △ |
| 法等 | 未納市町村民税 | △ | △ | △定申告分 | △ |
| 差 引 合 計 額 | | | | | |

$$\boxed{\text{期首現在の利益積立金額}} - \boxed{\text{当期中の減}} + \boxed{\text{当期中の増}} = \boxed{\text{差引翌期首現在利益積立金額}}$$

「別表四 留保欄②の金額」及び「剰余金の処分による変動額」などを転記

1 別表四と別表五(一) I の関係

別表四は税務上の損益計算書として、別表五(一) I は税務上の貸借対照表の一部として位置づけられ、両者は **別表四の留保欄** を **別表五(一) I の当期中の増減欄** に転記される関係にある。

設 例

当期の掛売上高10,000円の計上もれが発覚し別表四において次のような税務調整を行った。
売上高計上もれ10,000円 (加・留)

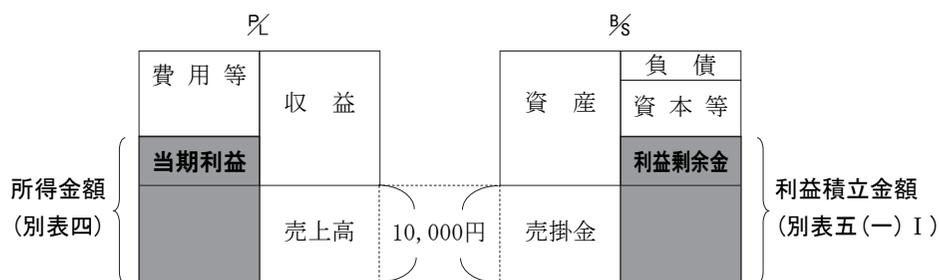
解 説

(1) 売上高計上もれ10,000円 (加・留) の調整は、本来であれば次のような会計処理が行われるはずであったことを示している。

(借) 売掛金 10,000円 (貸) 売上高 10,000円

別表五(一) I に転記 **別表四に転記**

(2) これを図解すると、次のようになる。



(3) 上記のように、当期利益と所得金額には10,000円の差が生じているが、このことは同時に、利益剰余金と利益積立金額にも10,000円の差を生じさせている。

留意点 別表四と別表五(一) I の調整

| 別表四の調整項目 | 別表五(一) I の調整 |
|----------|---------------------------|
| 加算・留保 | 利益剰余金より利益積立金額が大きいためプラス調整 |
| 減算・留保 | 利益剰余金より利益積立金額が小さいためマイナス調整 |
| 加算・社外流出 | 別表五(一) I において調整する必要はない |
| 減算・課税外収入 | |

7-5 別表五（一） I の構造



ポイント整理

● 別表五(一) I の構造

ヨコの構造 ……期首利益積立金額+当期の増減=期末利益積立金

①-②+③

| 区 分 | 期首利益積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在利益積立金額 |
|-----------|-----------|-----------|--------|---------------|
| | ① | 減 ② | 増 ③ | ④ |
| 利 益 準 備 金 | | | | |
| 積 立 金 | | | | |
| | | | | |
| 繰 越 損 益 金 | | | | |
| 納 税 充 当 金 | | | | |
| 未人 | 未納法人税等 △ | △ | △ | △ |
| 納税 | 未納道府県民税 △ | △ | △ | △ |
| 法等 | 未納市町村民税 △ | △ | △ | △ |
| 差 引 合 計 額 | | | | |
| | 期首残高 | 期中の増減状況 | | 期末残高 |

タテの構造
 ……各事業年度の留保所得等の金額△未納法人税等

利益剰余金
 +
 税務調整
 △未納法人税等

1 別表五(一) I の構造

(1) 税務上の貸借対照表

企業利益と課税所得の一致しない部分を調整する課税所得の計算表が別表四（所得の金額の計算に関する明細書）であり、「税務上の損益計算書」として位置づけられる。

一方、別表五(一) I（利益積立金額の計算に関する明細書）は、「税務上の貸借対照表の一部」として位置づけられる。

B / S

| | | |
|----------------------|-----------|--|
| 資 産 | 負 債 | 資本金等の額 期末利益積立金額 別表五(一) I |
| | 資 本 金 | |
| | 資 本 準 備 金 | |
| | 資 本 剰 余 金 | |
| | 利 益 準 備 金 | |
| 別 表 四 留 保 調 整 項 目 | 利 益 剰 余 金 | |
| | 未納法人・住民税 | |
| | | |

(2) 別表五(一) I の構造

① タテの構造

会社の利益準備金及び剰余金（利益剰余金）と利益積立金額の差異を調整する欄で、各事業年度の留保所得金額から未納法人税等を控除する形式になっている。

② ヨコの構造

期首現在額に当期の増減を調整して翌期繰越額を計算する欄で、期首から期末にかけての累積額の増減を示す形式になっている。

7-6 別表五（一）Ⅰ の記載上のルール



ポイント整理

● 別表五(一)Ⅰ の記載上のルール

| Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書 | | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------|----------------------------------|---------------------------------|---|-------------------|---|
| 区 分 | | 期 首 現 在 利益積立金額 | 当 期 の 増 減 | | | 差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③ |
| | | | 減 | 増 | | |
| | | ① | ② | ③ | | ④ |
| 利益準備金 積立金 | | 前期 から 繰り 越さ れた 金額 | 前期より繰り越された金額を消却する場合に記載する | 当期に新たに発生した 留保分の増減額 及び 繰越利益金以外の 利益剰余金の変動額 を記載する | | 次 期 に 繰 り 越 す 金 額 |
| 各事業年度の所得等の 金額のうち留保した項 目の科目を記載 | | | | | | |
| 繰越損益金 | | 繰越利益剰余金 の前期末残高 | ①の金額を転記 | | 繰越利益剰余金 の当期末残高 | ③の金額を転記 |
| 納税充当金 | | 前期繰越額 | 期中取崩額 | 期末引当額 | | B/S 計上額 |
| 未人 納税 法等 | 未納法人税及び 未納地方法人税 | △ 期 首 | ①と ③の うち 実際 納付 分 | 中間 確定 | △ △ | △ 期 末 |
| | 未納道府県民税 | △ 未 納 | | 中間 確定 | △ △ | |
| 未納市町村民税 | △ 額 | △ | | 中間 確定 | △ △ | △ 額 |
| 差引合計額 | | | | | | |

1 別表五(一) I の記載上のルール

(1) 期首現在利益積立金額 (①欄)

①欄に記載されている金額には、前期以前に生じた繰越償却超過額や繰入超過額などが示されている。別表五(一) I が答案用紙に付されている場合において、問題文中に繰越償却超過額や繰入超過額などのコメントがないときでも、それらの超過額を、自ら別表五(一) I ①欄から判断し、読み取ることになる。

(2) 当期の増減 (②③欄)

別表四の留保欄 (②欄) の金額が転記される。

- ① 当期に新たに発生した加算・留保及び減算・留保並びに利益剰余金の変動額を記載する場合

| |
|---|
| イ 加算・留保 「当期中の増減の増 (③欄)」に発生額を記載する。 |
| ロ 減算・留保 「当期中の増減の増 (③欄)」に△印を付して記載する。これは、利益積立金額の減少を意味する。 |

- ② 前期に発生した加算・留保及び減算・留保を消却する場合

| |
|--|
| イ 加算・留保を消却する場合(①欄に金額が記載されている。) 「当期中の増減の減 (②欄)」に消却額を記載する。 |
| ロ 減算・留保を消却する場合(①欄に△印の金額が記載されている。) 「当期中の増減の減 (②欄)」に△印を付して記載する。これは、「減の減少」、つまり、利益積立金額の増加を意味する。 |

【別表五(一) I】

(単位：円)

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 | | | | |
|--------------------|--------------|-----------|-----|--------------|
| 区 分 | 期首利益 積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 期末利益 積立金額 |
| | | 減 | 増 | |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 一括貸倒引当金 | 100 | 100 | 200 | 200 |

↑

↑

【別表四】

一括貸倒引当金繰入超過額
認容 100円 (減・留)

一括貸倒引当金繰入超
過額 200円 (加・留)

【株主資本等変動計算書の一部】

③ 利益剰余金の変動額を記載する場合

(単位：千円)

| 別表五 | 区 分 | 株 主 資 本 | | | | | | |
|----------------|----------------|---------|------------|-------------------|-------------|----------|---------|-------------------|
| | | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | |
| | | | 資 本 準備金 | 資 本 剰余金 合 計 | 利 益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利 益 剰余金 合 計 |
| | | | | 特別償却 準備金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| ①欄 ⇨ | 当期首残高 | 250,000 | 30,000 | 30,000 | 20,000 | 0 | 300,000 | 320,000 |
| ②欄 又は ③欄 | 当期変動額 | | | | | | | |
| | 剰余金の配当 | | | | 5,000 | | △55,000 | △50,000 |
| | 特別償却 準備金の積立 | | | | | 3,000 | △ 3,000 | —— |
| | 当期純利益 | | | | | | 110,000 | 110,000 |
| | 当期変動額合計 | | | | 5,000 | 3,000 | 52,000 | 60,000 |
| ④欄 ⇨ | 当期末残高 | 250,000 | 30,000 | 30,000 | 25,000 | 3,000 | 352,000 | 380,000 |

別表四

↑

例 外

最上段…別表五①②欄
最下段…別表五③④欄

【別表四】

(単位：円)

| 区 分 | 総 額 | 処 分 | |
|----------------------|-------------|------------|------------|
| | | 留 保 | 社 外 流 出 |
| | ① | ② | ③ |
| 当 期 利 益 の 額 | 110,000,000 | 60,000,000 | 50,000,000 |
| 減 算 特別償却準備金 積立 | 3,000,000 | 3,000,000 | |
| 所 得 金 額 | | | |

【別表五(一)I】

(単位：円)

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 | | | | |
|--------------------|--------------|-------------|-------------|--------------------|
| 区 分 | 期首利益 積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 期 末 利 益 積 立 金 額 |
| | | 減 | 増 | |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 利 益 準 備 金 | 20,000,000 | | 5,000,000 | 25,000,000 |
| 特 別 償 却 準 備 金 | | | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 特 別 償 却 準 備 金 積 立 | | | △3,000,000 | △3,000,000 |
| ⋮ | | | | |
| 繰 越 損 益 金 | 300,000,000 | 300,000,000 | 352,000,000 | 352,000,000 |
| 納 税 充 当 金 | | | | |

例外

(3) 未納法人税等

別表五(一) I の「未納法人税等」の欄はこれまでのものとは記載上のルールが異なり、「未納法人税等」として金額の前に△印を付す形式で表現されている。

- ①欄……当期首現在の未納法人税及び地方法人税、未納住民税の額を記載する。
基本的には**前期確定申告分の税額**が記載されるが、それ以前の未納額があればそれを含めて記載することになる。
- ②欄……当期中に納付した法人税及び地方法人税の額、住民税の額（**①欄の金額と③欄の金額の合計額のうち完納した金額**）を記載する。これは、未納税額の減少（「減の減少」）を意味する。
- ③欄……当期に発生した**中間及び確定申告分の法人税及び地方法人税の額、住民税の額**を記載する（納税義務の発生）。
- ④欄……当期末現在の未納法人税及び地方法人税の額、未納住民税の額を記載する。なお、前期確定申告分と当期中間申告分を完納していれば、当期確定申告分だけが残ることになる。

【別表五(一) I】

(単位：円)

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 | | | | |
|------------------------|--------------|-----------|----------------------|--------------|
| 区 分 | 期首利益 積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 期末利益 積立金額 |
| | | 減 | 増 | |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 納 税 充 当 金 | 600 | 600 | 700 | 700 |
| | ↑ | | ↑ | |
| | 前期繰入額 600 | | 当期繰入額 700 | |
| | 前期確定分⇒ | 納付分 | ⇐当期中間分 | 当期確定分 |
| 未納法人税及び未納 地 方 法 人 税 | △ 300 | △ 500 | 中間 △ 200 確定 △ 400 | △ 400 |
| 未 納 住 民 税 | △ 100 | △ 220 | 中間 △ 120 確定 △ 200 | △ 200 |
| | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 前期確定分⇒ | 納付分 | ⇐当期中間分 | 当期確定分 |

 **留意点 地方法人税**

地方法人税は、法人税と同様、所得計算上は損金不算入とされ別表四において加算されるが、地方法人税額の計算上控除されるため、法人税額の計算上は控除されない。

【具体例】

- 1 前期確定税額（法人税71,000、地方法人税7,300）
 ※前期確定税額については、前期に計上した納税充当金を取り崩して納付している。
- 2 中間納付税額（法人税94,800、地方法人税9,600）
- 3 確定申告税額（法人税150,000、地方法人税15,400）

【別表4】

| 区 分 | | 金 額 |
|-----------|----------|---------|
| 会社計上当期純利益 | | |
| 加算 | 損金経理法人税等 | 104,400 |
| 減算 | | |
| 仮 計 | | |
| 所 得 金 額 | | |

【別表1】

| 区 分 | 金 額 |
|-------------------|---------------|
| 所 得 金 額 | |
| 法 人 税 額 | |
| 差引所得に対する法人税額 | 244,800 |
| 中間申告分の法人税額 | 94,800 |
| 差引確定法人税額 | 150,000 |

【別表5(一)I】

| 区 分 | 期首利益 積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在 利益積立金額 | | |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-------------------|-----------|-----------|
| | | 減 | 増 | | | |
| | | ① | ② | | ③ | ④ |
| 未納法人税等 | 未納法人税及び 未納地方法人税 | △ 78,300 | △ 182,700 | 中間 | △ 104,400 | △ 165,400 |
| | | | | 確定 | △ 165,400 | |
| 未納住民税 | △ | △ | 中間 | △ | △ | |
| | | | 確定 | △ | | |

【別表5(二)】

| 科目・事業年度 | 期首現在 未納税額 | 当期発生 税額 | 当 期 中 の 納 付 税 額 | | | 期末現在 未納税額 |
|--------------|--------------|------------|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| | | | 充当金取崩 による納付 | 仮払経理 による納付 | 損金経理 による納付 | |
| 法人 税 等 | 前 期 分 | 78,300 | / | 78,300 | | 0 |
| | 当 期 分 | 中 間 | / | 104,400 | | 0 |
| | | 確 定 | / | 165,400 | / | 165,400 |
| | 計 | 78,300 | 269,800 | 78,300 | 104,400 | 165,400 |

留意点 法人税及び住民税の還付税金の別表四と別表五(一) I の調整

翌期に還付予定の法人税等及び住民税の還付税金は、当期申告時の別表五(一) I ・繰越損益金の前段(③欄)に「未収還付法人税等」及び「未収還付住民税」として記載するが、別表四上の処理はない。

なお、その後、翌期に還付時において法人税等の還付金の益金不算入制度の適用を受ける。この場合、別表四上「減算・留保」され、別表五(一) I 上「未収還付法人税等」及び「未収還付住民税」が解消される。

設 例

当期に納付した中間申告分のうち法人税額16,000円(地方法人税含む)、住民税3,200円及び事業税5,300円の還付申告を行うこととし、未収還付税金24,500円を収益に計上した。

翌期において、当該金額が還付されるとともに、未収還付税金24,500円を取崩した。

解 説

(1) 中間申告分のほか、当期の別表上の処理は次のとおりである。

① 別表四の処理 **未収還付税金否認 24,500円(減・留)**

② 別表五(一) I の処理 (単位:円)

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|--------------------------------|---|---|--------------|---------|
| 未 収 還 付 税 金 | | | △24,500 | △24,500 |
| 未 収 還 付 法 人 税 等 | | | 16,000 | 16,000 |
| 未 収 還 付 住 民 税 | | | 3,200 | 3,200 |
| 繰 越 損 益 金 | | | | |
| 納 税 充 当 金 | | | 0 | 0 |
| 未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 | △ | △ | 中間 確定 △ 0 | △ 0 |
| 未 納 住 民 税 | △ | △ | 中間 確定 △ 0 | △ 0 |

} ← 表裏

翌期に還付予定の法人税等及び住民税は別表五(一) I に記載する。

また、当期に未収還付税金を収益計上している場合には、さらに別表四、五(一) I において処理が加わる(未収還付税金は納税充当金の見積と逆の考え方となる)。

(2) 翌期の別表上の処理は次のとおりである。

① 別表四の処理 **前期未収還付税金認容 24,500円(加・留)**

法人税等の還付金 19,200円(減・留)

② 別表五(一) I の処理 (単位:円)

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|--------------------------------|---------|---------|------------|---|
| 未 収 還 付 税 金 | △24,500 | △24,500 | | 0 |
| 未 収 還 付 法 人 税 等 | 16,000 | 16,000 | | 0 |
| 未 収 還 付 住 民 税 | 3,200 | 3,200 | | 0 |
| 繰 越 損 益 金 | | | | |
| 納 税 充 当 金 | 0 | 0 | | |
| 未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 | △ 0 | △ | 中間 確定 △ | △ |
| 未 納 住 民 税 | △ 0 | △ | 中間 確定 △ | △ |

留意点 納税充当金と別表五(一) I の調整

別表四で調整する納税充当金支出事業税等(事業税を納付した際に取り崩す納税充当金)は、そのまま別表五(一) I に転記しないため、受験上及び実務上、別表四と別表五(一) I の関係がわかりづらくなっている。

【具体例】

(1) 納税充当金の増減の状況

| 区 分 | 期首現在額 | 当期減少額 | 期末引当額 | 期末現在額 |
|-----|--------|--------|----------|----------|
| 法人税 | 21,300 | 21,300 | } 48,400 | } 48,400 |
| 住民税 | 4,100 | 4,100 | | |
| 事業税 | 6,800 | 6,800 | | |
| 合 計 | 32,200 | 32,200 | 48,400 | 48,400 |

(注) 上記法人税には地方法人税が含まれている。

(2) 当期中間申告分の租税公課

法人税13,800、地方法人税1,300、住民税3,100、事業税4,200

(3) 当期確定申告による納付額

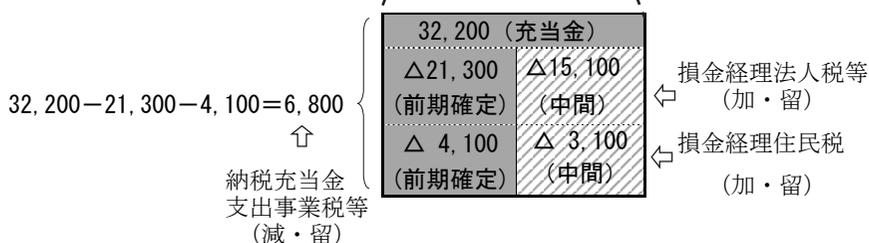
法人税29,800、地方法人税2,900、住民税6,200、事業税9,400

【別表五(一)の I】

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 | | | | | |
|----------------------------|--------------------|-----------|----------|--------------------|----------|
| 区 分 | 期 首 利 益 積 立 金 額 | 当 期 の 増 減 | | 期 末 利 益 積 立 金 額 | |
| | | 減 | 増 | | |
| | ① | ② | ③ | ④ | |
| 納 税 充 当 金 | 32,200 | 32,200 | 48,400 | 48,400 | |
| 未 納 法 人 税 等 | 未納法人税及び 未納地方法人税 | △ 21,300 | △ 36,400 | 中間 △15,100※1 | |
| | | | | 確定 △32,700※2 | △ 32,700 |
| | 未 納 住 民 税 | △ 4,100 | △ 7,200 | 中間 △ 3,100 | △ 6,200 |
| | | | | 確定 △ 6,200 | |

※1 13,800+1,300=15,100

※2 29,800+2,900=32,700



 **留意点 圧縮積立金・特別償却準備金と別表五(一) I の関係**

圧縮積立金及び特別償却準備金の別表五(一) I への記載方法は、次のようになる。

(1) 圧縮積立金及び特別償却準備金の積立て

当期において剰余金の処分により〇〇圧縮積立金を5,000 (限度額は4,000) 積み立てた場合

【別表四】 (単位：円)

| 区 分 | | 金 額 | |
|-----------|--------------|-------|-------------------|
| 会社計上当期純利益 | | ××× | |
| 加算 | 〇〇圧縮積立金積立超過額 | 1,000 | =5,000-4,000 ⇨ ③欄 |
| 減算 | 〇〇圧縮積立金積立 | 5,000 | ⇨ ③欄 |

【別表五(一) I】 (単位：円)

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 | | | | |
|--------------------|----------|-----------|--------|----------|
| 区 分 | 期首利益積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 期末利益積立金額 |
| | | 減 | 増 | |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 〇〇圧縮積立金 | | | 5,000 | 5,000 |
| 〇〇圧縮積立金積立 | | | △5,000 | △5,000 |
| 〇〇圧縮積立金積立超過額 | | | 1,000 | 1,000 |

① 利益剰余金の額の変動に関する転記

剰余金の処分による「〇〇圧縮積立金 5,000」の積立ては、別表五(一) I ③欄に「〇〇圧縮積立金」として記載する。

② 別表四・減算欄の転記

別表四において減算した「〇〇圧縮積立金積立 5,000」は税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I ③欄に「〇〇圧縮積立金積立」として△印を付して記載する。

③ 別表四・加算欄の転記

別表四において加算した「〇〇圧縮積立金積立超過額 1,000」も税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I ③欄に「〇〇圧縮積立金積立超過額」として記載する。

なお、①から③までにおいて記載された金額は、いずれも別表五(一) I ④欄に記載され、翌期の別表五(一) I ①欄に繰り越されることになる。

(2) 特別償却準備金の取崩し

当期において剰余金の処分により特別償却準備金 400を取崩した場合
 要取崩額 300、特別償却準備金積立額 2,800 (うち積立超過額 700)

【別表四】 (単位：円)

| 区 分 | | 金 額 |
|-------------------|----------------|-----|
| 会 社 計 上 当 期 純 利 益 | | ××× |
| 加算 | 特別償却準備金取崩 | 400 |
| 減算 | 特別償却準備金積立超過額認容 | 100 |

⇒ ②欄
 $= 300 - 400 = \Delta 100 < 700$
 $\therefore 100 \Rightarrow$ ②欄

【別表五(一) I】 (単位：円)

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 | | | | |
|--------------------|----------------|--------------|---|----------------|
| 区 分 | 期首利益 積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 期末利益 積立金額 |
| | | 減 | 増 | |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 特別償却準備金 | 2,800 | 400 | | 2,400 |
| 特別償却準備金積立 | $\Delta 2,800$ | $\Delta 400$ | | $\Delta 2,400$ |
| 特別償却準備金積立超過額 | 700 | 100 | | 600 |

① 利益剰余金の額の変動に関する転記

剰余金の処分による「特別償却準備金400」の取崩しは、別表五(一) I 「特別償却準備金」の②欄に記載し、減少させる。

② 別表四・加算欄の転記

別表四において加算した「特別償却準備金取崩400」は税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I 「特別償却準備金取崩」の②欄に Δ 印を付して記載し、減少させる。

③ 別表四・減算欄の転記

別表四において減算した「特別償却準備金積立超過額認容100」も税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I 「特別償却準備金積立超過額」の②欄に記載し、減少させる。

なお、①から③までにおいて記載された金額の残額は、いずれも別表五(一) I ④欄に記載され、翌期の別表五(一) I ①欄に繰り越されることになる。

7-7 別表五（一）Ⅱの構造



ポイント整理

● 別表五(一)Ⅱの構造及び記載上のルール

| Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書 | | | | |
|--------------------|----------------|-----------|---|---------------------------------------|
| 区 分 | 期首現在 資本金等の額 | 当 期 の 増 減 | | 差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③ |
| | ① | 減 | 増 | |
| | | ② | ③ | ④ |
| 資 本 金 又 は 出 資 金 | | | | |
| 資 本 準 備 金 | | | | |
| | | | | |
| 差 引 合 計 額 | | | | |

⇨ 期末資本金等の額

1 別表五(一)Ⅱの構造及び記載上のルール

(1) 期首現在資本金等の額

前期の別表五(一)Ⅱの「差引翌期首現在資本金等の額(④欄)」の項目とその金額を転記する。

(2) 当期中の増減

当期中の資本金等の額の増減を記載する。例えば、増資によって資本金等の額が増加した場合には③欄に、資本の払戻しによって資本金等の額が減少した場合には②欄に記載し、この結果④欄に期末資本金等の額が記載される。

この④欄に記載されている金額は、寄附金の損金不算入額等で期末資本金及び資本準備金の額の資料として使用する可能性があるため注意が必要である。

設 例

当期に増資を行い、次の処理を行っている。

現 金 15,000円 / 資 本 金 10,000円
資本準備金 5,000円

解 説

- (1) 当期に増加した金額を③欄に記載し、合計額を④欄に記載する。
- (2) 期末資本金及び資本準備金の合計額165,000円が「寄附金の損金不算入額」等の資料の一つとなる可能性があるので注意すること。

【別表五(一)Ⅱ】

(単位：円)

| Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書 | | | | |
|--------------------|---------------------|--------|--------|------------------------|
| 区 分 | 期首現在 資本金等の額 ① | 当期の増減 | | 差引翌期首現在 資本金等の額 ④ |
| | | 減 ② | 増 ③ | |
| 資 本 金 | 100,000 | | 10,000 | 110,000 |
| 資 本 準 備 金 | 50,000 | | 5,000 | 55,000 |
| | | | | |
| 差 引 合 計 額 | 150,000 | | 15,000 | 165,000 |

(3) 株主資本等変動計算書と別表五(一)II

【株主資本等変動計算書の一部】

(単位：千円)

| 別表五 | 区 分 | 株 主 資 本 | | | | | | |
|----------------|------------------------|---------|--------------|---------------------|--------------|---------------------|---------------|---------------------|
| | | 資本金 | 資本剰余金 | | 利 益 準 備 金 | 利益剰余金 | | |
| | | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | | その他利益剰余金 | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | | | | | 特 別 償 却 準 備 金 | 繰越利益 剰 余 金 | |
| ①欄⇨ | 当期首残高 | 250,000 | 30,000 | 30,000 | 20,000 | 0 | 300,000 | 320,000 |
| ②欄 又は ③欄 | 当期変動額 | | | | | | | |
| | 剰余金の配当 | | | | 5,000 | | △55,000 | △50,000 |
| | 特 別 償 却 準 備 金 の 積 立 | | | | | 3,000 | △ 3,000 | — |
| | 当期純利益 | | | | | | 110,000 | 110,000 |
| | 当期変動額合計 | | | | 5,000 | 3,000 | 52,000 | 60,000 |
| ④欄⇨ | 当期末残高 | 250,000 | 30,000 | 30,000 | 25,000 | 3,000 | 352,000 | 380,000 |

【別表五(一)II】

(単位：円)

| II 資本金等の額の計算に関する明細書 | | | | |
|---------------------|----------------|-------|---|-------------------|
| 区 分 | 期首現在 資本金等の額 | 当期の増減 | | 差引翌期首現在 資本金等の額 |
| | | 減 | 増 | |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 資 本 金 | 250,000,000 | | | 250,000,000 |
| 資 本 準 備 金 | 30,000,000 | | | 30,000,000 |
| ⋮ | | | | |
| 差 引 合 計 額 | 280,000,000 | | | 280,000,000 |

 本試験の出題例

第61回本試験より一部抜粋（当期は令和6年4月1日～令和7年3月31日）

〔資料1〕 減資に関する事項

甲社は乙株式会社(以下「乙社」という。)の100%子会社である。甲社は、当期首における資本金の額が120,000,000円であったところ、令和6年10月に無償減資(形式的な減資)により資本金の額を100,000,000円とした。この減資は欠損てん補に該当しない。決算書原案に反映されている会計上の仕訳は次のとおりであり、減資差益は決算書原案では損益計算書の特別利益の部に計上されている。なお、この減資の決議を行った株主総会の議事録には、減少する資本金の額のうち5,000,000円を準備金とする旨が記載されている。

(借方) 資本金 20,000,000円 (貸方) 減資差益 20,000,000円

問1 減資に関して、次の問いに答えなさい。

- (1) 決算書原案を前提に、必要な場合は、減資差益の処理に係る決算修正仕訳を示しなさい。

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-----|-----|-----|-----|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| | | | |
| | | | |

- (2) 当期の「別表五(一)Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」を示しなさい。

| 区 分 | 期 首 現 在 資本金等の額 | 当 期 の 増 減 | | 差 引 翌 期 首 現 在 資本金等の額 |
|-----------|-------------------|-----------|---|-------------------------|
| | | 減 | 増 | |
| 資本金又は出資金 | | | | |
| 資本準備金 | | | | |
| | | | | |
| 差 引 合 計 額 | | | | |

【解 答】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|------|------------|----------|------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 減資差益 | 20,000,000 | 資本準備金 | 5,000,000 |
| | | その他資本剰余金 | 15,000,000 |

| 区 分 | 期 首 現 在 資本金等の額 | 当 期 の 増 減 | | 差 引 翌 期 首 現 在 資本金等の額 |
|-----------|-------------------|------------|------------|-------------------------|
| | | 減 | 増 | |
| 資本金又は出資金 | 120,000,000 | 20,000,000 | | 100,000,000 |
| 資本準備金 | | | 5,000,000 | 5,000,000 |
| その他資本剰余金 | | | 15,000,000 | 15,000,000 |
| 差 引 合 計 額 | 120,000,000 | 20,000,000 | 20,000,000 | 120,000,000 |

7-8 企業利益と課税所得との関係



ポイント整理

① 企業利益と課税所得との関係

| 原則的な関係 |
|--|
| 企業利益の計算原理と法人税の課税所得の計算原理は基本的に一致している 法人税の確定申告は、法人の確定した決算に基づいて行われる |

| 差異の生ずる原因 | ⇨ | 目的の違い |
|---|---|-------|
| (1) 企業利益の計算目的 適正な期間損益計算に基づき、企業の経営成績及び財政状態等を把握すること。 | | |
| (2) 課税所得の計算目的 税負担の公平を図り、担税力に応じた課税所得を算定すること。 | | |

② 確定決算原則

| 確定決算原則の意義 |
|-------------------------------|
| 確定決算に基づいて確定申告（企業利益→税務調整→課税所得） |

| 採用される理由 |
|-------------------|
| (1) 計算の簡便性、税法の簡素化 |
| (2) 取引事実の確定性 |

1 企業利益と課税所得との関係

(1) 原則的な関係

課税所得の計算の基礎となる収益の額及び費用等の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される。

(2) 差異の生ずる原因

具体的に、次のような差異がある。

- (1) 企業体概念の相違に基づく資本概念の相違
- (2) 損益の帰属時期の相違
- (3) 保守主義の原則及び重要性の原則の受入れ方の相違
- (4) 実質課税の原則の適用
- (5) 課税目的、課税技術上の考慮
- (6) 損益の通算
- (7) 政策目的の導入

2 確定決算原則

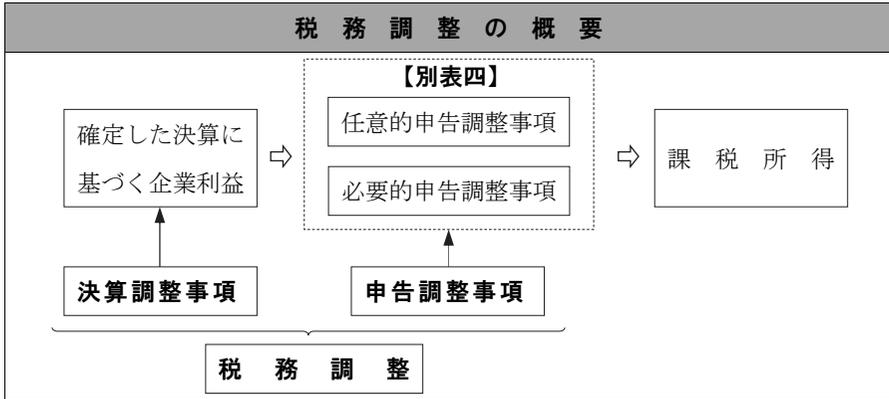
確定した決算とは、株主総会等の承認を受けた決算をいう。

7-9 税務調整

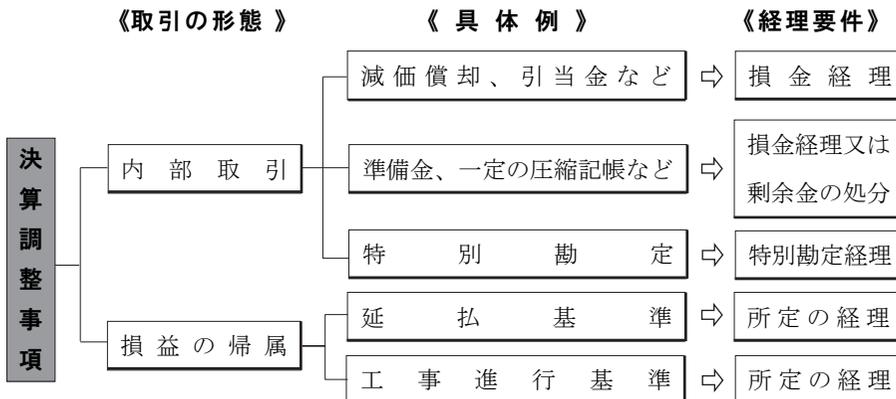


ポイント整理

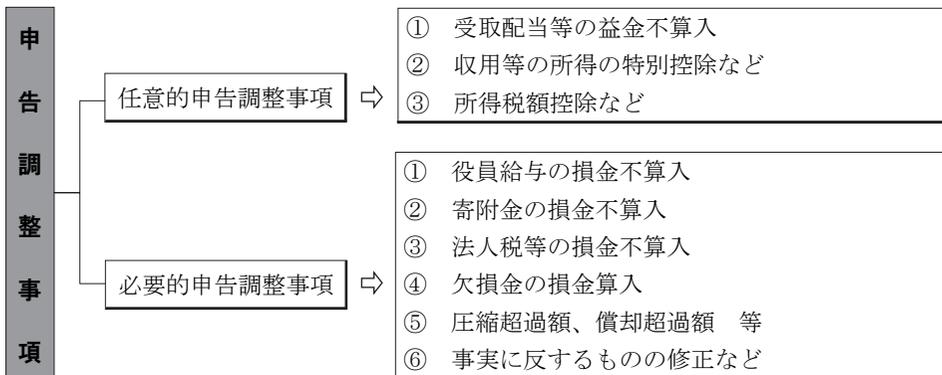
① 税務調整の概要



② 決算調整事項の例示



③ 申告調整事項の例示



1 税務調整の概要

企業利益と課税所得は金額的に一致すべきものであるが、その目的等の違い等から、実際には一致しない。

その現実のズレとなる部分として、法人税法で別段の定めの規定が挙げられる。

$$\text{企業利益} = \text{収益の額} - \text{費用等の額}$$



$$\text{課税所得} = \text{益金の額} - \text{損金の額}$$

法人税は、法人の確定した決算に基づく企業利益を出発点として、これに所定の調整を加えて誘導的に課税所得を算出する。

この調整を「税務調整」と呼び、法人の確定した決算そのものに働く「決算調整事項」と確定決算から課税所得を誘導する過程で働く「申告調整事項」とに区分される。

2 決算調整事項

法人が決算に織り込むかどうかは任意であるが、その適用を受けるためには法人が確定した決算において所定の経理処理を行わなければならない事項で、確定した決算における法人の意思表示を申告書において変更することができないものである。

3 申告調整事項

法人が決算において処理することは要しないが、確定した決算における企業利益と課税所得との差異を申告書において修正する手続きを申告調整といい、その性質上、「任意的申告調整事項」と「必要的申告調整事項」に区分される。

(1) 任意的申告調整事項

法人の確定した決算における処理は必要としないが、適用を受ける場合には申告書に記載を要する事項であり、法人が申告書において調整を行った場合には、適用を受けることが認められ、調整を行わない場合には適用されない。

したがって、この場合には、申告調整するかどうかの判断は、申告の際における法人の意思に委ねられており、仮に、法人が申告書において調整を行わない場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、税務官庁は進んで適用することはせず、そのままにしておくことになる。

(2) 必要的申告調整事項

法人の意思にかかわらず申告書において必ず調整しなければならない事項であり、法人が調整を行わない場合には、税務官庁が進んで調整を行い、更正、決定等の行政処分を受ける。

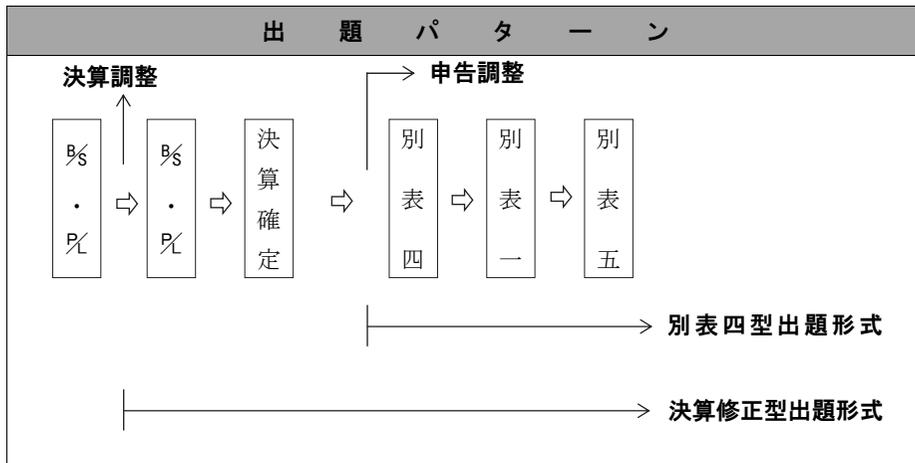
なお、この必要的申告調整事項に該当するのは、法人税において設けられている各種の益金算入、損金不算入等に属するものや企業の利益が事実と反する場合など一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従っていないものが挙げられる。

7-10 決算修正型出題形式



ポイント整理

● 決算修正型出題形式



1 決算修正型出題形式

決算修正型の問題では、通常の総合計算問題（別表四型）において資料として与えられていた貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書が確定していないため、自ら「会社計上当期純利益」などを確定する必要がある。

そこで重要となるのが「決算調整事項」と「申告調整事項」を区分することである。

「決算調整事項」とは仕訳を行うことができる事項であり、「申告調整事項」とは仕訳を行うことができず別表四で調整する事項をいう。

設 例

当社の当期（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）決算は未だ確定しておらず、決算上処理できるものについてはすべて決算上で処理することとする。なお、指示がないものについては税法上の限度額を計上する。

- (1) 建物の減価償却費を150,000円計上しているが、当期の償却限度額は120,000円である。
- (2) 機械装置の減価償却については未処理であるが、当期における償却限度額は200,000円である。しかし、前期に生じた繰越償却超過額が30,000円あり、翌期に繰り越す償却超過額がないように処理する。
- (3) 貸倒引当金については未処理であるが、当期の繰入限度額は100,000円、前期の繰入額は80,000円（うち30,000円は繰入超過額）である。

解 説

(1) 【決算上の処理】

(借)建 物 30,000円 (貸)減 価 償 却 費 30,000円
 (又は建物減価償却累計額) ※ 150,000円－120,000円＝30,000円

- (2) 「翌期に繰り越す償却超過額がないようにする。」というコメントは、「前期の繰越償却超過額を認容減算する。」という意味である。したがって、決算上は繰越償却超過額（認容額）相当額の償却不足額を生ずるように減価償却費を計上し、別表四において繰越償却超過額の認容減算を行う。

【決算上の処理】

(借)減 価 償 却 費 170,000円 (貸)機 械 装 置 170,000円
 ※ 200,000円－30,000円＝170,000円

【別表四の処理】 減価償却超過額認容 30,000円(減・留)

- (3) 洗替性の引当金の処理はすべて同様であり、繰入限度額までの当期の繰入れ及び前期の繰入額の戻入れと別表四での繰入超過額の認容減算を行う。なお、洗替性の引当金の場合には、前期の繰入超過額が残留することは適当でないため、問題文にコメントがない場合であっても、前期繰入額の全額を戻入れ、繰入超過額の認容減算を行う。

【決算上の処理】

(借)貸倒引当金繰入 100,000円 (貸)貸倒引当金 100,000円
 (借)貸倒引当金 80,000円 (貸)貸倒引当金戻入 80,000円

【別表四の処理】 貸倒引当金繰入超過額認容 30,000円(減・留)

設例

当社は設立以来毎期連続して青色申告書を提出している内国普通法人であり、当期（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）においても青色申告書を提出する予定である。

なお、当社の決算は未だ確定していない。

当社が当期末に有する減価償却資産のうち、検討を要するものは次のとおりである。当社が計上した減価償却費については、不足がある場合には償却費の額を追加し、超過がある場合には申告調整で対応すること。また、前期以前の会計処理を修正する必要はない。

- (1) 建物（取得価額50,000,000円、期首帳簿価額47,900,000円、法定耐用年数24年、定額法により毎期償却を行い、繰越償却超過額はない。）は、令和5年4月10日に取得し、事業の用に供したものであり、当社は当期において1,500,000円の減価償却費を計上している。
- (2) 機械装置（取得価額9,000,000円、期首帳簿価額2,400,000円、法定耐用年数10年、旧定率法により毎期償却を行い、繰越償却超過額はない。）については当期において1,000,000円減価償却費を計上している。
- (3) 器具備品（取得価額4,000,000円、期首帳簿価額2,500,000円、法定耐用年数10年、定率法により毎期償却を行い、繰越償却超過額が125,000円ある。）は、当期において減価償却費を計上していない。なお、翌期に繰り越す償却超過額がないようにすること。
- (4) 償却率

| | | | | |
|------|-----|---------|-------|-----------|
| 定額法 | 24年 | (0.042) | | |
| 定率法 | 10年 | (0.250) | 改定償却率 | (0.334) |
| | | | 保証率 | (0.04448) |
| 旧定率法 | 10年 | (0.206) | | |

解説

- (1) 建物
 - ① 償却限度額
 $50,000,000 \times 0.042 = 2,100,000$
 - ② 償却不足額
 $1,500,000 - 2,100,000 = \triangle 600,000 \rightarrow$ 損益計算書で償却費の追加計上
- (2) 機械装置
 - ① 償却限度額
 $2,400,000 \times 0.206 = 494,400$
 - ② 償却超過額
 $1,000,000 \text{円} - 494,400 \text{円} = 505,600 \text{円} \rightarrow$ 別表4で加算
- (3) 器具備品
 - ① 償却限度額
イ $(2,500,000 + 125,000) \times 0.250 = 656,250$
ロ $4,000,000 \times 0.04448 = 177,920$
ハ イ \geq ロ $\therefore 656,250$
 - ② 当期償却額
 $0 - (656,250 - 125,000) = \triangle 531,250 \rightarrow$ 損益計算書で償却費の追加計上
 - ③ 減価償却超過額認容125,000円 \rightarrow 別表4で減算

テーマ45

税額計算の仕組み

| 項目及び内容 | 参照条文 | 重要度 |
|---------------|------|-----|
| 45-1 別表一のフォーム | | |
| ● 別表一のフォーム | | ☆☆☆ |

45-1 別表一のフォーム



ポイント整理

● 別表一のフォーム

| 摘 要 | | 金 額 |
|--|------------------------|------------------|
| 所 得 金 額 | | (別表四最終値)円 |
| 同上の内訳 | 年 800万円相当額 (千円未満切捨) | ① |
| | 年 800万円超過額 (千円未満切捨) | ② |
| 税額の計算 | ① × 15% | イ |
| | ② × 23.2% | ロ |
| | 法 人 税 額 | イ+ロ |
| 試験研究費の特別控除額 特定機械装置等の特別控除額 給与等の支給額が増加した場合の特別控除額 | | 《控 除》 |
| 留 保 金 | 課 税 留 保 金 額 | |
| | 同 上 に 対 す る 税 額 | 《加算》10~20% |
| 法 人 税 額 計 | | 秘匿金は外書 |
| 控 除 所 得 税 額 控 除 外 国 税 額 | | 《控 除》 |
| 差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨) | | |
| 中間申告分の法人税額 | | 《控 除》 |
| 差 引 確 定 法 人 税 額 | | |

----> 所得の区分

----> 法人税額の特別控除額

----> 特別税額

----> 控除税額

1 別表一のフォーム

(1) 税率の区分

普通法人に対する税率は、期末資本金の額によって次のように区分される。

| 法人区分 | | 税率 | |
|----------------|-------|--------------------------------|-------|
| 期末資本金 1億円以下 | 中小法人 | 所得金額のうち 年800万円以下の金額（千円未満切捨） | 15% |
| | | 年800万円を超える金額（千円未満切捨） | 23.2% |
| | 非中小法人 | 所得金額（千円未満切捨） | 23.2% |
| 期末資本金1億円超 | | | |

(注) 1 中小法人・非中小法人

期末資本金1億円以下の法人で、大法人（資本金5億円以上の法人等）による完全支配関係（100%の支配関係をいう。）があるもの等を非中小法人、それ以外を中小法人という。

(2) 法人税額の特別控除額

産業政策や経済政策により租税特別措置法に設けられた税額控除制度である。

(3) 特別税額

法人税における分離課税制度で、所得金額が赤字であっても別途課税される。

なお、使途秘匿金課税及び留保金課税のほか、土地を譲渡した場合の土地重課制度もあるが、現在その適用は停止されている。

(4) 控除税額

主に同一所得に対する二重課税を排除等するための税額控除制度であり、控除所得税及び控除外国税がある。

留意点 特別控除額の記載順序

特別控除額については、記載順序が決まっていないため、出題の順序で別表一に記載すればよい。

<メ モ>

テーマ12

棚卸資産等

| 項目及び内容 | 参照条文 | 重要度 |
|--------------------|--------------|-----|
| 12-1 棚卸資産の意義及び期末評価 | | |
| ① 棚卸資産の意義 | 法22、令10 | ☆☆☆ |
| ② 売上原価等の計算 | 法22、法29 | ☆☆☆ |
| ③ 評価方法の選定 | 法29、令28～31等 | ☆☆☆ |
| 12-2 棚卸資産の取得価額 | | |
| ● 取得価額 | 令32、基通5-1-1等 | ☆☆☆ |
| 12-3 短期売買商品等 | | |
| ① 短期売買商品等の譲渡損益 | 法61① | ☆☆ |
| ② 短期売買商品等の期末評価 | 法61②③、令118の9 | ☆☆ |
| ③ 短期売買商品等の取得価額 | 令118の5 | ☆☆ |
| ④ 暗号資産信用取引に係るみなし決済 | 法61⑧等 | ☆☆ |

12-1 棚卸資産の意義及び期末評価



ポイント整理

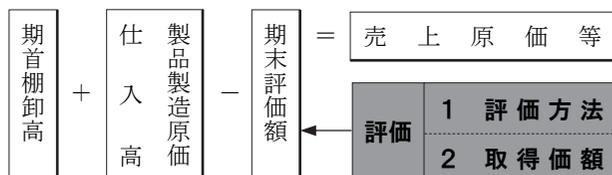
① 棚卸資産の意義 (法2二十、令10)

| 意 | 義 |
|---|-----------------------|
| ① | 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。） |
| ② | 半製品 |
| ③ | 仕掛品（半成工事を含む。） |
| ④ | 主要原材料 |
| ⑤ | 補助原材料 |
| ⑥ | 消耗品で貯蔵中のもの |
| ⑦ | ①から⑥に掲げる資産に準ずるもの |

(注) 証券業者（証券会社）が保有する商品としての有価証券は、税法上は棚卸資産ではなく、有価証券として取り扱う。

② 売上原価等の計算 (法22、法29)

棚卸資産の期末評価額は、売上原価等の算定の基礎となるものであり、課税所得の計算に大きな影響を与えるため、適正な課税所得の算定という見地から、棚卸資産の評価方法や取得価額についての規定を設けている。



1 棚卸資産の意義

未使用の切手や印紙が、会計上費用処理されている場合には「貯蔵品計上もれ」として別表四で加算（留保）する。

設 例

当期の費用に計上した租税公課勘定には次のものが含まれている。

- (1) 固定資産税 200,000円
- (2) 収入印紙 1,000,000円（うち、未使用分50,000円及び過怠税30,000円含む。）

解 説

- (1) 未使用の印紙は損金算入されない。
貯蔵品計上もれ 50,000円(加・留)
- (2) 印紙の過怠税は損金算入されない。
損金経理附帯税等 30,000円(加・流)

2 売上原価等の計算

(1) 企業会計と税務の関係

企業会計において当期の売上高に対応する売上原価等は、次の算式により計算する。その計算の基礎となるのが取得価額及び期末評価額である。

$$\text{期首棚卸高} + \text{期中仕入高} - \text{期末評価額} = \text{売上原価等}$$

↳ 取得価額
↳ 期末評価

法人税においても、計算方法は同様であるが、適正な課税所得算定の見地から、棚卸資産の取得価額及び期末評価についての規定を設けている。

(2) 棚卸計算法

棚卸資産の売上原価として損金の額に算入すべき金額は、棚卸計算法（棚卸高を実地の棚卸高により計算する方法）によって算出される。

つまり、継続記録による受払簿の有無にかかわらず、実地棚卸を行うことにより払出し原価のほか、盗難・紛失その他の減損及び低価法採用による低価評価損もすべて売上原価等としてとらえる。

③ 評価方法の選定

(1) 選定範囲 (令28)

| 選定可能な評価方法 | 計算・選定単位 |
|--|---|
| ① 原価法 イ 個別法 ロ 先入先出法 ハ 総平均法 ニ 移動平均法 ホ 最終仕入原価法(法定評価方法) ヘ 売価還元法 | ① 評価額は、個別法を除き、種類・品質・型(種類等)の異なるものごとに計算する。 ② 次の5つに区分し、同一区分のものについては同一の評価方法による。 |
| ② 低価法 次のいずれか低い価額をもって期末評価額とする方法 イ 原価法による評価額 ロ その事業年度終了の時の価額 | イ 商品又は製品 ロ 半製品 ハ 仕掛品 ニ 主要原材料 ホ 補助原材料その他の棚卸資産 |

(2) 選定単位 (令29)

| 選定単位 | 棚卸資産の区分 |
|---------------------|--|
| ① 行う事業の種類ごとに、 | イ 商品又は製品 |
| ② かつ、右の棚卸資産の区分ごとに選定 | ロ 半製品 ハ 仕掛品 ニ 主要原材料 ホ 補助原材料その他の棚卸資産 |

3 評価方法の選定

(1) 具体的な計算方法

| 評価方法 | 計 算 方 法 |
|---------|--|
| 総平均法 | 期末評価額 = 期末数量 × $\frac{\text{期首棚卸高} + \text{当期仕入高}}{\text{期首数量} + \text{当期仕入数量}}$ |
| 最終仕入原価法 | 期末評価額 = 期末数量 × 当期の最後に仕入れた単価 |
| 売価還元法 | 期末評価額 = 期末売価棚卸高 × 原価率 (注) (注) 原価率 = $\frac{\text{期首棚卸高} + \text{当期仕入高}}{\text{当期売上高} + \text{期末売価棚卸高}}$ |

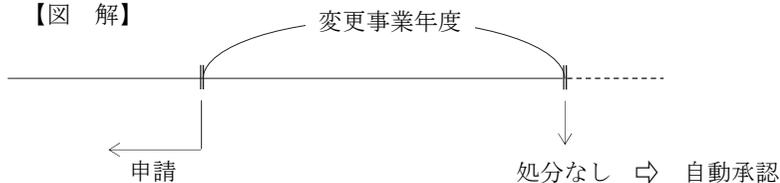
(2) 届 出 (令29)

| 区 分 | 届 出 期 限 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ① 設立の日 | それぞれの日の属する事業年度の確定申告期限までに届出書提出 |
| ② 他の種類の事業開始の日、または、事業の種類を変更した日 | |

(3) 変 更 (令30)

| 区 分 | 届 出 期 限 |
|------------------------------|--|
| ① 選定した評価方法からの変更 | 変更事業年度開始の日の前日までに申請し承認を受けることが必要 (自動承認あり) |
| ② 評価方法を選定しなかった場合の法定評価方法からの変更 | |

【図 解】



(4) 法定評価方法 (令31)

| 事 由 | 評 価 方 法 |
|----------------------|---------------|
| ① 評価方法を選定しなかった場合 | 最終仕入原価法による原価法 |
| ② 選定した方法により評価しなかった場合 | |



留意点 その事業年度終了の時の価額 (基通5-2-11)

低価法を適用する場合における、「その事業年度終了の時の価額」は、期末においてその棚卸資産を売却するものとした場合に通常付される価額による。

12-2 棚卸資産の取得価額



ポイント整理

● **取得価額** (令32、基通5-1-1等)

| 取得の態様 | 取得価額に算入する金額 | 留 意 点 |
|-------|--|--|
| 購 入 | ① 購入代価 ② 引取運賃その他の購入費用の額 ③ 消費、販売供用のために直接要 した費用の額 | _____ |
| 自己製造等 | ① 原材料費、労務費、経費の額 ② 消費、販売供用のために直接要 した費用の額 | 算定した製造原価の額が左の①②の 合計額と異なる場合において、その 原価の額が適正な原価計算に基づい ているときはその原価の額を取得価 額とみなす。 |
| そ の 他 | ① 取得時の時価 ② 消費、販売供用のために直接要 した費用の額 | 贈 与 交 換 代物弁済 } 等による取得 |

1 取得価額

(1) 購入（他から仕入れた商品、製造業の場合の購入原材料等が該当）

購入代価を基礎とするのは、これらの取引が外部取引であり、その価額が客観的な妥当性をもっているからである。

(2) 製造等した棚卸資産（自己の生産手段で製造、採掘、採取、栽培等したものが該当）

適正な原価計算に基づいて算定されている場合には、その原価の額を取得価額とみなすこととしている。

(3) (1)～(2)以外の方法で取得した棚卸資産（贈与、交換等による取得が該当）

負担付贈与のように、贈与の意思に伴って低額取得した場合の時価との差額は、受贈益として益金の額に算入するとともに、取得価額を構成することになる。

プラスα 取得価額に算入しないことができる費用の例

| 支 出 項 目 | 取 扱 い |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 不動産取得税 | 取得価額に算入しないことができる (ただし、別表四での減算不可) |
| ② 固定資産税及び都市計画税 | |
| ③ 登録免許税 | |
| ④ 登記又は登録のための費用 | |
| ⑤ 借入金利子 | |
| ⑥ 買入事務費などの費用で少額なもの (購入代価のおおむね3%以内) | |

留意点 特例 (令33)

棚卸資産の評価換えをしてその取得価額を増額又は減額した場合には、棚卸資産の取得価額は、その増額又は減額後の金額となる。

- (1) 評価益が益金算入された場合 … 評価換え直前の取得価額+評価益の益金算入額
 (2) 評価損が損金算入された場合 … 評価換え直前の取得価額-評価損の損金算入額

12-3 短期売買商品等



ポイント整理

① 短期売買商品等の譲渡損益 (法61①)

| | | | | |
|------------------------|----------------|---|---|----------------|
| 短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額 | 短期売買商品等の譲渡原価の額 | = | { | (+) 譲渡益 ⇨ 益金算入 |
| | | | | (-) 譲渡損 ⇨ 損金算入 |

(注) 譲渡損益の認識時点

短期売買商品等の譲渡益又は譲渡損の額は、原則として譲渡契約をした日の属する事業年度において益金の額又は損金の額に算入される。

② 短期売買商品等の期末評価 (法61②③、令118の9)

| 短期売買商品等の期末評価額 | | | | | | | | |
|---------------|--|---|------------|---------|---------|------------|---|---------|
| 時価法により評価した金額 | | | | | | | | |
| 短期売買商品等の評価損益 | | | | | | | | |
| 時価法の適用による | <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">{</td> <td>評価益 ⇨ 益金算入</td> <td>→</td> <td>翌期に損金算入</td> </tr> <tr> <td>評価損 ⇨ 損金算入</td> <td>→</td> <td>翌期に益金算入</td> </tr> </table> | { | 評価益 ⇨ 益金算入 | → | 翌期に損金算入 | 評価損 ⇨ 損金算入 | → | 翌期に益金算入 |
| { | 評価益 ⇨ 益金算入 | | → | 翌期に損金算入 | | | | |
| | 評価損 ⇨ 損金算入 | → | 翌期に益金算入 | | | | | |

(注) 翌期の譲渡原価

洗替方式によることにより、評価損益計上前の期末の帳簿価額が翌期首の帳簿価額となるので、翌期の短期売買商品等の譲渡原価には影響しない。

③ 短期売買商品等の取得価額 (令118の5)

| 主な取得の態様 | 取得価額に算入する金額 | 留意点 |
|-------------------|--------------------------------|----------|
| 購入 | (1) 購入代価 (2) 引取運賃その他の付随費用の額 | _____ |
| 自己発行 (暗号資産に限る) | その発行のために要した費用の額 | _____ |
| その他 | (1) 取得時の価額 | 贈与等による取得 |

④ 暗号資産信用取引に係るみなし決済 (法61⑧等)

暗号資産信用取引を行った場合において、その事業年度終了の時に決済されていないものがあるときは、その時に決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する(洗替方式)。

1 短期売買商品等の譲渡損益

(1) 短期売買商品等の意義

短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として次に掲げるもの（有価証券を除く。）及び暗号資産をいう。

- ① 内国法人が取得した金、銀、白金その他の資産のうち、短期売買目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的で取得したもの
- ② ①に掲げる資産のうち、取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したもの

(2) 短期売買商品等の譲渡原価の算出方法

譲渡原価の算出方法は次のいずれかの方法による。

- ① 移動平均法（法定算出方法）
- ② 総平均法

(注) 法定算出方法

- | | | |
|------------------------|---|-------|
| イ 算出方法を選定しなかった場合 | } | 移動平均法 |
| ロ 選定した算出方法により算出しなかった場合 | | |

2 短期売買商品等の期末評価

(1) 時価法

時価法とは、期末に有する短期売買商品等について、種類等ごとに期末時における価額をもって期末評価額とする方法をいう。

(2) 時価評価の範囲

暗号資産にあっては、期末時価評価を行うものは、市場暗号資産に限るものとし、特定自己発行暗号資産を除く。

(3) 市場暗号資産

活発な市場が存在する暗号資産として一定のもの。

(4) 特定自己発行暗号資産

その内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であって、その時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして一定のもの。



本試験の出題例

第72回本試験より一部抜粋（当期は令和6年4月1日～令和6年12月31日）

次の(1)～(3)に基づき、当社の当期における「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」において調整すべき区分及び金額（留保・社外流出の別を含む。）を答えなさい。

- (1) 当社は、当期より余剰資金を利用して暗号資産の現物取引を行っているが、その内容は次のとおりである。なお、これらの取引については、短期売買目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的で取得の取引を行ったものではなく、また、当社は、取得日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類にも記載していない。

| 取引年月日 | 内容 | 単位 | 金額 | 交換レート | 摘要 |
|-----------|----|---------|------------|-------------|------|
| 令和6年6月2日 | 取得 | 0.74BTC | 4,528,800円 | @6,120,000円 | (注1) |
| 令和6年8月20日 | 決済 | 0.05BTC | 318,500円 | @6,370,000円 | (注2) |
| 令和6年9月14日 | 取得 | 0.08BTC | 500,800円 | @6,260,000円 | (注3) |
| 令和6年10月5日 | 交換 | 0.65BTC | — | @6,440,000円 | (注4) |
| 令和6年10月5日 | 取得 | 8.05ETH | — | @520,000円 | (注4) |

(注1) 国内の暗号資産販売所において取得したものであり、当社は、この取引の会計処理として購入対価4,528,800円を暗号資産BTCの帳簿価額として計上している。

(注2) 事務所用備品を購入するために、保有する暗号資産BTCにて決済したものであり、当社は、この取引の会計処理として事務所用備品の購入対価318,500円を当期の費用に計上し、同額を暗号資産BTCの帳簿価額から減額している。なお、購入した全ての事務所用備品は、当社が営む製造業の用に供されており、かつ、1単位当たりの取得価額が10万円未満であることから、その全額が損金の額に算入されるものである。

(注3) 国内の暗号資産取引所において取得したものであり、当社は、この取引の会計処理として購入対価500,800円を暗号資産BTCの帳簿価額として増額し、売買手数料500円を当期の費用に計上している。

(注4) 国内の暗号資産交換業者から暗号資産ETHを取得するために、保有する暗号資産BTCを暗号資産ETHと交換したものである。この取引は交換のために一時的に必要な暗号資産を取得した場合に該当するものではなく、当社は、この取引の会計処理として、暗号資産BTCの帳簿価額4,186,000円を減額し、暗号資産ETHの帳簿価額4,186,000円に振り替えている。

- (2) 暗号資産BTC及び暗号資産ETHは、法人税法施行令第118条の8に規定する市場暗号資産に該当するものであり、期末時における公表最終価格等は、1BTC当たり5,200,000円であり、また、1ETH当たり530,000円である。なお、当社は期末時においては、保有する暗号資産について、何ら会計処理を行っていない。
- (3) 当社は、暗号資産BTC及び暗号資産ETHの1単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定については、届出を行わない。

【解 答】

(単位：円)

1 暗号資産BTC計上もれ (加算・留保)

(1) 税務上期末帳簿価額

$$5,200,000 \times (0.74\text{BTC} - 0.05\text{BTC} + 0.08\text{BTC} - 0.65\text{BTC}) = 624,000$$

(2) 会計上期末帳簿価額

$$4,528,800 - 318,500 + 500,800 - 4,186,000 = 525,100$$

(3) (1) - (2) = 98,900

2 暗号資産ETH計上もれ (加算・留保)

(1) 税務上期末帳簿価額

$$530,000 \times 8.05\text{ETH} = 4,266,500$$

(2) 会計上期末帳簿価額

$$4,186,000$$

(3) (1) - (2) = 80,500

当期末に有する市場暗号資産については、時価法により評価した金額をもって期末評価額とする。
また、当期末に有する暗号資産の評価益又は評価損は、当期の益金の額又は損金の額に算入する。

質疑応答事例

出典：国税庁HP

令和4年8月1日現在

〈短期の損害保険契約に係る保険料を分割で支払った場合の税務上の取扱い〉

【照会要旨】

法人（年1回7月決算）が、20X1年7月20日に損害保険契約（保険期間：20X1年7月20日～20X2年7月19日）を締結し、保険料5,000千円を10回の分割払とし、契約日に第1回分として500千円を支払った場合に、当該契約日の属する事業年度において、保険料の全額（5,000千円）を損金に計上できますか。

【回答要旨】

保険料の全額を契約日の属する事業年度において損金に計上することはできません。

なお、当該事業年度に支払った第1回分の保険料500千円については、継続適用を要件として次の方法のうちいずれかを採用できます。

$$\begin{array}{l} \text{①} \quad (\text{借方}) \text{ 保険料} \quad 164,383\text{円} \quad (\text{貸方}) \text{ 現金預金} \quad 500,000\text{円} \\ \quad \quad \quad \text{前払費用} \quad 335,617\text{円} \\ \quad \quad \quad 5,000,000\text{円} \times \frac{12\text{日} (20\text{X}1\text{年}7\text{月}20\text{日} \sim 31\text{日の日数})}{365\text{日}} = 164,383\text{円} \end{array}$$

$$\text{②} \quad (\text{借方}) \text{ 保険料} \quad 500,000\text{円} \quad (\text{貸方}) \text{ 現金預金} \quad 500,000\text{円}$$

(理由)

- ① 損害保険契約にあってはその契約を締結しただけでは債務が確定したということではなく、保険期間の経過に従って債務が確定すると考えられること。
- ② 法人税基本通達2-2-14((短期の前払費用))は、当該事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分についての取扱いを定めたものであり、当該事業年度に支出していない費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の金額の損金計上まで認める趣旨ではないこと（したがって、未払の4,500千円を損金の額に算入することはできません。）。

【関係法令通達】

法人税基本通達2-2-12、2-2-14

・ **債務の確定の判定**（法人税基本通達2-2-12）

法第22条第3項第2号《損金の額に算入される販売費等》の償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。
- (2) 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- (3) 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

・ **短期の前払費用**（法人税基本通達2-2-14）

前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下2-2-14において同じ。）の額は当該事業年度の損金の額に算入されないものであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

（注）例えば借入金を預金、有価証券等に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、後段の取扱いの適用はないものとする。

〈短期前払費用の取扱いについて〉

【照会要旨】

当事者間の契約により、年1回3月決算の法人が次のような支払を継続的に行うこととしているものについては、法人税基本通達2-2-14((短期の前払費用))を適用し、その支払額の全額をその支払った日の属する事業年度において損金の額に算入して差し支えありませんか。

なお、次の事例1から5までの賃貸借取引は、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引には該当しません。

事例1：期間40年の土地賃借に係る賃料について、毎月月末に翌月分の地代月額1,000,000円を支払う。

事例2：期間20年の土地賃借に係る賃料について、毎年、地代年額（4月から翌年3月）241,620円を3月末に前払により支払う。

事例3：期間2年（延長可能）のオフィスビルフロアの賃借に係る賃料について、毎月月末に翌月分の家賃月額611,417円を支払う。

事例4：期間4年のシステム装置のリース料について、12ヶ月分（4月から翌年3月）379,425円を3月下旬に支払う。

事例5：期間10年の建物賃借に係る賃料について、毎年、家賃年額（4月から翌年3月）1,000,000円を2月に前払により支払う。

【回答要旨】

- ・事例1から事例4までについては、照会意見のとおりで差し支えありません。
- ・事例5については、法人税基本通達2-2-14の適用が認められません。

(理由)

(1) 本通達の趣旨について

本通達は、1年以内の短期前払費用について、収益との厳密な期間対応による繰延経理をすることなく、その支払時点で損金算入を認めるというものであり、企業会計上の重要性の原則に基づく経理処理を税務上も認めるというものです。

(2) 照会に対する考え方について

事例1から事例4までについては、基本的には、これを認めることが相当と考えられますが、一方では、利益が出たから今期だけまとめて1年分支払うというような利益操作のための支出や収益との対応期間のズレを放置すると課税上の弊害が生ずると認められるものについては、これを排除していく必要があります。

このため、継続的な支払を前提条件とすることや収入との直接的な見合関係にある費用については本通達の適用対象外とするということは、従来と同様、当然に本通達の適用に当たって必要とされるのですが、これに加え、役務の受入れの開始前にその対価の支払が行われ、その支払時から1年を超える期間を対価支払の対象期間とするようなものは、何らかの歯止めを置いた上で本通達の適用を認めることが相当と考えられます。

【関係法令通達】

法人税基本通達2-2-14

〈申告期限の延長の承認を受けている場合の棚卸資産の評価方法の届出期限〉

【照会要旨】

法人税法第75条の2((確定申告書の提出期限の延長の特例))の規定により、確定申告書の提出期限を1月延長する承認を受けている法人が、棚卸資産の評価方法に関する届出をする場合には、その届出期限はいつになるのでしょうか。

【回答要旨】

法人が、確定申告書の提出期限について法人税法第75条の2の規定により延長の承認を受けている場合には、法人税法施行令第29条第2項((棚卸資産の評価の方法の選定))に規定する「……法第74条第1項((確定申告))の規定による申告書の提出期限……」は、その延長された期限となります。

(注) 減価償却資産の償却方法の届出、欠損金の繰戻しによる還付請求等における確定申告書の提出期限も、同様にその延長された期限ということになります。

【関係法令通達】

法人税法第75条の2、第80条第3項、法人税法施行令第29条第2項、第51条第2項

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する
明細書

| | | | | |
|--------|--------|---|---|-----|
| 事 年 | 業 度 | : | : | 法人名 |
|--------|--------|---|---|-----|

別表五(一)

御注意

この表は、通常の場合には次の式により算出されたものである。
 前期現在利益積立金額合計(31)① - 別表四(所得金額又は欠損金額(52)) - 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額
 中間分・確定分の通算税効果果額の合計額 = 差引翌期首現在利益積立金額合計(31)④

| I 利益積立金額の計算に関する明細書 | | | | |
|---------------------------------|----------------|-------|----|----------------------------|
| 区 分 | 期首現在 利益積立金額 | 当期の増減 | | 差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③ |
| | | 減 | 増 | |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 利益準備金 | 1 | 円 | 円 | 円 |
| 積立金 | 2 | | | |
| | 3 | | | |
| | 4 | | | |
| | 5 | | | |
| | 6 | | | |
| | 7 | | | |
| | 8 | | | |
| | 9 | | | |
| | 10 | | | |
| | 11 | | | |
| | 12 | | | |
| | 13 | | | |
| | 14 | | | |
| | 15 | | | |
| | 16 | | | |
| | 17 | | | |
| | 18 | | | |
| | 19 | | | |
| | 20 | | | |
| | 21 | | | |
| | 22 | | | |
| | 23 | | | |
| | 24 | | | |
| 繰越損益金(損は赤) | 25 | | | |
| 納税充当金 | 26 | | | |
| 未納法人税及び 未納地方法人税 (附帯税を除く。) | 27 | △ | 中間 | △ |
| | | | 確定 | |
| 未払通算税効果額 (附帯税の額に係る部分の金額を除く。) | 28 | | 中間 | |
| | | | 確定 | |
| 未納道府県民税 (均等割額を含む。) | 29 | △ | 中間 | △ |
| | | | 確定 | |
| 未納市町村民税 (均等割額を含む。) | 30 | △ | 中間 | △ |
| | | | 確定 | |
| 差引合計額 | 31 | | | |

II 資本金等の額の計算に関する明細書

| 区 分 | 期首現在 資本金等の額 | 当期の増減 | | 差引翌期首現在 資本金等の額 ①-②+③ |
|----------|----------------|-------|---|----------------------------|
| | | 減 | 増 | |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 資本金又は出資金 | 32 | 円 | 円 | 円 |
| 資本準備金 | 33 | | | |
| | 34 | | | |
| | 35 | | | |
| 差引合計額 | 36 | | | |

令五・四・一以後終了事業年度分

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
問題 1～17

問題 1 総合問題・基礎の確認（1）（シートあり）

基礎

— 45分 —

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、製造業を営む年1回3月末決算の非同族会社（法人株主はいない。）で、当期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額は140,000,000円（うち、資本金の額100,000,000円）であるが、設立以来每期連続して適法に青色の申告書により法人税の確定申告書を提出しており、当期についても申告期限内に青色の申告書により法人税の確定申告を行う予定である。

甲社の当期に係る株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾及び法人税の確定申告のために必要な資料は、下記のとおりである。

これらに基づいて、当期分の法人税の課税標準である所得の金額及び確定申告により納付すべき法人税額を計算しなさい。なお、法人税の確定申告に当たって必要な申告の記載及び証明書類の添付その他の手続はいずれも適法に行うものとするが、計算にあたり選択することができる計算方法が2以上ある場合には、納付すべき法人税額が最も少なくなる計算方法を用いるものとする。

I. 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

| | |
|--------------|----------------------------|
| 税引前当期純利益 | 200,235,000円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | <u>68,435,000円</u> |
| 当期純利益 | <u><u>131,800,000円</u></u> |

II. 所得金額等の計算に関する事項

1 租税公課に関する事項

(1) 当期の損益計算書の法人税、住民税及び事業税の内訳は次のとおりである。なお、法人税には地方法人税が含まれている。

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| ① 当期分の中間申告法人税の納付分 | 32,000,000円 |
| （うち、法人税29,400,000円、地方法人税2,600,000円） | |
| ② 当期分の中間申告住民税の納付分 | 3,620,000円 |
| ③ 当期分の中間申告事業税の納付分 | 8,260,000円 |
| ④ 当期分の確定申告法人税、住民税及び事業税の見積り分 | 24,555,000円 |

(2) 前期分の確定申告に係る法人税45,200,000円、事業税16,356,500円、住民税9,300,000円については、前期に計上した未払法人税等70,856,500円を取崩して納付している。

(3) 当期において損金経理をした租税の額のうちには次のものがある。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ① 固定資産税及び都市計画税 | 19,638,000円 |
| ② 源泉所得税の不納付加算税及び延滞税 | 1,838,000円 |
| ③ 交通反則金（甲社の役員が業務外に犯したものである。） | 50,000円 |

2 保険差益に関する事項

- (1) 当期の10月27日に甲社所有の製品保管用倉庫（被災直前の帳簿価額18,000,000円）と製品（被災直前の帳簿価額 8,000,000円）が全焼し、その保険金として製品保管用倉庫分30,000,000円と製品分10,000,000円の支払いを受けた。甲社は被災資産の被災直前の帳簿価額と支払いを受けた保険金との差額を収益に計上している。また、この火災に際し消防費200,000円、焼跡整理費用580,000円及び製品保管用倉庫の取壊費用540,000円を支出し、その他の費用に計上している。なお、全焼した製品保管用倉庫には前期の償却超過額が75,000円ある。
- (2) 甲社は、令和7年2月18日に代替資産として倉庫用建物を32,000,000円で取得し、同日から事業の用に供しており、この倉庫用建物について法人税法第47条《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の適用を受けるために、帳簿価額を損金経理により12,000,000円減額している。

3 減価償却に関する事項

- (1) 事務所用建物につき減価償却の方法として選定し、届け出た方法は旧定率法である。
- (2) 次に掲げる資産について、当期において償却費として費用に計上した金額の内訳及びその償却限度額の計算に関する事項は次のとおりである。なお、これら以外の減価償却資産については調整すべき金額はないものとする。

| 区 分 | 取得価額 | 期首帳簿価額 | 当期償却費 | 法定耐用年数 | 事業の用に供した日 |
|--------|-------------|-------------|------------|--------|-----------|
| 倉庫用建物 | 32,000,000円 | — | 160,246円 | 35年 | 令7.2.18 |
| 事務所用建物 | 48,000,000円 | 38,127,569円 | 1,370,740円 | 50年 | 平9.10.10 |

- (注) 1 倉庫用建物は、上記2の資料による保険金により取得したものであり、取得価額は圧縮記帳適用前の金額である。
- 2 事務所用建物には、前期から繰越された償却超過額が900,000円ある。
- 3 耐用年数別の償却率は、次のとおりである。

| 耐用年数 | 35年 | 50年 |
|---------|-------|-------|
| 旧定率法償却率 | 0.064 | 0.045 |
| 旧定額法償却率 | 0.029 | 0.020 |
| 定額法償却率 | 0.029 | 0.020 |

4 受取配当等に関する事項

(1) 当期において次に掲げる利子及び配当等を収入し、いずれも配当等の額を収益に計上し、源泉徴収所得税額等を費用に計上している。

| 銘柄等 | 区分 | 配当等の額 | 源泉徴収所得税額等 | 計算期間 |
|---------|-------|------------|-----------|-----------------|
| A社株式 | 期末配当 | 280,000円 | 57,176円 | 令5.4.1～令6.3.31 |
| B社株式 | 期末配当 | 300,000円 | 30,000円 | 令5.9.1～令6.8.31 |
| C証券投資信託 | 収益分配金 | 250,000円 | 38,287円 | 令5.10.1～令6.9.30 |
| D銀行預金 | 利子 | 1,960,000円 | 300,174円 | —— |

(注) 1 計算期間中に元本の異動があったのはA社株式のみであり、その異動状況は次のとおりである。なお、譲渡損益は適正に処理されている。

また、A株式は、その他株式等に該当する。

令和5年3月31日現在保有株数 100,000株

令和6年3月21日取得 40,000株

令和6年4月10日取得 20,000株

令和6年5月8日譲渡 75,000株

期末配当は、定時株主総会の決議による配当であり、基準日を毎年3月31日としている。

2 B社株式は、X国に所在するB社の発行済株式総数の30%を所有しているものであり、源泉税はX国で源泉徴収されたものである。なお、配当等の額はB社において損金に算入されるものではない。

3 C証券投資信託は、租税特別措置法第3条の2《内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例》に規定する特定株式投資信託である。

(2) 甲社は、売買目的有価証券及び完全子法人株式等、関連法人株式等を有したことはない。

5 交際費に関する事項

(1) 当期において得意先等に対する接待、贈答等の費用として交際費勘定に計上した金額は12,267,950円であり、このうちには次の金額が含まれている（下記のもの以外は租税特別措置法第61条の4《交際費等の損金不算入》に規定する交際費等に該当する。）。

| | |
|--------------------------------|------------|
| ① 相当の理由なく相手方の氏名等が帳簿に記載されていない費用 | 3,129,500円 |
| ② 得意先に対する見本品、試供品の供与のために通常要した費用 | 360,000円 |
| ③ 得意先に配布したカレンダーの作成に通常要した費用 | 380,000円 |
| ④ 得意先との接待に係る飲食費用で一人当たり5千円超のもの | 4,560,000円 |

- (2) 令和7年3月26日に得意先を料亭で接待した費用154,000円（参加人数5人の合計額）については、令和7年4月9日に支払っているが、当期末現在では未払いであり当期の決算上費用計上されていない。

6 寄附金に関する事項

- (1) 当期に損金経理した寄附金の総額は4,100,000円であり、その内訳は次のとおりである。

| 寄附金の支出先及び目的 | 支出年月日 | 支出金額 | 備考 |
|-----------------|-----------|------------|------|
| 国立E大学の校舎建設資金の寄附 | 令和6.9.30 | 1,100,000円 | (注)1 |
| F商工会議所に対する寄附 | 令和6.12.15 | 2,000,000円 | |
| 宗教法人Iに対する寄附 | 令和7.4.20 | 1,000,000円 | (注)2 |
| 合 計 | | 4,100,000円 | |

(注) 1 設立後、国庫に帰属するものである。

2 一般の寄附金に該当し、未払金として計上している。

- (2) 当期に仮払金として経理した金額のうちにG県立高等学校のプール建設資金として寄附した金額500,000円が含まれている（国等に対する寄附金である。）。

- (3) 当期中に、甲社の取引先である内国法人H株式会社（以下「H社」という。）に対して、甲社所有の有価証券（証券取引所において売買されている株式で、譲渡直前の帳簿価額は15,000,000円、時価は20,000,000円である。）を10,000,000円で譲渡し、譲渡損を5,000,000円計上している。

この有価証券の譲渡はH社の資金援助のために行ったもので、時価と譲渡価額との差額は実質的な贈与と認められるものである。

7 その他の事項

- (1) 同業者団体に新たに加入し、令和6年5月11日に支払った加入金150,000円を雑費に計上した。この団体は、構成員としての地位を他に譲渡することは認められず、また、加入金は脱退しても返還されることはない。
- (2) (1)の同業者団体の加入に伴い令和6年5月11日に支払った会館建設のための負担金1,000,000円を雑費に計上した。この会館の建設は令和6年9月3日より着手され、加盟組合員の本来の用に供されるものである。なお、その法定耐用年数は50年である。
- (3) 上記以外については、考慮不要とする。

問題 2 総合問題・基礎の確認（2）（シートあり）

基礎

- 65分 -

甲株式会社（以下「当社」という。）は、医薬品の製造業を営む内国法人である。当社の当期の株主資本等変動計算書その他の所得の金額等の計算に必要な事項は、下記の〔資料〕のとおりである。これに基づいて、当期の確定申告書に記載すべき課税標準である所得金額及び法人税額を計算するとともに、利益積立金額の明細書及び資本金等の額の明細書を完成させなさい。

なお、解答に当たっては、次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 税法上適用される方法が2以上定められている事項については、当期分の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (2) 当社は設立第1期以後当期まで連続して青色申告書を提出し、かつ、必要な申告の記載及び証明書類等の手続はすべて適法に行うものとする。
- (3) 解答に当たって補足すべき事項がある場合には、それを明記して解答するものとする。

〔資料〕

1 株主資本等変動計算書

(単位：円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 純 資 産 合 計 |
|---------------|-------------|------------|--------------|------------|--------------|------------------|--------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合 計 | |
| | | | | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当期首残高 | 150,000,000 | 50,000,000 | 50,000,000 | 12,500,000 | 3,000,000 | 12,000,000 | 27,500,000 | 227,500,000 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の 配 当 | | | | | | △4,500,000 | △4,500,000 | △4,500,000 |
| 別途積立金の 積 立 | | | | | 1,500,000 | △1,500,000 | ―― | ―― |
| 当期純利益 | | | | | | 60,314,000 | 60,314,000 | 60,314,000 |
| 当期変動額 合 計 | | | | | 1,500,000 | 54,314,000 | 55,814,000 | 55,814,000 |
| 当期末残高 | 150,000,000 | 50,000,000 | 50,000,000 | 12,500,000 | 4,500,000 | 66,314,000 | 83,314,000 | 283,314,000 |

(注) 1 前期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）末を基準日とする剰余金の配当の総額は4,500,000円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は33,000,000円である。

2 所得の金額等の計算に必要な事項

(1) 株主に関する事項

| 株主名 | 役職又は関係 | 持株数 |
|----------|------------------------------|----------|
| S | 代表取締役 | 150,000株 |
| T | 専務取締役 | 50,000株 |
| V株式会社 | 非同族会社 | 46,000株 |
| W | 常務取締役 | 25,000株 |
| X | Sの妻 | 20,000株 |
| その他の少数株主 | いずれも持株割合は1%未満であり、互いに特殊関係はない。 | 9,000株 |
| 合計 | ————— | 300,000株 |

(2) 租税公課に関する事項

① 当期の納税充当金の異動状況は次のとおりである。

| 区分 | 期首現在額 | 当期減少額 | 当期増加額 | 期末現在額 |
|-----|------------|------------|-------------|-------------|
| 法人税 | 6,446,000円 | 6,446,000円 | 14,965,000円 | 14,965,000円 |
| 住民税 | 704,000 | 704,000 | 1,594,000 | 1,594,000 |
| 事業税 | 1,650,000 | 1,650,000 | 4,391,000 | 4,391,000 |
| 合計 | 8,800,000円 | 8,800,000円 | 20,950,000円 | 20,950,000円 |

(注) 1 法人税には地方法人税が含まれている。以下同じ。

2 期首現在額及び当期増加額は、それぞれ前期及び当期に損金経理により引当てた金額である。

3 当期減少額は、前期分の法人税等のそれぞれに掲げる税額を納付するために取崩した金額である。

② 当期中に納付した次の諸税額は損金経理されている。

イ 当期中間申告分法人税額 10,000,000円

(うち、法人税9,006,300円、地方法人税993,700円)

ロ 当期中間申告分住民税額 1,155,500円

ハ 当期中間申告分事業税額 2,886,000円

③ 前期の確定申告分事業税は 1,800,000円であり、①のほか 150,000円が未納であるが、何ら経理処理は行なっていない。

(3) 受取配当等に関する事項

- ① 収益に計上した受取配当等の内訳は、次のとおりであり、配当等の額を収益に計上し、源泉徴収所得税額等を費用に計上している。

| 銘柄等 | 計 算 期 間 | 配 当 等 の 額 | 源泉徴収所得税額等 | 注 |
|-------|---------------------|------------|-----------|-----|
| A 株 式 | R5. 4. 1～R6. 3. 31 | 400,000円 | — | |
| B 株 式 | R5. 10. 1～R6. 9. 30 | 850,000円 | — | |
| C 株 式 | R6. 1. 1～R6. 12. 31 | 1,200,000円 | — | 2、3 |
| D 証投信 | R5. 4. 1～R6. 3. 31 | 300,000円 | 61,260円 | 4 |
| E 証投信 | R5. 7. 1～R6. 6. 30 | 950,000円 | 193,990円 | 4 |
| 預 金 | ————— | 1,600,000円 | 245,040円 | |

(注) 1 株式に係る受取配当等の額は、剰余金の配当に係る金額である。

2 C株式の発行人であるC社は外国法人であり、令和6年12月13日に発行済株式総数の5%相当額を取得した。

3 C株式には上記の他、外国法人税の額120,000円があり、費用に計上している。

4 D証投信は令和5年2月20日、E証投信は令和5年11月20日に取得したものである。

なお、いずれも租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託に該当するものではない。

- ② A株式は完全子法人株式、B株式は関連法人株式等に該当し、受取配当等の益金不算入額の計算上、控除すべき関連法人株式等に係る負債利子の額は34,000円である。

(4) 減価償却に関する事項

当期末において有する減価償却資産の取得価額等の状況は次のとおりである（次に掲げるもの以外の資産については、適正に計算されている。）。

| 種 類 | 取 得 価 額 | 期首帳簿価額 | 当 期 償 却 費 | 耐用年数 |
|-----------|-------------|-------------|-----------|------|
| 事務所用建物 | 50,000,000円 | 40,747,500円 | 995,000円 | 45年 |
| M 機 械 装 置 | 3,756,000 | ————— | 175,250 | 20 |
| N 機 械 装 置 | 1,500,000 | 350,000 | 175,650 | 20 |

(注) 1 事務所用建物は、平成18年2月15日に取得し事業の用に供している。

2 M機械装置は、令和6年11月8日に取得し、同日において事業の用に供している。

3 N機械装置は、平成18年4月21日に取得し事業の用に供している。

- 4 機械装置M、Nは、設備の種類・細目が同一のものである。
- 5 当社は減価償却資産の償却方法について選定届出をしていない。
- 6 耐用年数別の償却率等は、次のとおりである。

| 耐用年数 | | 20年 | 45年 |
|---------------------|-------|---------|---------|
| 旧定率法償却率 | | 0.109 | 0.050 |
| 旧定額法償却率 | | 0.050 | 0.023 |
| 20 0 % 定率法 | 償却率 | 0.100 | 0.044 |
| | 改定償却率 | 0.112 | 0.046 |
| | 保証率 | 0.03486 | 0.01634 |
| 定額法償却率 | | 0.050 | 0.023 |

(5) 交換に関する事項

- ① 令和6年12月13日に当社の所有するP土地（平成20年5月25日取得、帳簿価額30,000,000円、時価60,000,000円）と丙社の所有するQ土地（時価48,000,000円）とを交換し、翌月から同一の用途に供している。なお、Q土地は、丙社において平成15年9月に取得されたものであり、交換のために取得したものではない。
- ② この交換に当たって交換差金として現金12,000,000円を受取り、その全額を雑収入に計上している。また、譲渡した土地の帳簿価額をそのままQ土地の帳簿価額としている。
- ③ この交換契約に基づいて譲渡する土地の上に存した工場用建物の撤去をしたが、その除却損失及びその撤去に要した費用の合計額1,200,000円は雑損失として計上している。

(6) 貸倒引当金に関する事項

前期に損金経理により繰入れた一括評価金銭債権に係る貸倒引当金は112,000円であり、当期に全額を戻入れ、収益計上している。また、当期に損金経理により繰入れた一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定の金額は339,000円である。

(7) 収用等に関する事項

- ① 前期中の令和6年1月8日に収用等による買取の申出があり、当期中の令和6年8月15日に、当社所有の工場用地（帳簿価額15,400,000円）が収用等され、対価補償金として40,000,000円、譲渡経費に充てるための補償金として2,000,000円を取得した。なお、この譲渡に要した費用は3,500,000円である。
- ② 工場用地の代替地として、令和7年2月4日にR土地（取得価額40,000,000円）を取得し、工場を建設中であるが、当期末現在その工場は完成していない。

- ③ 当社は、租税特別措置法第64条（取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）の適用を受けるため、取得した土地について損金経理により帳簿価額を24,000,000円減額した。

(8) その他の事項

- ① 当期の交際費として費用に計上している金額は1,848,500円であり、このうちには、当社社名入りのライターを配布した費用 200,000円、得意先への中元・歳暮の費用 350,000円、得意先を接待した際に生じた飲食費650,000円（1人当たり5,000円以下のもの）、同570,000円（1人当たり5,000円超のもの）が含まれている。
- ② 当期確定申告分の住民税額は、1,223,200円とする。
- ③ 当期確定申告分の地方法人税額は、1,211,500円とする。
- ④ 留保金課税の計算で用いる当期の住民税額は2,205,245円、地方法人税額は2,196,372円であるものとする。
- ⑤ 上記以外については、考慮不要とする。

問題3 税効果会計・法人税等調整額と租税公課

基礎

— 5分 —

次の資料により、当期の所得の金額の計算上で調整すべき金額を計算しなさい。

- (1) 当社は従来から税効果会計を導入している。
 (2) 当社の当期の損益計算書（末尾）

| | | |
|--------------|---------------|--------------|
| ： | | |
| 税引前当期利益 | | 269,845,000円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 109,950,875円※ | |
| 法人税等調整額 | △ 11,005,000円 | 98,945,875円 |
| 当期純利益 | | 170,899,125円 |

※ 損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」の内訳は次のとおりである。

| 税目 | 内 訳 | | |
|------|-------------|----------|-------------|
| | 当期中間申告分 | 当期源泉徴収分 | 当期確定申告分 |
| 法人税 | 20,500,000円 | ————— | 57,132,200円 |
| 県民税 | 925,000円 | ————— | 2,425,200円 |
| 市民税 | 1,400,000円 | ————— | 4,264,100円 |
| 事業税 | 6,000,000円 | ————— | 16,721,500円 |
| 所得税等 | ————— | 382,875円 | ————— |
| 外国税 | ————— | 200,000円 | ————— |
| 合計 | 28,825,000円 | 582,875円 | 80,543,000円 |

- (注) 1. 法人税には地方法人税が含まれている。以下同じ。
 2. 当期源泉徴収分のうち所得税等は、当社の有する預金の利子2,500,000円につき源泉徴収された金額である。
 3. 当期源泉徴収分のうち外国税は、当社の有する外国法人株式の配当2,000,000円（保有割合3%に対する金額）につき外国で源泉徴収された金額である。

- (3) 前期確定申告分の法人税、住民税及び事業税の内訳は次のとおりであり、前期の納税充当金を取崩して充当している。

| 区分 | 法人税 | 県民税 | 市民税 | 事業税 | 合計 |
|----|-------------|------------|------------|------------|-------------|
| 金額 | 18,000,000円 | 1,600,000円 | 2,000,000円 | 5,400,000円 | 27,000,000円 |

問題 4

税効果会計・圧縮積立金等（シートあり）

基礎
15分

次の資料により、当社（期末資本金1億円、法人株主はいない。）の当期における別表4、別表1及び別表5（一）のIを完成させなさい。

I 株主資本等変動計算書（一部抜粋）

（単位：円）

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|------------|------------|---------------|-----------------|------------|---------------|---------------|---|--|
| | | 利 益 剰 余 金 | | | | | | |
| | | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| … | 利 益 準 備 金 | 特 別 償 却 準 備 金 | 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 | … | |
| 当期首残高 | 35,500,000 | 2,695,000 | | 25,000,000 | 112,690,000 | 175,885,000 | … | |
| 当期変動額 | | | | | | | … | |
| 剰余金の配当 | | | | | △55,000,000 | △55,000,000 | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | △ 385,000 | | | 385,000 | 0 | | |
| 圧縮積立金の積立 | | | 2,100,000 | | △ 2,100,000 | 0 | | |
| 別途積立金の積立 | | | | 10,000,000 | △10,000,000 | 0 | | |
| 当期純利益 | | | | | 153,752,400 | 153,752,400 | | |
| 当期変動額合計 | | △ 385,000 | 2,100,000 | 10,000,000 | 87,037,400 | 98,752,400 | | |
| 当期末残高 | 35,500,000 | 2,310,000 | 2,100,000 | 35,000,000 | 199,727,400 | 274,637,400 | … | |

（注）1 前期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）末を基準日とする剰余金の配当の総額は55,000,000円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は60,000,000円である。

3 当社は税効果会計を適用しており、当期純利益の額は、法人税等調整額47,600円減算後の金額である。

この法人税等調整額は、当期において新たに発生した繰延税金資産4,321,000円及び繰延税金負債900,000円に、前期以前に発生した繰延税金資産3,633,600円及び繰延税金負債165,000円の解消額を適正に処理した際に発生したものである。

II 所得の金額等に関する事項

1 租税公課に関する事項

- (1) 当期の損益計算書に計上した法人税（地方法人税を含む。以下同じ。）、住民税及び事業税の金額60,834,500円は、当期の確定申告分として未払法人税等に計上したものである。
- (2) 前期の確定申告分法人税23,300,000円、事業税10,100,000円、住民税3,500,000円については、前期に計上した未払法人税等36,900,000円を取崩して納付している。
- (3) 当期において損金経理をした租税の額のうちには次のものがある。
 - ① 法人税の当期中間納付額 14,300,000円（うち、地方法人税額1,335,200円）
 - ② 住民税の当期中間納付額 1,500,000円
 - ③ 事業税の当期中間納付額 5,870,000円

2 特別償却に関する事項

- (1) 前期に事業供用した機械装置（法定耐用年数12年）について、前期に特別償却準備金を2,695,000円積立て、当該準備金に係る繰延税金負債として1,155,000円計上している。
なお、積立超過額が350,000円ある。
- (2) 当期に上記機械装置に係る特別償却準備金を385,000円（これに係る繰延税金負債は165,000円である。）を取崩している。

3 買換えに関する事項

- (1) 平成15年1月から事業供用していた工場建物A（国内に存するもの。）を令和6年11月に23,000,000円で譲渡した。当社は帳簿価額18,000,000円との差額を固定資産譲渡益として収益に計上している。
なお、繰越償却超過額が1,205,000円ある。
- (2) 令和7年1月にかねてから所有していた土地（国内に存するもの。）に本社建物B（耐用年数50年、定額法償却率 0.020）を20,000,000円で新築し、直ちに事業供用している。なお、本社建物B以外に買換資産を取得する予定はない。
- (3) 建物圧縮積立金として2,100,000円を積立て、当該圧縮記帳に係る繰延税金負債として900,000円計上している。
- (4) 新築した本社建物Bについては、減価償却費を108,680円計上している。

4 その他の事項

- (1) 当期の確定申告分地方法人税の額は3,782,700円である。
- (2) 上記以外については、考慮不要とする。

問題5 別表5(一)Iの記入(シートあり)**基礎**

- ㊦15分 -

次の資料により、中小法人である当社の当期における別表5(一)Iを完成させなさい。

- (1) 建物の減価償却費を500,000円計上しているが、当期における償却限度額は370,000円である。
- (2) 機械装置の減価償却費を470,000円計上しているが、当期における償却限度額は620,000円である。なお、前期に生じた償却超過額が190,000円ある。
- (3) 一括貸倒引当金の当期の繰入額は1,280,000円であるが、繰入限度額は1,100,000円である。なお、前期の繰入額(うち、240,000円は繰入超過額)は全額を戻し入れている。
- (4) 当期に取得した土地Aについて、買換えの圧縮記帳の適用を受けるため、決算において剰余金処分により圧縮積立金を22,000,000円計上しているが、圧縮限度額は20,000,000円である。
- (5) 当期の5月に譲渡した土地Bについて、収用等の所得の特別控除の適用を受ける。なお、当該土地の譲渡益は33,000,000円であり、前期及び当期に土地B以外に収用等された資産はない。
- (6) 当期の交際費勘定の金額は10,600,000円であるが、次のものが含まれている。なお、接待飲食費は5,000,000円である。
 - ① 前期の得意先への贈答費用で、前期に未処理だったものを当期に支払った金額…300,000円
 - ② 翌期に行う得意先招待旅行のための費用として旅行会社に支払った金額…520,000円
- (7) 当期の寄附金勘定の金額は13,500,000円であるが、内訳は次のとおりである。なお、一般の寄附金の損金算入限度額は8,000,000円である。
 - ① 当期に内国法人乙社に贈与した金額(一般の寄附金)…10,000,000円
 - ② 日本赤十字社への義援金(指定寄附金等)…3,500,000円
- (8) 役員に対し、毎月の報酬のほかに夏期賞与1,000,000円を支給している(届出書の提出なし。)
- (9) 当期末に行った棚卸しにより、期末在庫を2,900,000円として処理したが、310,000円分の商品が計上もれとなっている。なお、売上高は正しく計上されている。
- (10) 内国法人丁社の配当金500,000円から所得税102,100円を控除した残額を収受し、収益に計上している。なお、この配当は非支配目的株式等に係る配当である。
- (11) 外国子会社A社の配当400,000円からX国の源泉税40,000円を控除した残額を収受し、収益に計上している(A社において、支払配当は損金に算入されるものではない。)
- (12) 当期に譲渡した丙株式の譲渡原価を680,000円としているが、620,000円が適正額である。
- (13) 当期の法人税等勘定の金額は、当期分の中間申告法人税の納付分11,000,000円(地方法人税を含む。以下同じ。)、当期分の中間申告住民税の納付分1,000,000円、当期分の中間申告事業税の納付分3,000,000円、当期確定申告分の法人税、住民税及び事業税の見積分20,000,000円の合計額である。

- (14) 前期分の確定申告法人税12,000,000円、事業税3,200,000円、住民税1,300,000円については、前期に計上した未払法人税等16,500,000円を取崩して納付している。
- (15) 当期の別表 1 差引確定法人税額は14,000,000円、確定申告により納付すべき地方法人税額は1,442,000円、確定申告により納付すべき住民税額は1,356,000円である。

問題6 別表5(一)Iの読取(1)(シートあり)

基礎

- 10分 -

次の資料により、当社(期末資本金2億円)の当期における別表4を完成させなさい。

【別表5(一)I】

(単位:円)

| 区 分 | 期 首 現 在 | 当 期 の 増 減 | | 差 引 翌 期 首 現 在 | | |
|-------------------|--------------------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|-----|
| | 利 益 積 立 金 額 | 減 | 増 | 利 益 積 立 金 額 | | |
| | ① | ② | ③ | ④ | | |
| 利 益 準 備 金 | 10,000,000 | | 1,000,000 | 11,000,000 | | |
| 別 途 積 立 金 | 55,200,000 | | 2,000,000 | 57,200,000 | | |
| 特 別 償 却 準 備 金 | 4,900,000 | 700,000 | | 4,200,000 | | |
| 特 別 償 却 準 備 金 積 立 | △ 4,900,000 | △ 700,000 | | △ 4,200,000 | | |
| 特 別 償 却 準 備 金 超 過 | 280,000 | 40,000 | | 240,000 | | |
| 機 械 装 置 | 1,070,000 | 220,000 | | 850,000 | | |
| 未 払 交 際 費 | △ 200,000 | △ 200,000 | △ 150,000 | △ 150,000 | | |
| 器 具 備 品 | | | 690,000 | 690,000 | | |
| 有 価 証 券 | | | △ 2,500,000 | △ 2,500,000 | | |
| 棚 卸 資 産 | | | △ 1,080,000 | △ 1,080,000 | | |
| 売 掛 金 | | | 2,450,000 | 2,450,000 | | |
| 未 払 寄 附 金 | | | 800,000 | 800,000 | | |
| | | | | | | |
| 繰 越 損 益 金 | 50,000,000 | 50,000,000 | 115,612,000 | 115,612,000 | | |
| 納 税 充 当 金 | 30,000,000 | 30,000,000 | 26,700,000 | 26,700,000 | | |
| 未 納 法 人 税 等 | 未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 | △ 20,900,000 | △ 42,900,000 | 中 間 | △ 22,000,000 | △ - |
| | | | | 確 定 | △ - | |
| 未 納 住 民 税 | 未 納 住 民 税 | △ 2,000,000 | △ 5,000,000 | 中 間 | △ 3,000,000 | △ - |
| | | | | 確 定 | △ - | |
| 差 引 合 計 額 | 123,450,000 | 32,160,000 | - | - | | |

(注) 前期分の確定申告に係る法人税(地方法人税を含む。)、事業税、住民税については、前期に計上した未払法人税等を取崩して納付している。

【別表 4】

| 区 分 | | 金 額 |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 当期利益の額 | | 88,611,000円 |
| 加 算 | 損金経理納税充当金 | |
| | 損金経理法人税等 | |
| | 損金経理住民税 | |
| | 損金経理附帯税等 | 100,000 |
| | 役員給与の損金不算入 | 500,000 |
| | 交際費等の損金不算入 | 540,000 |
| 小 計 | | |
| 減 算 | 納税充当金支出事業税等 | |
| | 受取配当等の益金不算入 | 360,000 |
| 小 計 | | |
| 仮 計 | | |
| 法人税額控除所得税額 | | 51,050 |
| 合 計 | | |
| 差 引 計 | | |
| 総 計 | | |
| 所得金額 | | |

(注) 別表4の科目は下記から適切なものを選択して下さい。

- 売上計上もれ
- 売上原価計上もれ
- 特別償却準備金積立超過額
- 特別償却準備金積立超過額認容
- 特別償却準備金取崩
- 器具減価償却超過額
- 器具減価償却超過額認容
- 機械減価償却超過額
- 機械減価償却超過額認容
- 未払交際費認定損
- 前期未払交際費否認
- 未払寄附金否認
- 前期未払寄附金認容
- 有価証券過大計上
- 有価証券計上もれ

問題7 別表5(一)Iの読取(2)

基礎

- ㉞ 8分 -

次の資料により、当社（期末資本金2億円）の当期における別表5(一)のI「減」の欄、「増」の欄の記載について、下記のそれぞれの調整の根拠として適切なものをすべて選択しなさい。

【別表5(一)I】

(単位：円)

| 区 分 | 期 首 現 在 利益積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在 利益積立金額 | | |
|-----------|------------------------|--------------|--------------|-------------------|--------------|--------------|
| | | 減 | 増 | | | |
| | | ① | ② | | ③ | ④ |
| 利 益 準 備 金 | 10,000,000 | | | 10,000,000 | | |
| 別 途 積 立 金 | 30,000,000 | | | 30,000,000 | | |
| 売 掛 金 | | | 3,000,000 | 3,000,000 | | |
| 棚 卸 資 産 | | | 2,000,000 | 2,000,000 | | |
| 有 価 証 券 | | | 1,800,000 | 1,800,000 | | |
| 土 地 | | | △ 5,000,000 | △ 5,000,000 | | |
| 建 物 | | | 700,000 | 700,000 | | |
| 器 具 備 品 | 900,000 | 900,000 | 0 | 0 | | |
| 借 入 金 | | | △ 1,100,000 | △ 1,100,000 | | |
| 貸 付 金 | | | △ 850,000 | △ 850,000 | | |
| 繰 越 損 益 金 | 50,000,000 | 50,000,000 | 100,000,000 | 100,000,000 | | |
| 納 税 充 当 金 | 30,000,000 | 30,000,000 | 35,000,000 | 35,000,000 | | |
| 未納法人税等 | 未納法人税 及び未納地方 法人税 | △ 19,000,000 | △ 40,000,000 | 中間 | △ 21,000,000 | △ 25,000,000 |
| | | | | 確定 | △ 25,000,000 | |
| | 未納住民税 | △ 1,800,000 | △ 3,700,000 | 中間 | △ 1,900,000 | △ 2,400,000 |
| | | | | 確定 | △ 2,400,000 | |
| 差 引 合 計 額 | —— | —— | —— | —— | | |

(問1) 上記の売掛金3,000,000円

- ① 当期の3月31日の売上3,000,000円が翌期の4月1日に計上されていたことによる調整
- ② 得意先に対する売掛金4,000,000円のうち3,000,000円の回収の見込みが低いいため計上した貸倒損失の否認額3,000,000円
- ③ 外貨建て売掛金について期末時換算法で換算した場合の為替差益の計上もれ3,000,000円
- ④ 更生計画の認可決定に伴い切捨てとなった売掛金の未処理分の調整3,000,000円

(問2) 上記の棚卸資産2,000,000円

- ① 期末の在庫高を4,500,000円で計上していたが、実際の有高が6,500,000円であったことに伴う調整2,000,000円
- ② 期末の在庫高を4,500,000円で計上していたが、実際の有高が2,500,000円であったことに伴う調整2,000,000円
- ③ 期末棚卸資産について、過剰生産に伴い計上した評価損の否認額2,000,000円

(問3) 上記の有価証券1,800,000円

- ① 売買目的有価証券について計上をしていなかった評価益の調整1,800,000円
- ② 有価証券の譲渡原価の計上もれ分の調整1,800,000円
- ③ 売買目的外有価証券について計上した一時的な時価下落に伴う評価損の否認額1,800,000円
- ④ 償還有価証券の調整差益の調整1,800,000円

(問4) 上記の土地△5,000,000円

- ① 土地の単なる時価下落により計上した評価損の否認額5,000,000円
- ② 土地取得について費用計上した造成費の調整5,000,000円
- ③ 土地の高価買入れによる取得価額過大計上5,000,000円

(問5) 上記の建物700,000円

- ① 建物の高価買入れによる取得価額過大計上700,000円
- ② 建物取得に係る原価算入交際費700,000円として損金の額に算入される金額
- ③ 当期に生じた減価償却超過額700,000円

(問6) 上記の器具900,000円

- ① 当期に生じた減価償却超過額900,000円
- ② 償却不足が生じたことに伴う減価償却超過額認容900,000円
- ③ 器具備品を除却したことに伴う減価償却超過額認容900,000円

(問7) 上記の借入金△1,100,000円

- ① 外貨建て借入金について期末時換算法で換算した場合の為替差益の計上もれ1,100,000円
- ② 外貨建て借入金について期末時換算法で換算した場合の為替差損の計上もれ1,100,000円
- ③ 外貨建て借入金について予約レートで換算した場合に計上した為替差損のうち翌期以降の前払費用の計上もれ1,100,000円

(問8) 上記の貸付金△850,000円

- ① 再生計画の認可決定に伴い切捨てとなった貸付金の未処理分850,000円
- ② 貸付金の一部の回収の見込みが低いと計上した貸倒損失の否認額850,000円
- ③ 外貨建て貸付金について期末時換算法で換算した場合の為替差損の計上もれ850,000円

問題 8 別表 5 (一) I ①欄の記入 (シートあり)

基礎

- 7分 -

次の資料により、当社の当期における別表 5 (一) の I ①欄を記入しなさい。

[別表 5 (一) I]

(単位：円)

| 区 分 | 期 首 現 在 | | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在 利益積立金額 | | |
|-----------|------------------------|------------|-------------|----|-------------------|---|---|
| | 利益積立金額 | | 減 | 増 | | | |
| | ① | ② | ③ | ④ | | | |
| 利 益 準 備 金 | | 0 | 260,000 | | 4,900,000 | | |
| 別 途 積 立 金 | | 0 | 1,000,000 | | 7,000,000 | | |
| 土 地 | | 0 | 0 | | 2,000,000 | | |
| 建 物 | | 0 | 230,000 | | 600,000 | | |
| 機 械 装 置 | | 330,000 | 0 | | 540,000 | | |
| 売 掛 金 | | 1,800,000 | 2,400,000 | | 2,400,000 | | |
| 一括貸倒引当金 | | 720,000 | 810,000 | | 810,000 | | |
| 退職給付引当金 | | 1,190,000 | 1,670,000 | | 25,500,000 | | |
| 棚 卸 資 産 | | △ 908,000 | 0 | | 0 | | |
| 未 払 交 際 費 | | △ 660,000 | 0 | | 0 | | |
| 未収還付法人税等 | | 794,200 | 347,300 | | 347,300 | | |
| 未収還付住民税 | | 81,800 | 35,700 | | 35,700 | | |
| 繰 越 損 益 金 | | 59,880,000 | 96,220,000 | | 96,220,000 | | |
| 納 税 充 当 金 | | 8,150,000 | 0 | | 0 | | |
| 未納法人税等 | 未納法人税 及び未納地 方法人税 | △ | △ 9,700,000 | 中間 | △ 4,600,000 | △ | 0 |
| | | | | 確定 | △ 0 | | |
| 未納法人税等 | 未納住民税 | △ | △ 1,170,000 | 中間 | △ 520,000 | △ | 0 |
| | | | | 確定 | △ 0 | | |
| 差 引 合 計 額 | | | | | | | |

問題9 別表5(一)I・未収還付法人税等(シートあり)

応用

9分

次の(問1)及び(問2)について、別表4及び別表5(一)Iを完成させなさい。

(問1) 5期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(1) 当期の損益計算書に計上されている法人税等の金額の内訳は次のとおりである。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| ① 5期分の中間申告法人税の納付分(地方法人税を含む。) | 85,720,000円 |
| ② 5期分の中間申告住民税の納付分 | 8,829,500円 |
| ③ 5期分の中間申告事業税の納付分 | 12,580,000円 |
| ④ 株式(数年前から保有)につき取得した配当金に係る源泉所得税等の額 | 1,869,400円 |

(2) 法人税の確定申告書

| 区 分 | 金 額 |
|-------------------|------------|
| 所 得 金 額 | 3,000,000円 |
| 法 人 税 額 | 696,000 |
| 法 人 税 額 計 | 696,000 |
| 控 除 税 額 | 1,869,400 |
| 差引所得に対する法人税額 | 0 |
| 中 間 申 告 分 法 人 税 額 | 77,715,400 |
| 差 引 確 定 法 人 税 額 | 0 |

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| (3) 確定申告により還付される源泉所得税額 | 各自算定 |
| (4) 確定申告により還付される法人税の額(地方法人税を含む。) | 85,720,000円 |
| (5) 確定申告により還付される住民税の額 | 8,829,500円 |
| (6) 確定申告により還付される事業税の額 | 12,580,000円 |

(問2) 6期(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(1) 上記(問1)の後、翌期において次の金額が還付され収益に計上した。

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ① 5期分の中間納付法人税の額(地方法人税を含む。) | 85,720,000円 |
| ② 5期分の中間納付住民税の額 | 8,829,500円 |
| ③ 5期分の中間納付事業税の額 | 12,580,000円 |
| ④ ①から③までに係る還付加算金の額 | 2,320,000円 |
| ⑤ 5期に納付した源泉所得税等の額で控除しきれなかった金額 | 各自算定 |

(2) 6期分の確定申告分法人税等の金額25,000,000円を未払法人税等に計上した。

問題10 別表5(一)I・留保金課税(シートあり)

基礎

- 15分 -

次の資料により、当社の当期における別表4、別表1及び別表5(一)Iを完成しなさい。なお、当社は製造業を営む青色申告法人で、発行済株式総数の100%を代表取締役甲が所有している。

1 株主資本等変動計算書(一部抜粋)

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|------------|---------|--------|--------|-------|----------|-------|---------|---------|---------|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | 利益剰余金計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金計 | | |
| | | | | 圧縮積立金 | 特別償却準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | … | |
| 当期首残高 | 120,000 | 10,000 | 10,000 | 8,000 | | 4,000 | 2,700 | 52,000 | 66,700 | … |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 1,000 | | | | △11,000 | △10,000 | |
| 圧縮積立金の積立 | | | | | 15,000 | | | △15,000 | — | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | | △ 800 | | 800 | — | |
| 別途積立金 | | | | | | | 3,000 | △ 3,000 | — | |
| 当期純利益 | | | | | | | | 88,500 | 88,500 | |
| 当期変動額計 | | | | 1,000 | 15,000 | △ 800 | 3,000 | 60,300 | 78,500 | |
| 当期末残高 | 120,000 | 10,000 | 10,000 | 9,000 | 15,000 | 3,200 | 5,700 | 112,300 | 145,200 | … |

(注) 1 前期(令和5年4月1日～令和6年3月31日)末を基準日とする剰余金の配当の総額は10,000千円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は35,940千円である。

3 記載金額に千円未満の端数はない。

2 租税公課に関する事項

(1) 当期の損益計算書に計上されている法人税等の金額の内訳は次のとおりである。なお、法人税には地方法人税が含まれている。

- ① 当期分の中間申告法人税の納付分 13,095,000円(うち地方法人税1,222,800円)
- ② 当期分の中間申告住民税の納付分 1,344,000円
- ③ 当期分の中間申告事業税の納付分 5,022,000円
- ④ 当期分の確定申告法人税、住民税及び事業税の見積り分 17,355,500円

(2) 当期中に納付した前期確定申告法人税26,190,000円、住民税2,688,000円、事業税10,044,000円については、前期の費用に計上した未払法人税等を取崩している。

3 別表1に関する事項

試験研究費の特別控除額 1,900,000円

4 その他の事項

当社の当期末における資本金等の額は130,000,000円であり、数年来異動はない。また、留保金課税の計算で使用する当期の地方法人税の額は2,285,261円、住民税の額は2,505,089円である。

問題11 別表5(一)ⅠⅡ・資本組入れ等(シートあり)

応用

— 5分 —

次の資料に基づき、当社の当期の別表5(一)Ⅰ及び別表5(一)Ⅱを完成させなさい。

1 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | 株主資本 合計 | 純資産 合計 |
|---------------|---------|-----------|---------------|---------------|-------------|------------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自 己 株 式 | | |
| | | 資本 準備金 | 利 益 準備金 | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | | 別 途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 50,000 | 35,000 | 30,000 | 115,000 | | 330,000 | 330,000 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 準備金の 資本組入れ | 25,000 | △25,000 | | | | | — | — |
| 剰余金の 配当 | | | | | △30,000 | | △30,000 | △30,000 |
| 別途積立金の 積立 | | | | 10,000 | △10,000 | | — | — |
| 当期純利益 | | | | | 137,939 | | 137,939 | 137,939 |
| 自己株式の 取得 | | | | | | △5,000 | △5,000 | △5,000 |
| 当期変動額 合計 | 25,000 | △25,000 | | 10,000 | 97,939 | △5,000 | 102,939 | 102,939 |
| 当期末残高 | 125,000 | 25,000 | 35,000 | 40,000 | 212,939 | △5,000 | 432,939 | 432,939 |

(注) 1 前期(令和5年4月1日～令和6年3月31日)末を基準日とする剰余金の配当の総額は30,000千円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は45,000千円である。

3 当社は当期の7月において資本準備金の一部を資本に組入れ、資本金を増加させた。

4 当社は当期の5月に自己株式1,000株を5,000千円で市場取引により取得した。

5 記載金額に千円未満の端数はない。

問題12 決算修正（1）（シートあり）**基礎**

- ㊦15分 -

次の(1)～(18)のそれぞれの場合における ① 決算で行う修正仕訳を行うと共に、② ①に伴い別表4、別表5(一)Iで調整すべき金額を記載しなさい。

なお、決算は未だ確定しておらず、特に指示があるものを除き、決算上処理が可能なものは申告書で調整不要となるように修正経理をすること。

- (1) 建物についての減価償却費の計上は未処理であり、建物の取得価額は12,000,000円、定額法償却率は0.050である。
- (2) 機械装置についての減価償却費の計上は未処理であり、機械装置の取得価額は5,000,000円、定額法償却率は0.100である。なお、前期以前に生じた償却超過額が40,000円あり、翌期に繰り越す償却超過額がないように処理をする。
- (3) 貸倒引当金については未処理であり、当期末の一括評価金銭債権は14,000,000円、貸倒実績率は0.0871であり、前期の繰入額は1,750,000円（うち、268,000円は繰入超過額）である。全額を洗替える経理で処理をする。なお、当社は中小法人に該当する。
- (4) 当社は、翌期支給の賞与のうち当期に係る金額を賞与引当金として設定することとしており、当期に設定すべき金額は8,600,000円である。また、前期に設定した金額は7,700,000円であり、戻入れの処理はしていない。全額を洗替える経理で処理をする。
- (5) 国庫補助金を12,000,000円受け入れ、交付目的に適合する土地を15,000,000円で取得した。この国庫補助金については、当期末までに全額の返還不要が確定しており、圧縮記帳について未処理であるため、損金経理により帳簿価額を減額する方法で計上する。
- (6) 上記(5)の圧縮記帳を当期の確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法で計上する。
- (7) 前期に損金経理により積み立てた特別償却準備金3,500,000円（積立超過額はない。）があるが、当期において取崩しに関する処理は行われていない。なお、この特別償却準備金は耐用年数6年の機械装置について積み立てたものである。
- (8) 前期に剰余金の処分により積み立てた特別償却準備金が6,000,000円あるが、うち、400,000円は積立超過額として申告加算された。取崩しに関する処理が行われていないので翌期に繰越す積立超過額がないように処理する。なお、この特別償却準備金は耐用年数11年の機械装置について積み立てたものである。
- (9) 当期に取得し、事業供用した器具備品85,000円については、取得時に器具備品勘定に計上し、その後は何ら処理していない。

- (10) 当期に取得し、事業の用に供した器具備品150,000円については、取得時に器具備品勘定に計上し、その後は何ら処理していない。なお、当社（中小企業者に該当しない。）は毎期決算において、20万円未満の資産について全額消耗品費勘定に計上し、一括償却資産として申告調整することとしている。
- (11) 当期の4月20日に当社工場前の道路の舗装（耐用年数15年）のため、A市に対して負担金1,000,000円を支出し、繰延資産に計上した。なお、この道路は工場関係者のみが使用している。
- (12) 当社（中小法人に該当しない。）が交際費として費用計上している金額は、10,000,000円であり、いずれも得意先等の接待、贈答に係るものである（このうち接待飲食費は6,000,000円である）。また、仮払金のうちには、当期の2月に仕入先への贈答費用250,000円が計上されている。そのほか、当期の3月30日に得意先を旅行に招待した費用180,000円は、請求書が届いていないため未処理となっている。
- (13) 当社は、当期にB株式（売買目的有価証券に該当する。）を35,000,000円で取得し、その後何ら処理していない。なお、B株式の期末における時価は36,800,000円である。
- また、前期以前から保有しているC株式（取引所売買有価証券に該当するが、売買目的有価証券には該当しない。）11,000,000円は、期末における時価が5,000,000円まで下落しており、価額の回復は見込まれない。
- (14) 売掛金のうちD社に対する7,290,000円（期限は翌期の4月末日である。）は、54,000ドルを取引時の為替レート、1ドル=135円で計上したものであるが、当期末における為替レートは、1ドル=138円である。なお、期末時換算法を選定・届出している。
- また、当期の1月1日に2年後に一括返済の約定で100,000ドルの貸付け（取引発生時の為替レートは1ドル=141円である。）を行い、取引発生前に為替予約を1ドル=137円で付し、下記の処理を行っている。なお、前払費用については、長期と短期の区分は不要である。
- | | | | | |
|-------|-------------|---|------|-------------|
| 長期貸付金 | 13,700,000円 | / | 現金預金 | 14,100,000円 |
| 為替差損 | 400,000円 | | | |
- (15) 得意先E社は当期に会社更生法の更生計画の認可決定があり、同社に対する売掛金900,000円の50%が切り捨てられることとなったが未処理である。
- (16) 得意先F社に対して売掛金2,300,000円を有しているが、F社は資産状況が著しく悪化し、売掛金の全額が回収不能であることが明らかである。当社は何ら処理していない。
- (17) 機械装置について、当期の5月に支出し、修繕費として計上した800,000円は資本的支出に該当するものであり、当該資本的支出に係る定額法償却率は0.084である。
- (18) 器具備品を当期の4月からリースし、事業の用に供しているが、当該リースは所有権移転外リース取引以外のリース取引に該当する（月額70,000円、リース期間5年、耐用年数6年、耐用年数6年の定額法償却率0.167）。なお、リース料として当期分の840,000円を費用処理している。

問題13 決算修正（2）（シートあり）

基礎

- ㊦15分 -

内国法人であるT A株式会社（以下、当社という。）は、電気製品の製造業を営む非同族会社である。

次の【資料】に基づき、各設問に答えなさい。なお、解答にあたっては次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 決算処理が可能な事項は適宜の科目名を用いて決算修正仕訳を行い、決算書の原案を修正する。
- (2) 税法上、評価額、損金算入限度額等が定められている事項については、特に指示があるものを除き、その定められているところによって計算した金額を計上するものとする。
また、適用される方法が2以上定められている事項については、当期分の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (3) 当期においても青色申告書を提出し、かつ、必要な申告の記載等の手続きは適法に行うものとする。
- (4) 当社の期末の資本金の額は101,000,000円、資本準備金の額は9,000,000円である。
- (5) 解答にあたって補足すべき事項がある場合には、それを明記して解答するものとする。

資料1 減価償却に関する事項

- (1) 減価償却の方法として選定し届け出た方法は、旧定額法又は定額法である。
- (2) 減価償却資産に関する資料は次のとおりであり、当期の減価償却費はまだ計上されていない。

| 区 分 | 取得価額 | 期首帳簿価額 | 耐用年数 | 定額法償却率 |
|--------|-------------|-------------|------|--------|
| A 建 物 | 35,000,000円 | 33,921,000円 | 35年 | 0.029 |
| B 機械装置 | 10,000,000円 | —— 円 | 13年 | 0.077 |
| C 器具備品 | 4,000,000円 | —— 円 | 5年 | 0.200 |

- (注) 1 A建物は、令和5年4月5日に取得し、直ちに事業の用に供したものであるが、繰越償却超過額が64,000円ある。なお、翌期に繰り越す金額がないように処理すること。
- 2 B機械装置は、令和6年10月20日に取得し、直ちに事業の用に供したものである。
- 3 C器具備品は、令和7年1月15日に取得し、直ちに事業の用に供したものであるが、当該器具備品の取得に当たり据付費用500,000円が雑費に計上されている。

問1 減価償却費に係る決算修正仕訳及び別表4の申告調整を示しなさい。

資料2 交際費等に関する事項

(1) 当期に損金経理した交際費勘定の金額は10,280,000円であり、そのうちには次のものが含まれている。

- | | |
|---------------------------------|------------|
| ① 来客との商談、打合せにおいて要した昼食程度の食事代 | 50,000円 |
| ② 前期仮払交際費の当期消却額 | 100,000円 |
| ③ 得意先を接待した際の飲食費で1人当たり5,000円超のもの | 3,250,000円 |

(2) 仮払金勘定の500,000円は、得意先への中元歳暮費用200,000円、及び役員に対して臨時に支給した渡切小切手で精算を要しないもの300,000円である。

問2 交際費及び役員給与に係る決算修正仕訳及び別表4の申告調整を示しなさい。

資料3 租税公課に関する事項

(1) 当期に納付した租税公課のうち、当期分中間法人税（地方法人税を含む。以下同じ。）5,900,000円、中間住民税580,000円及び中間事業税1,552,500円は法人税等に計上している。

(2) 前期分確定法人税11,800,000円、確定住民税1,160,000円及び確定事業税3,245,000円は前期に繰り入れた未払法人税等を取崩して納付しており、当期分の未払法人税等の計上はされていない。

(3) 当期における未払法人税等の計上は18,000,000円とする。

(4) 源泉所得税及び復興特別所得税102,100円は租税公課に計上している（資料4参照）。

(5) 当期に取得した土地について支払った不動産取得税600,000円は、土地勘定に計上している。

問3 租税公課に係る決算修正仕訳及び別表4の申告調整を示しなさい。

資料4 受取配当金及び寄附金に関する事項

(1) 受取配当金には、当期中に收受した甲株式（3年前より有しており、その他株式等に該当する。）に係る剰余金の配当500,000円（源泉所得税及び復興特別所得税102,100円控除前の金額）が含まれている。

(2) 寄附金には、国等に対する寄附金が300,000円、一般の寄附金が2,400,000円含まれている。

(3) 決算書原案の修正と申告調整を行ったところ、申告書別表4の仮計欄の総額は48,251,000円となった。

問4 受取配当金、寄附金に係る決算修正仕訳及び別表4の申告調整を示しなさい。

問題14

決算修正・総合問題（1）（シートあり）

基礎
50分

甲株式会社（以下、「当社」という。）は、製造業を営む内国法人である。当社の当期の決算にあたり試算をした損益の状況は、答案用紙の「残高試算表」欄に示すとおりであるが、その中には必要な決算整理がまだ行われていない事項も含まれており、決算整理及び法人税の申告等に必要な資料は下記のとおりである。

これにより、答案用紙の損益計算書を完成させるとともに、課税標準である所得の金額及び確定申告により納付すべき法人税額を計算しなさい（計算過程を答案用紙所定の欄に示すこと。）。

なお、解答にあたっては、次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 決算処理が可能な事項はすべて確定決算に織り込むものとし、かつ、税法上評価額、損金算入限度額等が定められている事項については、特に指示があるものを除き、その定められているところに従って計算した金額を計上するものとする。
- (2) 税法上その計算方法が二つ以上定められている事項については、特に下記に明示されているものを除き、当期の法人税額が最も少なくなる方法によって計算するものとする。
- (3) 当社は、青色申告書提出の承認を受けており、当期においても引き続き青色申告書を提出するものとする。また、必要な申告の記載等の手続はすべて適法に行うものとする。
- (4) 解答にあたって補足すべき事項がある場合には、その事項を明記して解答するものとする。

<資 料>

1 資本構成に関する事項

当社は同族会社であり、所有割合は非同族会社であるA株式会社30%、代表取締役社長20%、専務取締役10%、常務取締役5%で、残りは持株割合1%未満の少数株主である。

2 受取配当等に関する事項

- (1) 当期中に収受した配当等は次のとおりであり、配当等の額をその他の収益に、源泉徴収税額を諸費用に計上している。

| 銘 柄 等 | 配当等の額 | 源泉徴収税額 | 計 算 期 間 |
|----------|------------|----------|-----------------------------|
| B 株式期末配当 | 3,160,000円 | 645,272円 | 令 6 . 1 . 1～令 6 . 12 . 31 |
| C 株式期末配当 | 430,000 | 87,806 | 令 5 . 11 . 1～令 6 . 10 . 31 |
| D 株式期末配当 | 280,000 | 外 28,000 | 2024 . 1 . 1～2024 . 12 . 31 |
| E 銀行預金利子 | 698,000 | 106,898 | |
| 合 計 | 4,568,000円 | 867,976円 | ————— |

- ① 期末配当は、定時株主総会の決議による配当であり、上記表中の計算期間の終了の日をそれぞれ基準日としている。

- ② B株式は令和5年12月1日、C株式は令和6年9月9日にそれぞれ取得している。
 - ③ D株式の発行法人であるD株式会社は外国法人であり、源泉徴収税額は現地で徴収された外国法人税の額である。当社はD株式会社の発行済株式総数の1%を有している。
- (2) B株式及びC株式は、その他株式等に該当する。

3 債権等に関する事項

- (1) 「残高試算表」の売掛金勘定のうちにはF商店に対するもの4,500,000円があるが、取引開始の際、F商店から営業保証金1,500,000円を受け入れており、この他、同商店に対する支払手形が2,882,100円ある。
- (2) 「残高試算表」の受取手形勘定のほか、手形割引高の注記が当期末において82,300,000円あるが、すべて売掛金の回収のために取得した手形の割引高である。
- (3) 「残高試算表」のその他の資産の額のうちには、次に掲げる金額が含まれている。なお、これら以外で一括評価金銭債権に該当するものはない。
- ① 役員に対する短期貸付金 36,000,000円
 - ② 仕入先に対する商品仕入の前渡金 1,500,000円
 - ③ 仕入割戻しに係る未収金 700,000円
- (4) 基準年度における実質的に債権とみられないものの額の簡便法によるその控除割合は0.0165とする。
- (5) 当期首前3年以内に開始した各事業年度における各期末の一括評価金銭債権の額及び貸倒損失の額の状況は次のとおりである。

| 事業年度 | 一括評価金銭債権の額 | 貸倒損失の額 |
|----------------|--------------|------------|
| 令3.4.1～令4.3.31 | 103,100,000円 | 1,950,000円 |
| 令4.4.1～令5.3.31 | 123,800,000 | 895,000 |
| 令5.4.1～令6.3.31 | 143,580,000 | 2,193,000 |

- (6) 「残高試算表」の一括貸倒引当金勘定の金額は、前期からの繰越額であり、このうちには前期の繰入限度超過額746,373円が含まれている。

4 買換えに関する事項

- (1) 当社は令和6年5月21日に国内に有する土地（平成21年1月取得、帳簿価額8,720,000円）を86,500,000円で譲渡し、譲渡対価と帳簿価額との差額を固定資産売却益としてその他の収益に計上している。当該土地は工場用建物の敷地として使用していたものであり、譲渡時の契約により工場用建物は取壊し、取壊直前の帳簿価額6,000,000円（償却超過額200,000円）を雑損失に計上した。なお、この譲渡に際し仲介手数料650,000円を支出し、諸費用に計上した。

- (2) 令和7年1月8日、国内に有する土地に次の工場用建物を建設した。

| 資産 | 取得価額 | 事業供用年月日 | 備考 |
|-----|-------------|-----------|----------|
| H建物 | 85,000,000円 | 令和7年1月20日 | 耐用年数 24年 |

(注) 事業の用に供するにあたり、改良費 1,500,000円を支出しており、その全額を雑損失勘定に計上している。

- (3) 当社は、上記(1)及び(2)に関して、租税特別措置法第65条の7《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定による圧縮記帳の適用を受けたいと考えているが、これについて必要な処理は行われていない。なお、経理の方法は剰余金の処分により積立金を積み立てる方法によるものとし、当期の決算整理において処理するものとする。

5 減価償却に関する事項

- (1) H建物の他、次に掲げる減価償却資産については、減価償却費はまだ計上されていない。

| 種類等 | 取得価額 | 期首帳簿価額 | 事業供用年月日 | 耐用年数 | 注 |
|-------|------------|----------|-----------|------|---|
| I機械装置 | 9,500,000円 | —— | 令和6年9月7日 | 8年 | 1 |
| J機械装置 | 2,000,000円 | 600,000円 | 平成19年3月以前 | 10年 | 2 |
| K器具備品 | 89,330円 | —— | 令和6年7月8日 | 5年 | — |
| L器具備品 | 2,080,000円 | —— | 令和6年10月8日 | 10年 | — |

(注) 1. 令和6年8月6日に新品一台を取得したものであり、租税特別措置法42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する特定機械装置等に該当する。当社は、剰余金の処分により特別償却準備金を積み立てるものとし、当期の決算整理において処理するものとする。

2. 過年度における減価償却超過額 31,151円があるが、翌期に繰り越さないよう処理すること。

3. 減価償却は法定償却方法による。また、上記減価償却資産について取得価額の全額を費用として処理する場合には、諸費用に計上するものとする。

- (2) 耐用年数に応ずる償却率等は次のとおりである。

① 旧定額法、旧定率法の償却率表

| 耐用年数 | 5年 | 8年 | 10年 | 24年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 旧定額法償却率 | 0.200 | 0.125 | 0.100 | 0.042 |
| 旧定率法償却率 | 0.369 | 0.250 | 0.206 | 0.092 |

② 定額法、200%定率法の償却率等の表

| 耐用年数 | 5年 | 8年 | 10年 | 24年 | |
|--------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 定額法償却率 | 0.200 | 0.125 | 0.100 | 0.042 | |
| 定率法 | 償却率 | 0.400 | 0.250 | 0.200 | 0.083 |
| | 改定償却率 | 0.500 | 0.334 | 0.250 | 0.084 |
| | 保証率 | 0.10800 | 0.07909 | 0.06552 | 0.02969 |

6 租税公課に関する事項

- (1) 「残高試算表」に計上されている納税充当金は当期に損金経理により引当てたものである。
- (2) 期中納付した前期分確定申告法人税額（地方法人税を含む。以下同じ。）17,700,000円、前期分確定申告住民税額 1,700,000円及び前期分確定申告事業税額3,832,100円については、前期に損金経理した納税充当金の全額を取崩して充当している。
- (3) 当期中に納付した当期分中間申告法人税8,790,000円（うち、地方法人税820,000円）及び当期分中間申告住民税830,000円は損金経理したが、当期分中間申告事業税1,750,000円は未納であり、その経理はまだ行っていない。

7 その他の事項

- (1) 当社は、事業遂行の必要性から、当社工場に通じる県道の舗装（耐用年数15年）をM県に要請し、令和6年12月2日にその工事負担金として 9,000,000円を支払い、全額を諸費用勘定として処理している。なお、この県道は一般の人々も通行の用に供している。
- (2) 「残高試算表」の諸費用勘定のうちには、期中に退職した役員N氏に対して支給した退職給与 15,000,000円が含まれているが、N氏の退職の事情等に照らして相当と認められる金額は 12,000,000円である。
- (3) 当社は中小企業者に該当する。
- (4) 上記以外の事項については考慮する必要はない。

問題15 決算修正・総合問題（2）（シートあり）

基礎

- 40分 -

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、主として製造業を営む年1回3月末決算の法人であり、甲社の当期における法人税の確定申告のために必要な【資料】は次のとおりである。

これらに基づいて、甲社の損益計算書の原案で計上した当期純利益の額を必要に応じて修正し、当期の確定申告に係る別表一（法人税額の計算）、別表四（所得の金額の計算に関する明細書）並びに別表五(一)（利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書）を完成させなさい。なお、計算過程や法的な判定のプロセスは答案用紙の所定の欄に明示することとし、別表四及び別表五(一)の減価償却資産に関する記載は各資産ごとに行うこととする。

（注）法人税の確定申告に当たって必要な申告の記載及び明細書類の添付その他の手続はいずれも適法に行うものとし、選択することができる計算方法が2以上ある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる計算方法を用いるものとする。また、下記以外の事項については考慮する必要はない。

【資料】

I 甲社に関して解答に当たり注意すべき事項

- 1 甲社は設立以来、当期まで連続して青色申告書である確定申告書を提出し、当期においても申告期限内に青色申告書により法人税の確定申告を行う予定である。
- 2 損益計算書の作成に当たっては、特に指示があるものを除き、決算処理が可能なものはこれに織り込むものとする。また、これらの調整は原価計算に影響させないものとする。
- 3 甲社は消費税について税込経理方式により処理を行っている。
- 4 税効果会計及び原価差額の調整については考慮する必要はない。
- 5 甲社は設立以来、減価償却資産に関する償却方法の選定の届出をしていない。
- 6 未払法人税等の額は、概算として4,850,000円を計上する。
- 7 甲社の当期末における株主の状況は次のとおりである。

| 氏名 | 役職等 | 所有株式数 |
|----------|---------------|---------|
| A | 代表取締役 | 10,000株 |
| B | 常務取締役 | 2,000株 |
| C | Bの妻 | 1,200株 |
| D | Bの長男（取締役営業部長） | 800株 |
| E | 取締役 | 1,000株 |
| その他の少数株主 | | 10,000株 |
| 合計 | | 25,000株 |

II 甲社の当期の株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 純 資 産 計 合 |
|---------|---------|-----------|-------------------------------|---------------|-------------|-----------|
| | 資 本 金 | 利 益 剰 余 金 | | | 株 主 本 計 資 合 | |
| | | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 剰 余 益 金 計 合 | | |
| 当期首残高 | 82,500 | 22,500 | 234,500 | 257,000 | 339,500 | 339,500 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △8,550 | △8,550 | △8,550 | △8,550 |
| 当期純利益 | | | () | () | () | () |
| 当期変動額合計 | | | () | () | () | () |
| 当期末残高 | 82,500 | 22,500 | () | () | () | () |

(注1) 表中の記入済の金額には、千円未満の端数はない。

(注2) 剰余金の配当は、令和6年3月31日を基準日とするものである。

(注3) () 書きの部分は各自算出する。

III 所得の金額等の計算に関する事項

1 減価償却資産に関する事項

(1) 当期末に有する減価償却資産のうち、検討を要するものは次のとおりである。なお、甲社が計上した減価償却費については、不足がある場合には償却費の額を追加し、超過がある場合には申告調整で対応すること。また、前期以前の会計処理を修正する必要はない。

① 建物F

建物F（取得価額50,000,000円、期首帳簿価額49,050,000円、法定耐用年数27年、償却超過額はない。）は、令和5年10月10日に取得し事業供用したものである。なお、甲社は当期において1,722,000円の減価償却費を計上している。

② 機械装置H

機械装置H（取得価額3,000,000円、期首帳簿価額2,500,000円、法定耐用年数8年、償却超過額が125,000円ある。）は、令和5年10月1日に取得し事業供用したものである。なお、当期において減価償却費を未計上であり、翌期に繰り越す償却超過額がないようすること。

③ 建物附属設備I

建物附属設備I（取得価額8,000,000円、期首帳簿価額2,800,000円、法定耐用年数15年、償却超過額はない。）は、平成19年3月31日以前に取得し事業供用したものである。なお、当期において減価償却費を500,000円計上している。

④ 器具備品J

器具備品J（取得価額150,000円、法定耐用年数4年）は、令和7年3月28日に取得したも

のであるが減価償却費を計上していない。なお、当期末においてまだ開梱していない。

- (2) (1)のほか、令和6年11月20日に取得し事業の用に供した器具備品K（取得価額98,000円、法定耐用年数4年）があるが、甲社は取得価額の全額を消耗品費に計上している。
- (3) 前期に取得した器具備品L（取得価額180,000円、法定耐用年数8年）を令和6年7月20日に譲渡し、譲渡対価を収益計上している。なお、甲社は前期において取得価額の全額を消耗品費に計上しており、一括償却資産損金算入限度超過額120,000円が繰り越されている。

2 租税公課等に関する事項

当期に納付した租税公課（源泉徴収税額を除く。）は次のとおりである。

| 税 目 | 金 額 | 備 考 |
|-----------------|-------------|-----|
| 【前期確定申告】 | | |
| 法人税及び地方法人税 | 8,327,600円 | (注) |
| 法人住民税 | 792,400円 | |
| 法人事業税 | 2,200,000円 | |
| 【当期中間申告】 | | |
| 法人税及び地方法人税 | 10,370,000円 | (注) |
| 法人住民税 | 1,030,000円 | |
| 法人事業税 | 2,750,000円 | |

(注) 当期分法人税等勘定・未払法人税等の総勘定元帳は以下のとおりである。

| 当期分法人税等 (単位：円) | | | | | |
|----------------|-----------|------|-----------|-----|------------|
| 年月日 | 摘 要 | 相手勘定 | 借 方 | 貸 方 | 残 高 |
| 6.11.24 | 法人税予定申告 | 普通預金 | 9,400,000 | | 9,400,000 |
| 6.11.24 | 地方法人税予定申告 | 普通預金 | 970,000 | | 10,370,000 |
| 6.11.24 | 住民税予定申告 | 普通預金 | 1,030,000 | | 11,400,000 |
| 6.11.24 | 事業税予定申告 | 普通預金 | 2,750,000 | | 14,150,000 |

| 未払法人税等 (単位：円) | | | | | |
|---------------|-------|------|-----------|-----|------------|
| 年月日 | 摘 要 | 相手勘定 | 借 方 | 貸 方 | 残 高 |
| 6.4.1 | 前期繰越 | | | | 11,400,000 |
| 6.5.28 | 法人税 | 普通預金 | 7,550,000 | | 3,850,000 |
| 6.5.28 | 地方法人税 | 普通預金 | 777,600 | | 3,072,400 |
| 6.5.28 | 法人住民税 | 普通預金 | 792,400 | | 2,280,000 |
| 6.5.28 | 法人事業税 | 普通預金 | 2,200,000 | | 80,000 |
| 6.5.28 | 繰入余剰額 | 雑収入 | 80,000 | | 0 |

3 受取配当等に関する事項

(1) 当期に收受した配当等は次のとおりであり、甲社は配当等の額を収益に計上、源泉徴収所得税額を費用に計上している。なお、いずれの株式も売買目的有価証券には該当しない。

| 区 分 | 銘柄等 | 計算期間 | 配当等の額 | 源泉徴収 所得税額 | 備 考 |
|--------|-------|---------------------------|------------|--------------|------|
| 剰余金の配当 | M 株 式 | 自令和5年4月1日 至令和6年3月31日 | 1,700,000円 | 347,140円 | (注1) |
| 剰余金の配当 | N 株 式 | 自令和5年11月1日 至令和6年10月31日 | 2,100,000円 | 428,820円 | (注2) |
| 剰余金の配当 | O 株 式 | 自令和5年4月1日 至令和6年3月31日 | 1,400,000円 | 0円 | (注3) |

(注1) M株式は、内国法人M社が発行する株式であり、甲社は数年前に3,000株を取得したが、令和5年7月9日に1,000株を追加取得し、その後当期末まで継続して保有している。なお、M株式は非支配目的株式等に該当する。

(注2) N株式は、内国法人N社が発行する株式であり、甲社は令和6年6月10日に取得し、その後当期末まで継続して保有している。なお、N株式は非支配目的株式等に該当する。

(注3) O株式は、内国法人O社が発行する株式であり、関連法人株式等に該当する。

(2) 当期に支払った支払利子の額は1,200,000円である。

4 経費に関する事項

(1) 当期において寄附金に計上した金額は次のとおりである。

| 支 出 先 | 金 額 | 支 出 日 | 備 考 |
|---------|------------|-----------|------------------------|
| 国立大学法人 | 1,000,000円 | 令和6年3月20日 | 前期に計上した仮払金を消却した。 |
| 日本赤十字社 | 500,000円 | 令和6年9月15日 | 特定公益増進法人等に対する寄附金に該当する。 |
| 日本商工会議所 | 300,000円 | 令和7年2月14日 | 一般の寄附金に該当する。 |

(2) 当期において交際費等として処理した金額は10,971,000円であり、租税特別措置法61条の4に規定する交際費等に該当するものである。このうち得意先等との飲食費で一人当たり5,000円超のものが4,230,000円含まれている。

このほか、令和7年3月30日に得意先を接待した際の飲食費用80,000円（一人当たりの飲食費は10,000円であり、会議費に該当するものではない。）は当期末において未払いであるため、何ら処理をしていない。

IV その他の参考資料

(1) 減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表（抜粋）

| 耐用年数 | 定額法 | 定率法（200%） | | | 旧定額法 | 旧定率法 |
|------|-------|-----------|-------|---------|-------|-------|
| | 償却率 | 償却率 | 改定償却率 | 保証率 | 償却率 | 償却率 |
| 4年 | 0.250 | 0.500 | 1.000 | 0.12499 | 0.250 | 0.438 |
| 5年 | 0.200 | 0.400 | 0.500 | 0.10800 | 0.200 | 0.369 |
| 7年 | 0.143 | 0.286 | 0.334 | 0.08680 | 0.142 | 0.280 |
| 8年 | 0.125 | 0.250 | 0.334 | 0.07909 | 0.125 | 0.250 |
| 10年 | 0.100 | 0.200 | 0.250 | 0.06552 | 0.100 | 0.206 |
| 12年 | 0.084 | 0.167 | 0.200 | 0.05566 | 0.083 | 0.175 |
| 15年 | 0.067 | 0.133 | 0.143 | 0.04565 | 0.066 | 0.142 |
| 27年 | 0.038 | 0.074 | 0.077 | 0.02624 | 0.037 | 0.082 |

(2) 当期確定申告分地方法人税額は、221,400円とする。

問題16 棚卸資産・期末評価**基礎**

- ㊶ 6分 -

次の資料により各方法によるA商品の期末評価額を求めなさい。なお、当社は低価法を採用していない。

A商品の当期における異動状況は次のとおりである。

| 日付 | 摘要 | 単価 | 受入 | 払出 |
|------------|----|--------|--------|--------|
| 前期繰越 | —— | @ 500円 | 3,000個 | |
| 令和6年5月8日 | 仕入 | @ 400円 | 5,000個 | |
| 令和6年7月10日 | 売上 | | | 3,000個 |
| 令和6年10月17日 | 売上 | | | 3,500個 |
| 令和6年11月20日 | 売上 | | | 1,000個 |
| 令和7年2月5日 | 仕入 | @ 450円 | 2,000個 | |

ケース1 先入先出法（期別で計算する方法）

ケース2 総平均法

ケース3 最終仕入原価法

問題17 棚卸資産・在庫もれ**基礎**

- ㊶ 2分 -

次の資料により当社の当期における税務上調整すべき金額を求めなさい。

(1) 損益計算書の一部

| | |
|---------|--------------------|
| 売上高 | 40,000,000円 |
| 期首商品棚卸高 | 300,000円 |
| 当期仕入高 | <u>25,000,000円</u> |
| 期末商品棚卸高 | <u>1,000,000円</u> |
| 売上原価 | <u>24,300,000円</u> |
| 売上総利益 | 15,700,000円 |

(2) 当社は、令和7年3月31日に行った棚卸しにより、期末在庫を1,000,000円（商品A@5,000円×200個）として処理したが、棚卸し時の担当者のミスにより商品Aが50個が計上もれとなっていた。なお、売上高は正しく計上されている。

解答編

問題 1 総合問題・基礎の確認 (1)

【別表 4】

| 区 分 | | 金 額 | 計 算 過 程 (単位:円) |
|--------------|--------------|--|--|
| 当期利益又は当期欠損の額 | | 131,800,000円 | 【保険差益】 |
| 加 | 損金経理納税充当金 | 24,555,000 | (1) 経費按分 消防 焼跡 $30,000,000$ $(200,000+580,000) \times \frac{30,000,000}{30,000,000+10,000,000}$ 取壊費用 $+540,000=1,125,000$ |
| | 損金経理法人税等 | 32,000,000 | (2) 差引保険金 $30,000,000-1,125,000=28,875,000$ |
| | 損金経理住民税 | 3,620,000 | (3) 保険差益金 $28,875,000 - \overset{\text{繰越超過}}{(18,000,000+75,000)} = 10,800,000$ |
| | 損金経理附帯税等 | 1,838,000 | (4) 圧縮限度額 $10,800,000 \times \frac{\text{※}28,875,000}{28,875,000} = 10,800,000$ $\text{※ } 28,875,000 < 32,000,000 \quad \therefore 28,875,000$ |
| | 役員給与の損金不算入額 | 50,000 | (5) 圧縮超過額 $12,000,000 - 10,800,000 = 1,200,000$ →償却計算へ |
| | 倉庫用建物減価償却超過額 | 1,257,780 | 【減価償却】 |
| | 外国源泉税の損金不算入 | 30,000 | (1) 倉庫用建物 |
| | 使途秘匿金否認 | 3,129,500 | ① 償却限度額 $(32,000,000 - 10,800,000) \times 0.029 \times \frac{2}{12}$ $= 102,466$ |
| | 交際費等の損金不算入額 | 552,450 | ② 償却超過額 $(160,246 + 1,200,000) - 102,466 = 1,257,780$ |
| | 未払寄附金否認 | 1,000,000 | (2) 事務所用建物 |
| 繰延資産償却超過額 | 941,667 | ① 償却限度額 $(38,127,569 + 900,000) \times \overset{\text{繰越超過}}{0.045} = 1,756,240$ | |
| | | ② 償却超過額 $1,370,740 - 1,756,240 = \triangle 385,500 < 900,000$ $\therefore 385,500$ (認容) | |
| 小 計 | 68,974,397 | | |

| | | | |
|----------|----------------|-------------|---|
| 減 | 納税充当金支出事業税等 | 16,356,500 | <p>【受取配当等の益金不算入】</p> <p>(1) 配当等の額</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>① その他 $280,000 - 37,500 = 242,500$</p> <p>② 非支配 250,000</p> <p style="text-align: center;">※ $75,000株 \times \frac{40,000株}{100,000株 + 40,000株}$</p> <p style="text-align: center;">$\times \frac{140,000株}{140,000株 + 20,000株} = 18,750株$</p> <p style="text-align: center;">$280,000 \times \frac{18,750株}{140,000株} = 37,500$</p> <p>(2) 益金不算入額</p> <p style="text-align: center;">$242,500 \times 50\% + 250,000 \times 20\% = 171,250$</p> |
| | 減価償却超過額認容 | | |
| | （製品保管用倉庫） | 75,000 | |
| | （事務所用建物） | 385,500 | |
| | 受取配当等の益金不算入額 | 171,250 | |
| | 外国子会社配当の益金不算入額 | 285,000 | |
| | 未払交際費認定損 | 154,000 | |
| 仮払寄附金認定損 | 500,000 | | |
| 算 | | | <p>【法人税額控除所得税額】</p> <p>(1) 株式出資（A社株式）</p> <p>① 個別法</p> <p style="text-align: center;">$57,176 \times \frac{100,000株}{140,000株}$</p> <p style="text-align: center;">$+ 57,176 \times \frac{40,000株}{140,000株} \times \frac{1}{12} (0.084) = 42,212$</p> <p>② 簡便法</p> <p style="text-align: center;">$57,176 \times \frac{100,000株 + (140,000株 - 100,000株) \times \frac{1}{2}}{140,000株}$</p> <p style="text-align: center;">$(0.858) = 49,057$</p> <p>③ ① < ② ∴ 49,057</p> <p>(2) 受益権（C証券投資信託）</p> <p style="text-align: center;">38,287</p> <p>(3) その他（D銀行預金）</p> <p style="text-align: center;">300,174</p> <p>(4) (1) + (2) + (3) = 387,518</p> |
| | 小計 | 17,927,250 | |
| | 仮計 | 182,847,147 | |
| | | | |
| | | | <p>【外国子会社】</p> <p style="text-align: center;">$300,000 - 3000,000 \times 5\% = 285,000$</p> |

| | | |
|------------|-------------|--|
| 寄附金の損金不算入額 | 10,684,706 | 【交際費等の損金不算入】 (1) 支出交際費等 使途秘匿金 見本品 カレンダ 12,267,950-3,129,500-360,000-380,000 未払 +154,000=8,552,450 (2) 損金不算入額 ※ 8,552,450-8,000,000=552,450 ※ (4,560,000+154,000) × 50% < 8,000,000 × $\frac{12}{12}$ ∴ 8,000,000 |
| 法人税額控除所得税額 | 387,518 | |
| 合 計 | 193,919,371 | 【繰延資産】 (1) 加入金 (同業者団体) 150,000 < 200,000 ∴ 是認 (2) 会館建設負担金 ① 償却期間 50年 × $\frac{7}{10}$ = 35年 > 10年 ∴ 10年 ② 償却超過額 1,000,000 - 1,000,000 × $\frac{7}{10 \times 12}$ = 941,667 |
| 差 引 計 | 193,919,371 | |
| 総 計 | 193,919,371 | 【寄附金】 (1) 支出寄附金の額 ① 指定等 1,100,000 + 500,000 = 1,600,000 ② その他 2,000,000 + (20,000,000 - 10,000,000) × $\frac{\text{時価}}{\text{対価}}$ = 12,000,000 ③ ① + ② = 13,600,000 (2) 損金算入限度額 { 140,000,000 × $\frac{12}{12}$ × $\frac{2.5}{1,000}$ + (182,847,147 + 13,600,000) × $\frac{2.5}{100}$ } × $\frac{1}{4}$ = 1,315,294 (3) 損金不算入額 指定等 13,600,000 - 1,600,000 - 1,315,294 = 10,684,706 |
| 所 得 金 額 | 193,919,371 | |

【別表1】

| 区 分 | | 金 額 | 計 算 過 程 (単位：円) | |
|--------------------------|-----------------------------|-------------------------|--|------------|
| 所 得 金 額 | | 193,919,371円 | 【その他】 使途秘匿金 3,129,000 (千円未満切捨) × 40% = 1,251,600 | |
| 同 上 の 内 訳 | 年 800 万 円 相 当 額 (千円未満切捨) | ① 8,000,000 | | |
| | 年 800 万 円 超 過 額 (千円未満切捨) | ② 185,919,000 | | |
| 税 額 | ① × 15% | | | 1,200,000 |
| | ② × 23.2% | | | 43,133,208 |
| | 法 人 税 額 | | | 44,333,208 |
| 法 人 税 額 計 | | 1,251,600 44,333,208 | | |
| 控 除 所 得 税 額 | | 387,518 | | |
| 差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨) | | 45,197,200 | | |
| 中 間 申 告 分 法 人 税 額 | | 29,400,000 | | |
| 差 引 確 定 法 人 税 額 | | 15,797,200 | | |

【解答への道】

1 保険差益

消費費及び焼跡整理費用については、共通経費として按分が必要となるが、倉庫の取壊費用は按分しない。

2 使途秘匿金

相当の理由なく相手方の氏名等が帳簿に記載されていない支出は、使途秘匿金とされる。

別表4では、千円未満切捨てせずに全額加算すればよい。一方、別表1では、千円未満切捨後の金額に40%を乗じた金額を、「法人税額計」に外書で記載する。

3 寄附金

低額譲渡の場合、時価と対価の差額が寄附金となる。帳簿価額は、計算上使用しない。

| | | | |
|------------|-----------------|--|--|
| 減 | 納税充当金支出事業税等 | 1,650,000 | (交 換) |
| | 未納事業税等認定損 | 150,000 | (1) 判 定 $60,000,000 - 48,000,000 = 12,000,000 \leq 60,000,000 \times 20\%$ ∴適用あり |
| | 受取配当等の益金不算入額 | 1,216,000 | (2) 圧縮限度額 $48,000,000 - \frac{\text{譲渡簿価} \quad \text{譲渡経費}}{48,000,000 + 1,200,000}$ |
| | 事務所用建物減価償却超過額認容 | 40,000 | $\times \frac{48,000,000}{48,000,000 + 12,000,000} = 23,040,000$ |
| | 一括貸倒引当金認容 | 112,000 | (3) 圧縮超過額 取得時価 帳簿価額 圧縮限度 $(48,000,000 - 30,000,000) - 23,040,000$ $= \Delta 5,040,000 \rightarrow$ 処理なし |
| 算 | | | (一括貸倒引当金) 中小法人でないため全額否認 |
| | | | (収用等) |
| | | | (1) 差引補償金等 $40,000,000 - (3,500,000 - 2,000,000) = 38,500,000$ |
| | | | (2) 差益割合 $\frac{38,500,000 - 15,400,000}{38,500,000} = 0.6$ |
| | 小 計 | 3,168,000 | (3) 圧縮基礎取得価額 $38,500,000 < 40,000,000 \quad \therefore 38,500,000$ |
| 仮 計 | 91,360,250 | (4) 圧縮限度額 $38,500,000 \times 0.6 = 23,100,000$ | |
| 法人税額控除所得税額 | 435,691 | (5) 圧縮超過額 $24,000,000 - 23,100,000 = 900,000$ | |
| 控除対象外国法人税額 | 120,000 | | |
| 合 計 | 91,915,941 | (交際費等) | |
| 差 引 計 | 91,915,941 | (1) 支出交際費 $1,848,500 - 200,000 - 650,000 = 998,500$ ライター | |
| 総 計 | 91,915,941 | (2) 損金不算入 $998,500 - 570,000 \times 50\% = 713,500$ | |
| 所 得 金 額 | 91,915,941 | | |

2 法人税額の計算

| 区 分 | | 金 額 | 計 算 過 程 (単位：円) |
|--------------------------|-------------|-------------|---|
| 所 得 金 額 | | 91,915,941円 | (控除外国税) |
| 内 訳 | 年800万円相当額 ① | — | (1) 控除対象外国法人税額 120,000 |
| | 年800万円超過額 ② | 91,915,000 | (2) 控除限度額 $21,324,280 \times \frac{\text{※}1,200,000}{91,915,941} = 278,397$ |
| 税 額 | ①×15% | — | ※ 1,200,000 - 120,000 + 120,000 = 1,200,000 $< 91,915,941 \times 90\% \therefore 1,200,000$ |
| | ②×23.2% | 21,324,280 | |
| 法 人 税 額 | | 21,324,280 | (3) (1) < (2) $\therefore 120,000$ |
| 課税留保金額に対する税額 | | 0 | (留保金課税) (1) 当期留保金額 ① 所得等の金額のうち留保した金額 $91,915,941 + 1,216,000 - (33,000,000 + 713,500 \text{ 受配 当期末配当 交際費等})$ $\text{所得税 外国税} + 435,691 + 120,000 = 58,862,750$ |
| 法 人 税 額 計 | | 21,324,280 | ② 法人税 $21,324,280 - 435,691 - 120,000 = 20,768,589$ ③ 地方法人税 2,196,372 ④ 住民税 2,205,245 ⑤ ① - ② - ③ - ④ = 33,692,544 |
| 控 除 所 得 税 額 | | 435,691 | (2) 留保控除額 ① 所 得 $(91,915,941 + 1,216,000) \times 40\% = 37,252,776$ ② 定 額 $20,000,000 \times \frac{12}{12} = 20,000,000$ ③ 積立金 $150,000,000 \times 25\% - (30,062,000 - 4,500,000 \text{ 前期末配当}) = 11,938,000$ ④ ①~③のうち最多 $\therefore 37,252,776$ |
| 控 除 外 国 税 額 | | 120,000 | (3) 課税留保金額 (千円未満切捨) (1) - (2) < 0 $\therefore 0$ |
| 差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨) | | 20,768,500 | |
| 中 間 申 告 分 法 人 税 額 | | 9,006,300 | |
| 差 引 確 定 法 人 税 額 | | 11,762,200 | |

3 利益積立金額の明細書

| 区 分 | 期 首 現 在 利益積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在 利益積立金額 | | |
|---------|-------------------|-------------|--------------|-------------------|--------------|--------------|
| | | 減 | 増 | | | |
| | | ① | ② | | ③ | ④ |
| 利益準備金 | 12,500,000円 | | | 12,500,000円 | | |
| 別途積立金 | 3,000,000 | | 1,500,000 | 4,500,000 | | |
| 事務所用建物 | 800,000 | 40,000 | | 760,000 | | |
| 一括貸倒引当金 | 112,000 | 112,000 | 339,000 | 339,000 | | |
| 未納事業税等 | | | △ 150,000 | △ 150,000 | | |
| M 機械装置 | | | 18,750 | 18,750 | | |
| N 機械装置 | | | 137,500 | 137,500 | | |
| R 土地 | | | 900,000 | 900,000 | | |
| | | | | | | |
| 繰越損益金 | 12,000,000 | 12,000,000 | 66,314,000 | 66,314,000 | | |
| 納税充当金 | 8,800,000 | 8,800,000 | 20,950,000 | 20,950,000 | | |
| 未納法人税等 | 未納法人税及び未納地方法人税 | △ 6,446,000 | △ 16,446,000 | 中間 | △ 10,000,000 | △ 12,973,700 |
| | | | | 確定 | △ 12,973,700 | |
| | 未納住民税 | △ 704,000 | △ 1,859,500 | 中間 | △ 1,155,500 | △ 1,223,200 |
| | | | | 確定 | △ 1,223,200 | |
| 差引合計額 | 30,062,000 | ————— | ————— | 92,072,350 | | |

4 資本金等の額の明細書

| 区 分 | 期 首 現 在 資本金等の額 | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在 資本金等の額 |
|-------|-------------------|-----------|-------|-------------------|
| | | 減 | 増 | |
| | | ① | ② | |
| 資本金 | 150,000,000円 | | | 150,000,000円 |
| 資本準備金 | 50,000,000 | | | 50,000,000 |
| | | | | |
| 差引合計額 | 200,000,000 | ————— | ————— | 200,000,000 |

【解答への道】

- (1) 留保金課税の適用有無の判定

期末資本金の額1億円超で、1つの株主グループで50%超を所有 ⇨ 特定同族会社に該当

- (2) 留保金課税（積立金基準額）

期末資本金額×25%－（期首利益積立金額－前期末配当等の額）



別表5（一）I①欄 最終値

問題3 税効果会計・法人税等調整額と租税公課

- (1) 損金経理法人税等 20,500,000円 (加・留)
- (2) 損金経理住民税 2,325,000円 (加・留)
- (3) 損金経理納税充当金 80,543,000円 (加・留)
- (4) 法人税等調整額 11,005,000円 (減・留)
- (5) 納税充当金支出事業税等 5,400,000円 (減・留)
- (6) 法人税額控除所得税額 382,875円 (加・流)
- (7) 控除対象外国法人税額 200,000円 < 2,000,000円 × 35% ∴ 200,000円 (加・流)

【解答への道】

- (1) 「法人税、住民税及び事業税」の内訳

| | | | | |
|--------------|--------------|---|--------|---------------|
| 法人税、住民税及び事業税 | 109,368,000円 | / | 現金 | 28,825,000円…① |
| | | | 未払法人税等 | 80,543,000円…② |
| 現金 | 2,117,125円 | / | 受取利息 | 2,500,000円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 382,875円 | / | | …③ |
| 現金 | 1,800,000円 | / | 受取配当金 | 2,000,000円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 200,000円 | / | | …④ |

- ①について ⇨ ①のうち当期中間申告分法人税、住民税を加算する。
- ②について ⇨ 当期確定申告分であり、債務未確定であるため、全額加算する。
- ③④について ⇨ 所得税等、外国税を加算する。

- (2) 法人税等調整額の別表4での調整

| |
|--|
| <p>① 損益計算書上「当期純利益」に加算されている ⇨ (本問) = 損益計算書上「法人税、住民税及び事業税」から控除されている = 損益計算書上「法人税等調整額」に△がついている</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>×××× / <u>法人税等調整額</u> ⇨ 法人税等調整額 (減・留) 「当期純利益」に加算されている</p> </div> |
| <p>② 損益計算書上「当期純利益」から控除されている = 損益計算書上「法人税、住民税及び事業税」に加算されている = 損益計算書上「法人税等調整額」に△がついていない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>法人税等調整額</u> / ×××× ⇨ 法人税等調整額 (加・留) 「当期純利益」から控除されている</p> </div> |

(注) 法人税等調整額の税務調整

法人税等調整額の減算・加算の双方の調整が複数あるときは、すべての法人税等調整額を考慮した純額が与えられるので、その与えられた純額を税務調整する。

問題4 税効果会計・圧縮積立金等

1 別表4

| 区 | 分 | 金額 |
|--------------|----------------|--------------|
| 当期利益又は当期欠損の額 | | 153,752,400円 |
| 加算 | 損金経理納税充当金 | 60,834,500 |
| | 損金経理法人税等 | 14,300,000 |
| | 損金経理住民税 | 1,500,000 |
| | 特別償却準備金取崩額 | 550,000★ |
| | 圧縮積立金積立超過額 | 360,000 |
| | 本社建物B減価償却超過額 | 21,880 |
| | 法人税等調整額 | 47,600 |
| 小計 | | 77,613,980 |
| 減算 | 納税充当金支出事業税等 | 10,100,000 |
| | 特別償却準備金積立超過額認容 | 50,000 |
| | 圧縮積立金積立 | 3,000,000◆ |
| | 工場建物A減価償却超過額認容 | 1,205,000 |
| 小計 | | 14,355,000 |
| 仮計 | | 217,011,380 |
| 合計 | | 217,011,380 |
| 差引計 | | 217,011,380 |
| 総計 | | 217,011,380 |
| 所得金額 | | 217,011,380 |

| 計算過程 | (単位:円) |
|--------------|--|
| 【特別償却準備金】 | |
| (1) 要取崩 | $(2,695,000 + 1,155,000 - 350,000) \times \frac{12}{84}$ $= 500,000$ |
| (2) 積立超過認容 | $500,000 - \frac{(385,000 + 165,000) \times \Delta 50,000}{350,000} = \Delta 50,000$ |
| 【買換え】 | |
| (1) 差益割合 | $\frac{23,000,000 - (18,000,000 + 1,205,000)}{23,000,000} = 0.165$ |
| (2) 圧縮基礎取得価額 | $20,000,000 < 23,000,000 \quad \therefore 20,000,000$ |
| (3) 圧縮限度額 | $20,000,000 \times 0.165 \times 80\% = 2,640,000$ |
| (4) 積立超過額 | $(2,100,000 + 900,000) - 2,640,000 = 360,000$ |
| 【減価償却】 | |
| | $108,680 - (20,000,000 - 2,640,000) \times 0.020$ $\times \frac{3}{12} = 21,880$ |

2 別表1

| 区 | 分 | 金額 |
|--------------------------|-------|--------------|
| 所得金額 | | 217,011,380円 |
| (1) 年800万円相当額 | 15% | 1,200,000 |
| 8,000,000 | | |
| (2) 年800万円超過額 | 23.2% | 48,490,552 |
| 209,011,000 (千円未満切捨) | | |
| 法人税額 | | 49,690,552 |
| 法人税額計 | | 49,690,552 |
| 差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨) | | 49,690,500 |
| 中間申告分法人税額 | | 12,964,800 |
| 差引確定法人税額 | | 36,725,700 |

| 計算過程 | (単位:円) |
|------|--------|
|------|--------|

3 別表5 (一) I

| 区 分 | 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 | 当 期 の 増 減 | | 差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 | | |
|----------------------------|--------------------------------|--------------|--------------|------------------------------|--------------|--------------|
| | | 減 | 増 | | | |
| | | ① | ② | | ③ | ④ |
| 利 益 準 備 金 | 35,500,000円 | 円 | 円 | 35,500,000円 | | |
| 別 途 積 立 金 | 25,000,000 | | 10,000,000 | 35,000,000 | | |
| 工 場 建 物 A | 1,205,000 | 1,205,000 | | 0 | | |
| 特 別 償 却 準 備 金 | 2,695,000 | 385,000 | | 2,310,000 | | |
| 特 別 償 却 準 備 金 積 立 | △ 3,850,000 | △ 550,000★ | | △ 3,300,000 | | |
| 特 別 償 却 準 備 金 積 立 超 過 額 | 350,000 | 50,000 | | 300,000 | | |
| 圧 縮 積 立 金 | | | 2,100,000 | 2,100,000 | | |
| 圧 縮 積 立 金 積 立 | | | △ 3,000,000◆ | △ 3,000,000 | | |
| 圧 縮 積 立 金 積 立 超 過 額 | | | 360,000 | 360,000 | | |
| 本 社 建 物 B | | | 21,880 | 21,880 | | |
| 繰 延 税 金 資 産 | △ 3,729,600 | △ 3,633,600 | △ 4,321,000 | △ 4,417,000 | | |
| 繰 延 税 金 負 債 | 1,155,000 | 165,000 | 900,000 | 1,890,000 | | |
| 繰 越 損 益 金 | 112,690,000 | 112,690,000 | 199,727,400 | 199,727,400 | | |
| 納 税 充 当 金 | 36,900,000 | 36,900,000 | 60,834,500 | 60,834,500 | | |
| 未 納 法 人 税 等 | 未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 | △ 23,300,000 | △ 37,600,000 | 中 間 | △ 14,300,000 | △ 40,508,400 |
| | | | | 確 定 | △ 40,508,400 | |
| | 未 納 住 民 税 | △ 3,500,000 | △ 5,000,000 | 中 間 | △ 1,500,000 | △ — |
| | | | | 確 定 | △ — | |
| 差 引 合 計 額 | | | | | | |

【解答への道】

(1) 税効果会計を適用している場合の積立金方式による圧縮積立金等の積立

① 本来の積立額を一旦減算◆

② 上記①◆ - 積立限度額 (通常どおり) = 圧縮積立金積立超過額 (加算)

(2) 税効果会計を適用している場合の積立金方式による圧縮積立金等の取崩

① 本来の取崩額を一旦加算★

② 要取崩額 (通常どおり) - 上記①★ = 取崩不足 (加算) or 積立超過額認容 (減算)

(3) 繰延税金資産、負債の発生、解消

発生分 ⇨ 別表5 (一) I ③に記載 解消分 ⇨ 別表5 (一) I ②に記載

(4) 法人税等調整額 ⇨ 別表4で調整

問題5 別表5(一)Iの記入

[別表5(一)I]

(単位:円)

| 区 分 | 期 首 現 在 | | 当 期 の 増 減 | | 差 引 翌 期 首 現 在 | |
|-------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| | 利 益 積 立 金 額 | | 減 | 増 | 利 益 積 立 金 額 | |
| | ① | ② | ③ | ④ | | |
| 利 益 準 備 金 | 1,000,000 | | | 500,000 | 1,500,000 | |
| 別 途 積 立 金 | 3,000,000 | | | 1,000,000 | 4,000,000 | |
| 機 械 装 置 | 190,000 | 150,000 | | | 40,000 | |
| 一括貸倒引当金 | 240,000 | 240,000 | | 180,000 | 180,000 | |
| 未 払 交 際 費 | △ 300,000 | △ 300,000 | | | 0 | |
| 建 物 | | | | 130,000 | 130,000 | |
| 圧 縮 積 立 金 | | | | 22,000,000 | 22,000,000 | |
| 圧縮積立金積立 | | | | △ 22,000,000 | △ 22,000,000 | |
| 圧縮積立金超過 | | | | 2,000,000 | 2,000,000 | |
| 前 払 交 際 費 | | | | 520,000 | 520,000 | |
| 棚 卸 資 産 | | | | 310,000 | 310,000 | |
| 有 価 証 券 | | | | 60,000 | 60,000 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 繰 越 損 益 金 | 42,670,000 | 42,670,000 | | 89,160,000 | 89,160,000 | |
| 納 税 充 当 金 | 16,500,000 | 16,500,000 | | 20,000,000 | 20,000,000 | |
| 未 納 法 人 税 等 | 未納法人税 及び未納地 方法人税 | △ 12,000,000 | △ 23,000,000 | 中 間 | △ 11,000,000 | △ 15,442,000 |
| | | | | 確 定 | △ 15,442,000 | |
| | 未納住民税 | △ 1,300,000 | △ 2,300,000 | 中 間 | △ 1,000,000 | △ 1,356,000 |
| | | | | 確 定 | △ 1,356,000 | |
| 差 引 合 計 額 | 50,000,000 | 33,960,000 | | 85,062,000 | 101,102,000 | |

【解答への道】

(1) 別表5(一) I記載項目の計算過程

- ① 建物（償却超過） $500,000円 - 370,000円 = 130,000円$
- ② 機械（償却超過認容） $470,000円 - 620,000円 = \triangle 150,000円 < 190,000円 \quad \therefore 150,000円$
- ③ 貸倒引当金（繰入超過） $1,280,000円 - 1,100,000円 = 180,000円$
- ④ 圧縮記帳（圧縮超過） $22,000,000円 - 20,000,000円 = 2,000,000円$
- ⑤ 有価証券（譲渡原価過大） $680,000円 - 620,000円 = 60,000円$

(2) 下記の調整については、別表4のみの調整となる。

- ① 収用等の所得の特別控除 $33,000,000円$ （減算・課税外収入）
- ② 交際費等の損金不算入額 $1,780,000円$ （加算・社外流出）
 イ $10,600,000円 - 300,000円 - 520,000円 = 9,780,000円$
 ロ $9,780,000円 - ※8,000,000円 = 1,780,000円$

$$※ \quad 5,000,000円 \times 50\% = 2,500,000円 < 8,000,000円 \times \frac{12}{12} \quad \therefore 8,000,000円$$
- ③ 寄附金の損金不算入額 $2,000,000円$ （加算・社外流出）
 $10,000,000円 - 8,000,000円 = 2,000,000円$
- ④ 役員給与の損金不算入額 $1,000,000円$ （加算・社外流出）
- ⑤ 受取配当等の益金不算入額 $100,000円$ （減算・課税外収入）
 $500,000円 \times 20\% = 100,000円$
- ⑥ 法人税額控除所得税額 $102,100円$ （加算・社外流出）
- ⑦ 外国子会社配当等の益金不算入額 $380,000円$ （減算・課税外収入）
 $400,000円 - 400,000円 \times 5\% = 380,000円$
- ⑧ 外国源泉税の損金不算入額 $40,000円$ （加算・社外流出）

問題6 別表5(一)Iの読取(1)

【別表4】

| 区 分 | | 金 額 |
|------------|----------------|-------------|
| 当期利益の額 | | 88,611,000円 |
| 加 | 損金経理納税充当金 | 26,700,000 |
| | 損金経理法人税等 | 22,000,000 |
| | 損金経理住民税 | 3,000,000 |
| | 損金経理附帯税等 | 100,000 |
| | 役員給与の損金不算入 | 500,000 |
| | 交際費等の損金不算入 | 540,000 |
| | 特別償却準備金取崩 | 700,000 |
| | 前期未払交際費否認 | 200,000 |
| | 器具減価償却超過額 | 690,000 |
| | 売上計上もれ | 2,450,000 |
| 算 | 未払寄附金否認 | 800,000 |
| | 小 計 | 57,680,000 |
| 減 | 納税充当金支出事業税等 | 7,100,000 |
| | 受取配当等の益金不算入 | 360,000 |
| | 特別償却準備金積立超過額認容 | 40,000 |
| | 機械減価償却超過額認容 | 220,000 |
| | 未払交際費認定損 | 150,000 |
| | 有価証券過大計上 | 2,500,000 |
| | 売上原価計上もれ | 1,080,000 |
| 算 | 小 計 | 11,450,000 |
| | 仮 計 | 134,841,000 |
| 法人税額控除所得税額 | | 51,050 |
| 合 計 | | 134,892,050 |
| 差 引 計 | | 134,892,050 |
| 総 計 | | 134,892,050 |
| 所得金額 | | 134,892,050 |

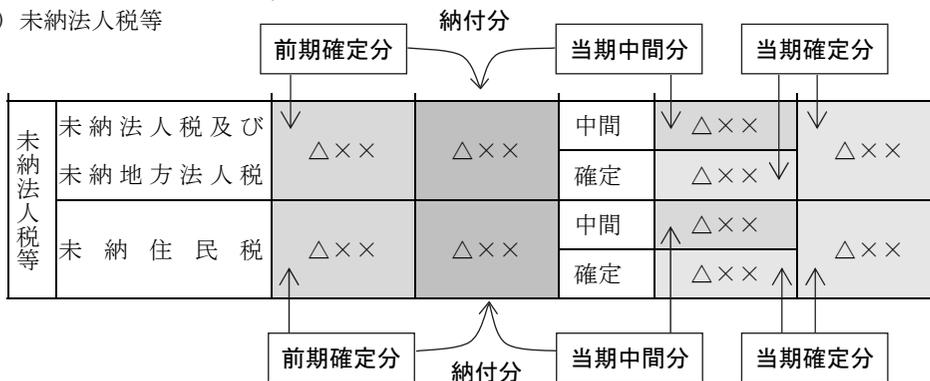
【別表1】参考

| 区 分 | | 金 額 | |
|--------------------------|-----------------------|--------------|-------------|
| 所得金額 | | 134,892,050円 | |
| 同上の内訳 | 年800万円相当額 (千円未満切捨) | ① | — |
| | 年800万円超過額 (千円未満切捨) | ② | 134,892,000 |
| 税額 | ① × 15% | | — |
| | ② × 23.2% | | 31,294,944 |
| | 法人税額 | | 31,294,944 |
| 法人税額計 | | 31,294,944 | |
| 控除所得税額 | | 51,050 | |
| 差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨) | | 31,243,800 | |
| 中間申告分法人税額 | | 19,945,700 | |
| 差引確定法人税額 | | 11,298,100 | |

※ 中間法人税額を19,945,700円とした場合の金額です。

【解答への道】

- (1) 別表5(一)I③欄 ⇨ 別表4加算留保(当期発生分)
- (2) 別表5(一)I③欄△ ⇨ 別表4減算留保(当期発生分)
- (3) 別表5(一)I②欄 ⇨ 別表4減算留保(前期以前発生分の消却)
- (4) 別表5(一)I②欄△ ⇨ 別表4加算留保(前期以前発生分の消却)
- (5) 未納法人税等



問題7 別表5(一)Iの読取(2)

- (問1) ①、②、③ ※ ④の調整 ⇨ 「増」の欄に△3,000,000円で記載される。
- (問2) ①、③ ※ ②の調整 ⇨ 「増」の欄に△2,000,000円で記載される。
- (問3) ①、③、④ ※ ②の調整 ⇨ 「増」の欄に△1,800,000円で記載される。
- (問4) ③ ※ ①②の調整 ⇨ 「増」の欄に5,000,000円で記載される。
- (問5) ③ ※ ①②の調整 ⇨ 「増」の欄に△700,000円で記載される。
- (問6) ②、③ ※ ①の調整 ⇨ 「増」の欄に900,000円で記載される。
- (問7) ② ※ ①の調整 ⇨ 「増」の欄に1,100,000円で記載される。
③の調整 ⇨ 「増」の欄に「前払費用」1,100,000円で記載される。
- (問8) ①、③ ※ ②の調整 ⇨ 「増」の欄に850,000円で記載される。

【解答への道】

別表5(一)Iの記載から別表4での加算減算の判定ができるため、別表4での具体的な調整の推定が可能である。

問題8 別表5(一)I①欄の記入

[別表5(一)I]

(単位:円)

| 区 分 | 期 首 現 在 | | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在 利益積立金額 | |
|----------|----------------|-------------|-------------|----|-------------------|-----|
| | 利益積立金額 | | 減 | 増 | | |
| | ① | ② | ③ | ④ | | |
| 利益準備金 | 4,640,000 | 0 | 260,000 | | 4,900,000 | |
| 別途積立金 | 6,000,000 | 0 | 1,000,000 | | 7,000,000 | |
| 土地 | 2,000,000 | 0 | 0 | | 2,000,000 | |
| 建物 | 370,000 | 0 | 230,000 | | 600,000 | |
| 機械装置 | 870,000 | 330,000 | 0 | | 540,000 | |
| 売掛金 | 1,800,000 | 1,800,000 | 2,400,000 | | 2,400,000 | |
| 一括貸倒引当金 | 720,000 | 720,000 | 810,000 | | 810,000 | |
| 退職給付引当金 | 25,020,000 | 1,190,000 | 1,670,000 | | 25,500,000 | |
| 棚卸資産 | △ 908,000 | △ 908,000 | 0 | | 0 | |
| 未払交際費 | △ 660,000 | △ 660,000 | 0 | | 0 | |
| 未収還付法人税等 | 794,200 | 794,200 | 347,300 | | 347,300 | |
| 未収還付住民税 | 81,800 | 81,800 | 35,700 | | 35,700 | |
| | | | | | | |
| 繰越損益金 | 59,880,000 | 59,880,000 | 96,220,000 | | 96,220,000 | |
| 納税充当金 | 8,150,000 | 8,150,000 | 0 | | 0 | |
| 未納法人税等 | 未納法人税及び未納地方法人税 | △ 5,100,000 | △ 9,700,000 | 中間 | △ 4,600,000 | △ 0 |
| | | | | 確定 | △ 0 | |
| | 未納住民税 | △ 650,000 | △ 1,170,000 | 中間 | △ 520,000 | △ 0 |
| | | | | 確定 | △ 0 | |
| 差引合計額 | | | | | | |

問題 9 別表 5 (一) I ・未収還付法人税等

(問 1)

【別表 4】

| 区 分 | | 金 額 | |
|---------------------|-----------------|---------------|--------|
| 当 期 欠 損 の 額 | | △ 93,418,900円 | |
| 加 算 | 損 金 経 理 法 人 税 等 | 85,720,000 | ← 留保 |
| | 損 金 経 理 住 民 税 | 8,829,500 | ← 留保 |
| 減 算 | | | |
| 仮 計 | | 1,130,600 | |
| 法 人 税 額 控 除 所 得 税 額 | | 1,869,400 | ← 社外流出 |
| 合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計 | | 3,000,000 | |
| 所 得 金 額 | | 3,000,000 | |

【別表 5 (一) I】

(単位：円)

| 区 分 | 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 | 当 期 の 増 減 | | 差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 | | |
|----------------------------|-----------------------------------|-----------|--------------|------------------------------|--------------|-----|
| | | 減 | 増 | | | |
| 未収還付法人税等 | —— | | 85,720,000 | 85,720,000 | | |
| 未収還付住民税 | —— | | 8,829,500 | 8,829,500 | | |
| 納 税 充 当 金 | —— | —— | 0 | 0 | | |
| 未 納 法 人 税 等 | 未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 | △ —— | △ 85,720,000 | 中 間 確 定 | △ 85,720,000 | △ 0 |
| | | | | | △ 0 | |
| 未 納 法 人 税 等 | 未 納 住 民 税 | △ —— | △ 8,829,500 | 中 間 確 定 | △ 8,829,500 | △ 0 |
| | | | | | △ 0 | |

【解答への道】

- (1) 法人税等・住民税の還付金 ⇨ 別表 4 記載なし・別表 5 (一) I 記載あり
- (2) 事業税・所得税の還付金 ⇨ 別表 4 記載なし・別表 5 (一) I 記載なし
- (3) 法人税額控除所得税 1,869,400円
- | | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
- 別表 1 控除 696,000円
- 還付 1,173,400円

(問2)

【別表4】

| 区 分 | | 金 額 | |
|--------|-----------|------------|---------|
| 加 算 | 損金経理納税充当金 | 25,000,000 | ← 留保 |
| 減 算 | 法人税等の還付金 | 94,549,500 | ← 留保 |
| | 所得税額等の還付金 | 1,173,400 | ← 課税外収入 |

【別表5(一) I】

(単位：円)

| 区 分 | 期 首 現 在 利益積立金額 | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在 利益積立金額 | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------|------------|------------|-------------------|---|----|---|----|---|----|
| | | 減 | 増 | | | | | | | |
| 未収還付法人税等 | 85,720,000 | 85,720,000 | | 0 | | | | | | |
| 未収還付住民税 | 8,829,500 | 8,829,500 | | 0 | | | | | | |
| 納 税 充 当 金 | 0 | 0 | 25,000,000 | 25,000,000 | | | | | | |
| 未 納 法 人 税 等 | 未納法人税 及び未納地 方 法 人 税 | △ | 0 | △ | 0 | 中間 | △ | 0 | △ | ―― |
| | | | | | | 確定 | △ | ―― | | |
| 未 納 法 人 税 等 | 未納住民税 | △ | 0 | △ | 0 | 中間 | △ | 0 | △ | ―― |
| | | | | | | 確定 | △ | ―― | | |

【解答への道】

- (1) 法人税等・住民税の還付金 ⇨ 別表4記載あり (留保)・別表5(一) I記載あり
 (2) 事業税の還付金 ⇨ 別表4記載なし・別表5(一) I記載なし
 (3) 所得税の還付金 ⇨ 別表4記載あり (課税外収入)・別表5(一) I記載なし

問題10 別表5(一)I・留保金課税

1 別表4

| 区 分 | | 総 額 | 処 分 | |
|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------------------------|
| | | | 留 保 | 社外流出 |
| | | ① | ② | ③ |
| 当 期 利 益 金 | | 88,500,000 円 | 78,500,000 円 | 配 当 10,000,000円 そ の 他 ————— |
| 加 算 | 特別償却準備金取崩 | 800,000 | 800,000 | |
| | 損金経理納税充当金 | 17,355,500 | 17,355,500 | |
| | 損金経理法人税等 | 13,095,000 | 13,095,000 | |
| | 損金経理住民税 | 1,344,000 | 1,344,000 | |
| | 損金経理附帯税等 | 250,000 | | 250,000 |
| | 役員給与の損金不算入額 | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| | 交際費等の損金不算入額 | 3,225,750 | | 3,225,750 |
| | 土地圧縮積立金積立超過額 | 5,000,000 | 5,000,000 | |
| | 機械A減価償却超過額 | 1,295,000 | 1,295,000 | |
| | 貸倒損失(売掛金)否認 | 1,600,000 | 1,600,000 | |
| 前期仮払交際費否認 | 340,000 | 340,000 | | |
| 一括貸倒引当金否認 | 1,965,000 | 1,965,000 | | |
| 小 計 | | 47,270,250 | 42,794,500 | 4,475,750 |
| 減 算 | 土地圧縮積立金積立 | 15,000,000 | 15,000,000 | |
| | 納税充当金支出事業税等 | 10,044,000 | 10,044,000 | |
| | 特別償却準備金積立超過額認容 | 160,000 | 160,000 | |
| | 一括貸倒引当金認容 | 1,100,000 | 1,100,000 | |
| | 仮払寄附金認定損 | 300,000 | 300,000 | |
| | 受取配当等の益金不算入額 | 950,000 | | 950,000 |
| 収用等の所得の特別控除額 | 4,700,000 | | 4,700,000 | |
| 前期未払寄附金認容 | 1,980,500 | 1,980,500 | | |
| 小 計 | | 34,234,500 | 28,584,500 | 5,650,000 |
| 仮 計 | | 101,535,750 | 92,710,000 | △ 5,650,000 14,475,750 |
| 寄附金の損金不算入額 | | 700,000 | | 700,000 |
| 法人税額控除所得税額 | | 1,590,000 | | 1,590,000 |
| 合 計 | | 103,825,750 | 92,710,000 | △ 5,650,000 16,765,750 |
| 差 引 計 | | 103,825,750 | 92,710,000 | △ 5,650,000 16,765,750 |
| 総 計 | | 103,825,750 | 92,710,000 | △ 5,650,000 16,765,750 |
| 所 得 金 額 | | 103,825,750 | 92,710,000 | △ 5,650,000 16,765,750 |

2 別表 1

| 区 分 | | 金 額 | 計 算 過 程 (単位：円) |
|--------------------------|-------------|--------------|--|
| 所 得 金 額 | | 103,825,750円 | (留保金課税) |
| 内 訳 | 年800万円相当額 ① | — | (1) 当期留保金額 |
| | 年800万円超過額 ② | 103,825,000 | ① 所得等の金額のうち留保した金額 留保欄最終値 前期末配当 当期末配当 $92,710,000 + 10,000,000 - 35,940,000 = 66,770,000$ |
| 税 額 | ① × 15% | — | ② 法人税額 試験 所得税 $24,087,400 - 1,900,000 - 1,590,000 = 20,597,400$ |
| | ② × 23.2% | 24,087,400 | ③ 地方法人税 2,285,261 |
| 法 人 税 額 | | 24,087,400 | ④ 住民税額 2,505,089 |
| 試験研究費の特別控除額 | | 1,900,000 | ⑤ ① - ② - ③ - ④ = 41,382,250 |
| 課税留保金額に対する税額 | | 0 | (2) 留保控除額 |
| 法人税額計 | | 22,187,400 | ① 所得基準額 受配 取用 $(103,825,750 + 950,000 + 4,700,000) \times 40\%$ = 43,790,300 |
| 控除所得税額 | | 1,590,000 | ② 定額基準額 $20,000,000 \times \frac{12}{12} = 20,000,000$ |
| 差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨) | | 20,597,400 | ③ 積立金基準額 期首利積 前期末配当 $120,000,000 \times 25\% - (76,884,500 - 10,000,000) < 0$ ∴ 0 |
| 中間申告分法人税額 | | 11,872,200 | ④ ①から③の最多 ∴ 43,790,300 |
| 差引確定法人税額 | | 8,725,200 | (3) 課税留保金額 (千円未満切捨) (1) - (2) < 0 ∴ 0 |

3 別表5 (一) I

| 区 分 | 期首現在 利益積立金額 | 当期の増減 | | 差引翌期首現在 利益積立金額 | | |
|------------------|------------------------|--------------|--------------|-------------------|--------------|-------------|
| | | 減 | 増 | | | |
| | | ① | ② | | ③ | ④ |
| 利益準備金 | 8,000,000円 | | 円 | 1,000,000円 | 9,000,000円 | |
| 別途積立金 | 2,700,000 | | | 3,000,000 | 5,700,000 | |
| 特別償却 準備金 | 4,000,000 | | 800,000 | | 3,200,000 | |
| 特別償却 準備金積立 | △ 4,000,000 | | △ 800,000 | | △ 3,200,000 | |
| 特別償却準備 金積立超過額 | 800,000 | | 160,000 | | 640,000 | |
| 機 械 A | 600,000 | | | 1,295,000 | 1,895,000 | |
| 仮払交際費 | △ 340,000 | | △ 340,000 | | 0 | |
| 一括貸倒引当金 | 1,100,000 | | 1,100,000 | 1,965,000 | 1,965,000 | |
| 未払寄附金 | 1,980,500 | | 1,980,500 | | 0 | |
| 土地圧縮 積立金 | | | | 15,000,000 | 15,000,000 | |
| 土地圧縮 積立金積立 | | | | △ 15,000,000 | △ 15,000,000 | |
| 土地圧縮積立 金積立超過額 | | | | 5,000,000 | 5,000,000 | |
| 売 掛 金 | | | | 1,600,000 | 1,600,000 | |
| 仮払寄附金 | | | | △ 300,000 | △ 300,000 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 繰越損益金 | 52,000,000 | | 52,000,000 | 112,300,000 | 112,300,000 | |
| 納税充当金 | 38,922,000 | | 38,922,000 | 17,355,500 | 17,355,500 | |
| 未納法人税等 | 未納法人税 及び未納地 方法人税 | △ 26,190,000 | △ 39,285,000 | 中間 | △ 13,095,000 | △ 9,623,800 |
| | | | | 確定 | △ 9,623,800 | |
| | 未納住民税 | △ 2,688,000 | △ 4,032,000 | 中間 | △ 1,344,000 | △ 907,400 |
| | | | | 確定 | △ 907,400 | |
| 差引合計額 | 76,884,500 | | | | | |

| | |
|------------|--|
| 未納地方法人税の計算 | $8,725,200円 \times 10.3\% = 898,600円$ (百円未満切捨) |
| 未納住民税の計算 | $8,725,200円 \times 10.4\% = 907,400円$ (百円未満切捨) |

※ 8,725,200円 + 898,600円 = 9,623,800円

問題11 別表5(一)ⅠⅡ・資本組入れ等

【別表5(一)Ⅰ】

(単位:円)

| 区 分 | 期 首 現 在 | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 利 益 積 立 金 額 | 減 | 増 | 利 益 積 立 金 額 |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 利 益 準 備 金 | 35,000,000 | | | 35,000,000 |
| 別 途 積 立 金 | 30,000,000 | | 10,000,000 | 40,000,000 |
| | | | | |
| 繰 越 損 益 金 | 115,000,000 | 115,000,000 | 212,939,000 | 212,939,000 |

【別表5(一)Ⅱ】

(単位:円)

| 区 分 | 期 首 現 在 | 当 期 の 増 減 | | 差引翌期首現在 |
|-----------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | 資 本 金 等 の 額 | 減 | 増 | 資 本 金 等 の 額 |
| | ① | ② | ③ | ④ |
| 資本金又は出資金 | 100,000,000 | | 25,000,000 | 125,000,000 |
| 資 本 準 備 金 | 50,000,000 | 25,000,000 | | 25,000,000 |
| 自 己 株 式 | | | △ 5,000,000 | △ 5,000,000 |
| | | | ↑ | |
| 差 引 合 計 額 | 150,000,000 | 25,000,000 | 20,000,000 | 145,000,000 |

市場取引 ⇨ 対価を資本金等から減算

問題12 決算修正（1）

(1) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-----------|----------|-----|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 減 価 償 却 費 | 600,000円 | 建 物 | 600,000円 |
| | | | |

【別表4】

記載なし

【別表5（-）I】

記載なし

【計算過程】

$$12,000,000円 \times 0.050 = 600,000円$$

【解答への道】

決算上で限度額相当額を計上すれば、別表4での超過額の処理は不要となる。

(2) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-----------|----------|---------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 減 価 償 却 費 | 460,000円 | 機 械 装 置 | 460,000円 |
| | | | |

【別表4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 |
|-----|---------------|---------|---------|
| 加 算 | | | |
| 減 算 | 機械装置減価償却超過額認容 | 40,000円 | 40,000円 |

【別表5（-）I】

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|---------|---------|---------|---|----|
| 機 械 装 置 | 40,000円 | 40,000円 | | 0円 |
| | | | | |

【計算過程】

- (1) $5,000,000円 \times 0.100 = 500,000円$
 (2) $500,000円 - 40,000円 = 460,000円$

【解答への道】

翌期に繰り越す償却超過額がないように処理する場合

→ 決算上で(償却限度額－繰越償却超過額)の償却費の計上 + 別表4で償却超過額の認容

(3) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|------------|---------|------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 貸倒引当金 | 1,750,000円 | 貸倒引当金戻入 | 1,750,000円 |
| 貸倒引当金繰入 | 1,219,400円 | 貸倒引当金 | 1,219,400円 |

【別表4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 |
|--------|----------------|----------|----------|
| 加 算 | | | |
| 減 算 | 一括貸倒引当金繰入超過額認容 | 268,000円 | 268,000円 |

【別表5(一)I】

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|---------|----------|----------|---|----|
| 一括貸倒引当金 | 268,000円 | 268,000円 | | 0円 |
| | | | | |

【計算過程】

$$14,000,000円 \times 0.0871 = 1,219,400円$$

【解答への道】

- 引当金の処理 ①前期分 決算で前期計上額(会計上の全額)戻入+別表4超過認容
 ②当期分 決算で繰入限度額の繰入

(4) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|------------|---------|------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 賞与引当金 | 7,700,000円 | 賞与引当金戻入 | 7,700,000円 |
| 賞与引当金繰入 | 8,600,000円 | 賞与引当金 | 8,600,000円 |

【別表4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 |
|-----|---------|------------|------------|
| 加算 | 賞与引当金否認 | 8,600,000円 | 8,600,000円 |
| 減算 | 賞与引当金認容 | 7,700,000円 | 7,700,000円 |

【別表5(一)I】

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 賞与引当金 | 7,700,000円 | 7,700,000円 | 8,600,000円 | 8,600,000円 |
| | | | | |

【解答への道】

賞与引当金は、法人税法では計上が認められていない引当金であるため、会社が会計上で計上することとしている場合には、会計処理した上、申告調整で否認する。

(5) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-------|-------------|-----|-------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 土地圧縮損 | 12,000,000円 | 土 地 | 12,000,000円 |
| | | | |

【別表4】

記載なし

【別表5(一)I】

記載なし

【計算過程】

| |
|---|
| 12,000,000円 < 15,000,000円 ∴ 12,000,000円 |
|---|

(6) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 繰越利益剰余金 | 12,000,000円 | 土地圧縮積立金 | 12,000,000円 |
| | | | |

【別表4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 |
|--------|-----------|-------------|-------------|
| 加 算 | | | |
| 減 算 | 土地圧縮積立金積立 | 12,000,000円 | 12,000,000円 |

【別表5(一)I】

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|-----------|---|---|--------------|--------------|
| 土地圧縮積立金 | | | 12,000,000円 | 12,000,000円 |
| 土地圧縮積立金積立 | | | △12,000,000円 | △12,000,000円 |

【計算過程】

| |
|--|
| $12,000,000円 < 15,000,000円 \quad \therefore 12,000,000円$ |
|--|

【解答への道】

剰余金の処分による圧縮積立金・特別償却準備金の積立 ⇨ 別表4減算

(7) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|----------|-----------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 特別償却準備金 | 700,000円 | 特別償却準備金取崩 | 700,000円 |
| | | | |

【別表4】

記載なし

【別表5(一)I】

記載なし

【計算過程】

| |
|---|
| $3,500,000円 \times \frac{12}{60} = 700,000円 \quad ※ \quad 60 < 6年 \times 12 = 72 \quad \therefore 60$ |
|---|

(8) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|------------|---------|------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 特別償却準備金 | 1,200,000円 | 繰越利益剰余金 | 1,200,000円 |
| | | | |

【別表4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 |
|--------|----------------|------------|------------|
| 加 算 | 特別償却準備金取崩 | 1,200,000円 | 1,200,000円 |
| 減 算 | 特別償却準備金積立超過額認容 | 400,000円 | 400,000円 |

【別表5(一)I】

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|--------------|-------------|-------------|---|-------------|
| 特別償却準備金 | 6,000,000円 | 1,200,000円 | | 4,800,000円 |
| 特別償却準備金積立 | △6,000,000円 | △1,200,000円 | | △4,800,000円 |
| 特別償却準備金積立超過額 | 400,000円 | 400,000円 | | 0円 |

【計算過程】

| | | |
|-----|--|-----------------------------------|
| (1) | $(6,000,000円 - 400,000円) \times \frac{12}{84} + 400,000円 = 1,200,000円$ | |
| | 要取崩 | 積立超過 |
| (2) | 要取崩 800,000円 - 会社取崩 1,200,000円 = △400,000円 | 取崩超過 積立超過 = 400,000円 ∴ 400,000円減算 |

【解答への道】

特別償却準備金について、翌期に繰越す超過額がないように処理する場合

- ① 決算で(要取崩額+積立超過額)の取崩 + 別表4で積立超過額認容
- ② 剰余金の処分による圧縮積立金・特別償却準備金の取崩 ⇨ 別表4加算

(9) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|---------|---------|---------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 消 耗 品 費 | 85,000円 | 器 具 備 品 | 85,000円 |
| | | | |

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

| |
|---|
| 85,000円 < 100,000円 かつ、全額供用年度に損金経理では認 |
|---|

(10) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|----------|---------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 消 耗 品 費 | 150,000円 | 器 具 備 品 | 150,000円 |
| | | | |

【別表 4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 |
|--------|-----------------|----------|----------|
| 加 算 | 一括償却資産損金算入限度超過額 | 100,000円 | 100,000円 |
| 減 算 | | | |

【別表 5 (一) I】

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ |
|-------------|---|---|----------|----------|
| 一 括 償 却 資 産 | | | 100,000円 | 100,000円 |
| | | | | |

【計算過程】

| |
|---|
| $150,000円 - 150,000円 \times \frac{12}{36} = 100,000円$ |
|---|

【解答への道】

少額資産についての会計処理が明示されているため、その処理をした上で申告調整を行う。

(11) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|----------|------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 繰延資産償却費 | 100,000円 | 繰延資産 | 100,000円 |
| | | | |

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

| |
|---|
| $1,000,000円 \times \frac{12}{10 \times 12} = 100,000円$ |
| $\text{※ } 15年 \times \frac{7}{10} = 10.5年 \rightarrow 10年$ |

(12) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-------|----------|-------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 交 際 費 | 250,000円 | 仮 払 金 | 250,000円 |
| 交 際 費 | 180,000円 | 未 払 金 | 180,000円 |

【別表 4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 |
|--------|-------------|------------|-----|
| 加 算 | 交際費等の損金不算入額 | 7,430,000円 | |
| 減 算 | | | |

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

| |
|---|
| ① 10,000,000円 + 250,000円 + 180,000円 = 10,430,000円 |
| ② 10,430,000円 - 6,000,000円 × 50% = 7,430,000円 |

(13) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|------------|---------|------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 有 価 証 券 | 1,800,000円 | 有価証券評価益 | 1,800,000円 |
| 有価証券評価損 | 6,000,000円 | 有 価 証 券 | 6,000,000円 |

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

- (1) 売買目的有価証券の時価評価 $36,800,000円 - 35,000,000円 = 1,800,000円$
(2) 有価証券の評価換え $11,000,000円 \times 50\% > 5,000,000円$ 、回復見込みなし
 $11,000,000円 - 5,000,000円 = 6,000,000円$

(14) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|----------|---------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 売 掛 金 | 162,000円 | 為 替 差 益 | 162,000円 |
| 前 払 費 用 | 350,000円 | 為 替 差 損 | 350,000円 |

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

- (1) 売掛金 $54,000ドル \times 138円 - 7,290,000円 = 162,000円$
(2) 為替予約 $400,000円 - 400,000円 \times \frac{3}{2 \times 12} = 350,000円$

(15) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|----------|-------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 貸 倒 損 失 | 450,000円 | 売 掛 金 | 450,000円 |
| | | | |

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

| |
|-----------------------------------|
| $900,000円 \times 50\% = 450,000円$ |
|-----------------------------------|

(16) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|------------|-------|------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 貸 倒 損 失 | 2,300,000円 | 売 掛 金 | 2,300,000円 |
| | | | |

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

なし

(17) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-----------|----------|---------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 機 械 装 置 | 800,000円 | 修 繕 費 | 800,000円 |
| 減 価 償 却 費 | 61,600円 | 機 械 装 置 | 61,600円 |

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

$$800,000円 \times 0.084 \times \frac{11}{12} = 61,600$$

(18) 【会計上の処理】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 器 具 備 品 | 4,200,000円 | リ ー ス 料 | 840,000円 |
| | | リ ー ス 債 務 | 3,360,000円 |
| 減 価 償 却 費 | 701,400円 | 器 具 備 品 | 701,400円 |

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

$$(70,000円 \times 12月 \times 5年) \times 0.167 \times \frac{12}{12} = 701,400円$$

問題13

決算修正（2）

問1【計算過程】

| | | | | |
|---------|-----------------------|--------|------------------|-----------|
| (1) A建物 | 35,000,000円 | ×0.029 | −64,000円 | =951,000円 |
| (2) B機械 | 10,000,000円 | ×0.077 | × $\frac{6}{12}$ | =385,000円 |
| (3) C器具 | (4,000,000円+500,000円) | ×0.200 | × $\frac{3}{12}$ | =225,000円 |

【決算修正仕訳】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|--------|----------|--------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 減価償却費 | 951,000円 | A 建物 | 951,000円 |
| 減価償却費 | 385,000円 | B 機械装置 | 385,000円 |
| C 器具備品 | 500,000円 | 雑 費 | 500,000円 |
| 減価償却費 | 225,000円 | C 器具備品 | 225,000円 |

【別表4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 | 社外流出 |
|--------|-----------|---------|---------|------|
| 加 算 | | | | |
| 減 算 | 減価償却超過額認容 | 64,000円 | 64,000円 | |

問2【計算過程】

| | |
|-------|---|
| (交際費) | |
| (1) | 10,280,000円−50,000円−100,000円+200,000円=10,330,000円 |
| (2) | 10,330,000円−3,250,000円×50%=8,705,000円 |

【決算修正仕訳】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|---------|----------|-------|----------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 交 際 費 | 200,000円 | 仮 払 金 | 200,000円 |
| 役 員 給 与 | 300,000円 | 仮 払 金 | 300,000円 |

【別表 4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 | 社外流出 |
|--------|-------------|------------|----------|------------|
| 加 算 | 前期仮払交際費否認 | 100,000円 | 100,000円 | |
| | 役員給与の損金不算入額 | 300,000円 | | 300,000円 |
| | 交際費等の損金不算入額 | 8,705,000円 | | 8,705,000円 |
| 減 算 | | | | |

問 3 【計算過程】

| |
|--|
| |
|--|

【決算修正仕訳】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|------|-------------|--------|-------------|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| 法人税等 | 18,000,000円 | 未払法人税等 | 18,000,000円 |
| 租税公課 | 600,000円 | 土 地 | 600,000円 |

【別表 4】

| 区 分 | | 総 額 | 留 保 | 社外流出 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|----------|
| 加 算 | 損金経理法人税等 | 5,900,000円 | 5,900,000円 | |
| | 損金経理住民税 | 580,000円 | 580,000円 | |
| | 損金経理納税充当金 | 18,000,000円 | 18,000,000円 | |
| 減 算 | 納税充当金支出事業税等 | 3,245,000円 | 3,245,000円 | |
| 仮 計 以 下 | 法人税額控除所得税額 | 102,100円 | | 102,100円 |

問4【計算過程】

| | |
|--|------------|
| (受取配当等) | |
| 500,000円×50%=250,000円 | |
| (寄附金) | |
| (1) 支 出 | |
| ① 指定等 | 300,000円 |
| ② その他 | 2,400,000円 |
| ③ 合計 | 2,700,000円 |
| (2) 一般の損金算入限度額 | |
| $\left\{ (101,000,000円 + 9,000,000円) \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (48,251,000円 + 2,700,000円) \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{4} = 387,193円$ | |
| (3) 損金不算入額 | |
| 2,700,000円 - 300,000円 - 387,193円 = 2,012,807円 | |

【決算修正仕訳】

| 借 方 | | 貸 方 | |
|-----|-----|-----|-----|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| | | | |
| | | | |

【別表4】

| 区 分 | 総 額 | 留 保 | 社外流出 |
|--------------|------------|-----|------------|
| 加算 | | | |
| 減算 | | | |
| 受取配当等の益金不算入額 | 250,000円 | | 250,000円 |
| 仮計以下 | | | |
| 寄附金の損金不算入額 | 2,012,807円 | | 2,012,807円 |

【解答への道】

- (1) 決算処理が可能な事項は、決算に織り込むものとする決算方針であるので、まず決算で処理できるものと申告書でしか調整できないものを区別しなければならない。
- (2) 決算で処理すべき事項は、①経理要件が付されている決算調整事項と、②一般に公正妥当な会計処理が取られていない場合の処理（例えば収益費用の計上もれ、引当金等の取崩もれ。）である。なお、費目の振替えは不要である。
- (3) 建物の繰越償却超過額は、別表4で認容減算することにより翌期への繰越額がなくなるので、繰越償却超過額に相当する償却不足額が生ずるように減価償却費を計算する。
- (4) 仮払金に関しては、決算方針を確認してから処理すること。

問題14 決算修正・総合問題（1）

精 算 表
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

| 勘定科目 | 残高試算表 | | 整理記入 | | 損益計算書 | |
|---------------|-------------|-------------|-------------------------|---|-------------|-------------|
| | 借方 | 貸方 | 借方 | 貸方 | 借方 | 貸方 |
| 現金預金 | 44,656,280 | | | | | |
| 受取手形 | 75,000,000 | | | | | |
| 売掛金 | 84,890,000 | | | | | |
| 繰越商品 | 38,390,000 | | | | | |
| 有価証券 | 54,020,000 | | | | | |
| 減価償却資産 | 97,403,530 | | 1,500,000 | 312,438 1,385,416 98,866 208,000 89,330 | | |
| 繰延資産 | | | 9,000,000 | 500,000 | | |
| その他の資産 | 138,309,286 | | | | | |
| 諸負債 | | 117,351,662 | | 1,750,000 | | |
| 一括貸倒引当金 | | 3,600,000 | 3,600,000 | 3,783,384 | | |
| 納税充当金 | | 27,000,000 | | | | |
| 資本金 | | 100,000,000 | | | | |
| 諸積立金 | | 37,140,000 | | | | |
| 建物圧縮積立金 | | | | 56,744,000 | | |
| 特別償却準備金 | | | | 2,850,000 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 122,550,000 | 56,744,000 2,850,000 | | | |
| 売上高 | | 178,550,000 | | | | 178,550,000 |
| その他の収益 | | 130,721,154 | | | | 130,721,154 |
| 売上原価 | 71,760,000 | | | | 71,760,000 | |
| 諸費用及び雑損失 | 112,483,720 | | 89,330 1,750,000 | 1,500,000 9,000,000 | 103,823,050 | |
| 一括貸倒引当金繰入 | | | 3,783,384 | | 3,783,384 | |
| 一括貸倒引当金戻入 | | | | 3,600,000 | | 3,600,000 |
| 減価償却費 (建物) | | | 312,438 | | 312,438 | |
| (I機械装置) | | | 1,385,416 | | 1,385,416 | |
| (J機械装置) | | | 98,866 | | 98,866 | |
| (器具備品) | | | 208,000 | | 208,000 | |
| 繰延資産償却費 | | | 500,000 | | 500,000 | |
| 当期利益金 | | | | | 131,000,000 | |
| 合計 | 716,912,816 | 716,912,816 | —— | —— | 312,871,154 | 312,871,154 |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|---|---------------------|---|-------------------|--------------------|---|---------------------|
| 一 括 貸 倒 引 当 金 | <p>(1) 貸倒実績率による限度額</p> <p>① 一括評価金銭債権</p> $75,000,000 + 84,890,000 + 82,300,000 + 36,000,000 = 278,190,000$ <p>② 貸倒実績率</p> $\frac{(1,950,000 + 895,000 + 2,193,000) \times \frac{12}{36}}{(103,100,000 + 123,800,000 + 143,580,000) \div 3} = 0.01359 \rightarrow 0.0136$ <p style="text-align: right;">(小数点以下4位未満切上)</p> <p>③ 繰入限度額</p> $278,190,000 \times 0.0136 = 3,783,384$ <p>(2) 法定繰入率による限度額</p> <p>① 一括評価金銭債権 278,190,000</p> <p>② 実質的に債権とみられないものの額</p> <p>イ 原則法 $4,500,000 > 1,500,000 + 2,882,100 = 4,382,100 \quad \therefore 4,382,100$</p> <p>ロ 簡便法 $① \times 0.016 = 4,451,040$</p> <p>ハ $イ < ロ \quad \therefore 4,382,100$</p> <p>③ $(278,190,000 - 4,382,100) \times \frac{8}{1,000} = 2,190,463$</p> <p>(3) 一括貸倒引当金繰入限度額</p> <p>(1) > (2) $\therefore 3,783,384$</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">一括貸倒引当金繰入 3,783,384</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 40%;">一括貸倒引当金 3,783,384</td> </tr> <tr> <td>一括貸倒引当金 3,600,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>一括貸倒引当金戻入 3,600,000</td> </tr> </table> | 一括貸倒引当金繰入 3,783,384 | / | 一括貸倒引当金 3,783,384 | 一括貸倒引当金 3,600,000 | / | 一括貸倒引当金戻入 3,600,000 |
| 一括貸倒引当金繰入 3,783,384 | / | 一括貸倒引当金 3,783,384 | | | | | |
| 一括貸倒引当金 3,600,000 | / | 一括貸倒引当金戻入 3,600,000 | | | | | |
| 買 換 え | <p>(1) 差益割合</p> $\frac{86,500,000 - (8,720,000 + 6,000,000 + 200,000 + 650,000)}{86,500,000} = 0.82$ <p>(2) 圧縮基礎取得価額</p> <p>H建物 $86,500,000 \geq 85,000,000 + 1,500,000 = 86,500,000 \quad \therefore 86,500,000$</p> <p>(3) 圧縮限度額</p> $86,500,000 \times 0.82 \times 80\% = 56,744,000$ <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">減価償却資産 1,500,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 40%;">雑損失 1,500,000</td> </tr> <tr> <td>繰越利益剰余金 56,744,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>建物圧縮積立金 56,744,000</td> </tr> </table> | 減価償却資産 1,500,000 | / | 雑損失 1,500,000 | 繰越利益剰余金 56,744,000 | / | 建物圧縮積立金 56,744,000 |
| 減価償却資産 1,500,000 | / | 雑損失 1,500,000 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 56,744,000 | / | 建物圧縮積立金 56,744,000 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---------|-----------|-----------|--------|-----------|-------------|-----------|---|--------|-----------|-------------|-----------|---|----------|-----------|-----------|---------|---|--------|---------|-----|--------|---|--------|--------|---------|-----------|---|---------|-----------|
| 減 価 償 却 等 | <p>(1) H建物 $(86,500,000 - 56,744,000) \times 0.042 \times \frac{3}{12} = 312,438$</p> <p>(2) I 機械装置</p> <p>① 普通償却</p> <p>イ $9,500,000 \times 0.250 = 2,375,000$</p> <p>ロ $9,500,000 \times 0.07909 = 751,355$</p> <p>ハ イ \geq ロ $\therefore 2,375,000$</p> <p>ニ $2,375,000 \times \frac{7}{12} = 1,385,416$</p> <p>② 特別償却準備金 $9,500,000 \times 30\% = 2,850,000$</p> <p>(3) J 機械装置 $(600,000 + 31,151) \times 0.206 - 31,151 = 98,866$</p> <p>(4) K 器具備品 $89,330 < 100,000 \therefore$ 少額の減価償却資産に該当</p> <p>(5) L 器具備品</p> <p>① $2,080,000 \times 0.200 = 416,000$</p> <p>② $2,080,000 \times 0.06552 = 136,281$</p> <p>③ ① \geq ② $\therefore 416,000$</p> <p>④ $416,000 \times \frac{6}{12} = 208,000$</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">建物減価償却費</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">312,438</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 40%;">減価償却資産</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">312,438</td> </tr> <tr> <td>I 機械装置減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,385,416</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>減価償却資産</td> <td style="text-align: right;">1,385,416</td> </tr> <tr> <td>J 機械装置減価償却費</td> <td style="text-align: right;">98,866</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>減価償却資産</td> <td style="text-align: right;">98,866</td> </tr> <tr> <td>器具備品減価償却費</td> <td style="text-align: right;">208,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>減価償却資産</td> <td style="text-align: right;">208,000</td> </tr> <tr> <td>諸費用</td> <td style="text-align: right;">89,330</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>減価償却資産</td> <td style="text-align: right;">89,330</td> </tr> <tr> <td>繰越利益剰余金</td> <td style="text-align: right;">2,850,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>特別償却準備金</td> <td style="text-align: right;">2,850,000</td> </tr> </table> | 建物減価償却費 | 312,438 | / | 減価償却資産 | 312,438 | I 機械装置減価償却費 | 1,385,416 | / | 減価償却資産 | 1,385,416 | J 機械装置減価償却費 | 98,866 | / | 減価償却資産 | 98,866 | 器具備品減価償却費 | 208,000 | / | 減価償却資産 | 208,000 | 諸費用 | 89,330 | / | 減価償却資産 | 89,330 | 繰越利益剰余金 | 2,850,000 | / | 特別償却準備金 | 2,850,000 |
| 建物減価償却費 | 312,438 | / | 減価償却資産 | 312,438 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I 機械装置減価償却費 | 1,385,416 | / | 減価償却資産 | 1,385,416 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| J 機械装置減価償却費 | 98,866 | / | 減価償却資産 | 98,866 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品減価償却費 | 208,000 | / | 減価償却資産 | 208,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 諸費用 | 89,330 | / | 減価償却資産 | 89,330 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | 2,850,000 | / | 特別償却準備金 | 2,850,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そ の 他 | <p>(1) 繰延資産</p> <p>$9,000,000 \times \frac{4}{6 \text{年} \times 12} = 500,000$ ※ $15 \text{年} \times \frac{4}{10} = 6 \text{年}$</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%;">繰延資産</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">9,000,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 40%;">諸費用</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">9,000,000</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却費</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>繰延資産</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> </tr> </table> <p>(2) 事業税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%;">諸費用（租税公課）</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">1,750,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 40%;">諸負債（未払金）</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">1,750,000</td> </tr> </table> | 繰延資産 | 9,000,000 | / | 諸費用 | 9,000,000 | 繰延資産償却費 | 500,000 | / | 繰延資産 | 500,000 | 諸費用（租税公課） | 1,750,000 | / | 諸負債（未払金） | 1,750,000 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延資産 | 9,000,000 | / | 諸費用 | 9,000,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延資産償却費 | 500,000 | / | 繰延資産 | 500,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 諸費用（租税公課） | 1,750,000 | / | 諸負債（未払金） | 1,750,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【別表4】

| 区 分 | | 金 額 | 計 算 過 程 (単位：円) |
|------------|----------------|---|--|
| 当期利益金 | | 131,000,000円 | (受取配当等の益金不算入額) |
| 加 算 | 損金経理納税充当金 | 27,000,000 | (1) 配当等の額 |
| | 損金経理法人税等 | 8,790,000 | 3,160,000 + 430,000 = 3,590,000 |
| | 損金経理住民税 | 830,000 | (2) 益金不算入額 |
| | 役員給与の損金不算入額 | 3,000,000 | 3,590,000 × 50% = 1,795,000 |
| 小 計 | | 39,620,000 | (役員退職給与) |
| 減 算 | 受取配当等の益金不算入額 | 1,795,000 | 15,000,000 - 12,000,000 = 3,000,000 |
| | 一括貸倒引当金繰入超過額認容 | 746,373 | |
| | 建物減価償却超過額認容 | 200,000 | |
| | 建物圧縮積立金積立 | 56,744,000 | |
| | 特別償却準備金積立 | 2,850,000 | (法人税額控除所得税額) |
| | J機械装置減価償却超過額認容 | 31,151 | (1) 株式出資 (所有期間から簡便法有利) |
| | 納税充当金支出事業税等 | 3,832,100 | $645,272 + 87,806 \times \frac{1}{2} (0.500) = 689,175$ |
| 小 計 | 66,198,624 | (2) その他 106,898 (3) (1) + (2) = 796,073 | |
| 仮 計 | | 104,421,376 | |
| 法人税額控除所得税額 | | 796,073 | |
| 控除対象外国法人税額 | | 28,000 | (控除対象外国法人税額) $28,000 < 280,000 \times 35\% \therefore 28,000$ |
| 合 計 | | 105,245,449 | |
| 差 引 計 | | 105,245,449 | |
| 総 計 | | 105,245,449 | |
| 所得金額 | | 105,245,449 | |

【別表1】

| 区 分 | | 税率 | 金 額 | 計 算 過 程 (単位：円) |
|--------------------------|--------------------------------------|------|--------------|---|
| 所 得 金 額 | | % | 105,245,449円 | (控除外国税額) |
| 税 額 計 算 | 年 800万円相当額 8,000,000 | 15 | 1,200,000 | (1) 控除対象外国法人税額 28,000 |
| | 年 800万円超過額 97,245,000 (千円未満切捨) | 23.2 | 22,560,840 | (2) 控除限度額 $23,760,840 \times \frac{\text{※ } 280,000}{105,245,449} = 63,214$ $\text{※ } 280,000 - 28,000 + 28,000$ $= 280,000 < 105,245,449 \times 90\%$ $\therefore 280,000$ |
| 法 人 税 額 | | | 23,760,840 | (3) (1) < (2) $\therefore 28,000$ |
| 法 人 税 額 計 | | | 23,760,840 | |
| 控 除 所 得 税 額 | | | 796,073 | |
| 控 除 外 国 税 額 | | | 28,000 | |
| 差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨) | | | 22,936,700 | |
| 中 間 申 告 分 法 人 税 額 | | | 7,970,000 | |
| 納 付 税 額 | | | 14,966,700 | |

問題15 決算修正・総合問題（2）

損益計算書（原案）に対する当期純利益の額の修正

（単位：円）

| 内 容 | 加 減 | 調 整 額 |
|---------------------|-----|------------|
| 損益計算書（原案）の「当期純利益」 | + | 44,131,611 |
| 建 物 F 減 価 償 却 費 | - | 178,000 |
| 機 械 装 置 H 減 価 償 却 費 | - | 531,250 |
| 交 際 費 （ 未 払 交 際 費 ） | - | 80,000 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 確定分として計上した未払法人税額 | - | 4,850,000 |
| 修正後の「当期純利益」 | | 38,492,361 |

法人税申告書別表一（法人税額の計算）

（単位：円）

| 内 容 | 金 額 |
|--------------|-------------|
| 所 得 金 額 | 54,844,918 |
| 法 人 税 額 | 12,067,808 |
| 特 別 控 除 額 | |
| 留 保 金 | 課 税 留 保 金 額 |
| | 同上に対する税額 |
| 法 人 税 額 計 | 12,067,808 |
| 控 除 税 額 | 518,157 |
| 差引所得に対する法人税額 | 11,549,600 |
| 中間申告分の法人税額 | 9,400,000 |
| 差引確定法人税額 | 2,149,600 |

法人税申告書別表四（所得の金額の計算に関する明細書）

（単位：円）

| 区 分 | | 金 額 | 区 分 | | 金 額 |
|--------|----------------------|------------|------------|-----------------------|-----------|
| 当期利益の額 | | 38,492,361 | | | |
| 加 | 損金経理納税充当金 | 4,850,000 | 減 | 減価償却超過額認容 （機械装置H） | 125,000 |
| | 減価償却超過額 （建物附属設備I） | 102,400 | | 一括償却資産損金算入 限度超過額認容 | 60,000 |
| | 損金経理法人税等 | 10,370,000 | | 納税充当金支出事業税等 | 2,280,000 |
| | 損金経理住民税 | 1,030,000 | | 受取配当等の益金不算 入額 | 2,104,000 |
| | 前期仮払寄附金否認 | 1,000,000 | | | |
| | 交際費等の損金不算入額 | 3,051,000 | | | |
| | | | | | |
| 算 | | | 小 計 | 4,569,000 | |
| | | | 仮 計 | 54,326,761 | |
| | | | 法人税額控除所得税額 | 518,157 | |
| | | | 合 計 | 54,844,918 | |
| | | | 差 引 計 | 54,844,918 | |
| | | | 総 計 | 54,844,918 | |
| 小 計 | 20,403,400 | 所 得 金 額 | 54,844,918 | | |

計算又は検討過程(1)

(単位：円)

| | |
|-------------|--|
| [同族会社の判定] | |
| (1) Aグループ | 10,000株 |
| (2) Bグループ | 2,000株+1,200株+800株=4,000株 |
| (3) Eグループ | 1,000株 |
| (4) | $\frac{10,000株+4,000株+1,000株}{25,000株} = 60\% > 50\% \quad \therefore \text{同族会社}$ |
| [特定同族会社の判定] | |
| (1) | 期末資本金の額が1億円以下 |
| (2) | 大法人による完全支配関係がない |
| ∴ | 特定同族会社に該当せず、留保金課税適用なし |
| [減価償却等] | |
| (1) 建物F | |
| ① 償却限度額 | $50,000,000 \times 0.038 = 1,900,000$ |
| ② | $1,722,000 - 1,900,000 = \triangle 178,000$ |
| (2) 機械装置H | |
| ① 償却限度額 | |
| イ | $(2,500,000 + 125,000) \times 0.250 = 656,250$ |
| ロ | $3,000,000 \times 0.07909 = 237,270$ |
| ハ | $イ \geq ロ \quad \therefore 656,250$ |
| ② | $656,250 - 125,000 = 531,250$ |
| (3) 建物附属設備I | |
| ① 償却限度額 | $2,800,000 \times 0.142 = 397,600$ |
| ② | $500,000 - 397,600 = 102,400$ |
| (4) 器具備品J | |
| | 当期末において事業の用に供されていないため、当期償却額はない |
| (5) 器具備品K | |
| | 事業の用に供した減価償却資産で取得価額が10万円未満のものについて、取得価額相当額を損金経理した場合にはその全額が損金算入されるため、処理なし |

[減価償却等]

(6) 器具備品L (一括償却資産)

$$0 - 180,000 \times \frac{12}{36} = \triangle 60,000 < 120,000 \quad \therefore 60,000 \text{ (認容)}$$

[受取配当等]

(1) 配当等の額

① 関連法人株式等

1,400,000

② 非支配目的株式等

1,700,000 + 2,100,000 = 3,800,000

(2) 益金不算入額

① $1,200,000 \times 10\% = 120,000$ ② $1,400,000 \times 4\% = 56,000$ ③ ① > ② $\therefore 56,000$

④ 益金不算入額

 $(1,400,000 - 56,000) + 3,800,000 \times 20\% = 2,104,000$

[所得税]

(1) 個別法

$$347,140 \times \frac{3,000 \text{株}}{4,000 \text{株}} + 347,140 \times \frac{1,000 \text{株}}{4,000 \text{株}} \times \frac{9}{12} (0.750) + 428,820 \times \frac{5}{12} (0.417)$$

$$= 504,260$$

(2) 簡便法

$$347,140 \times \frac{3,000 \text{株} + (4,000 \text{株} - 3,000 \text{株}) \times \frac{1}{2}}{4,000 \text{株}} (0.875) + 428,820 \times \frac{1}{2} (0.500) = 518,157$$

(3) (1) < (2) $\therefore 518,157$

計算又は検討過程(3)

(単位：円)

[寄附金]

(1) 支出寄附金の額

- ① 特定 500,000
 ② その他 300,000
 ③ ①+②=800,000

(2) 損金算入限度額

① 特別損金算入限度額

$$\left\{ 82,500,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + (54,326,761 + 800,000) \times \frac{6.25}{100} \right\} \times \frac{1}{2} = 1,877,398$$

② 一般寄附金の損金算入限度額

$$\left\{ 82,500,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (54,326,761 + 800,000) \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{4} = 396,104$$

(3) 損金不算入額

※

$$800,000 - 500,000 - 396,104 < 0 \quad \therefore 0$$

$$\text{※ } 500,000 < 1,877,398 \quad \therefore 500,000$$

[交際費]

(1) 支出交際費等

$$10,971,000 + 80,000 = 11,051,000$$

(2) 損金不算入額

※

$$11,051,000 - 8,000,000 = 3,051,000$$

$$\text{※ } (4,230,000 \text{円} + 80,000 \text{円}) \times 50\% = 2,155,000 < 8,000,000 \times \frac{12}{12} \quad \therefore 8,000,000$$

[繰越損益金] (別表5(一))

$$234,500,000 + (\triangle 8,550,000 + 38,492,361) = 264,442,361$$

[法人税額] (別表1)

(1) 年800万円相当額

$$8,000,000 (\text{千円未満切捨}) \times 15\% = 1,200,000$$

(2) 年800万円超過額

$$46,844,000 (\text{千円未満切捨}) \times 23.2\% = 10,867,808$$

(3) (1) + (2) = 12,067,808

【解答への道】

1 株主資本等変動計算書

「当期純利益」は損益計算書の原案を修正して算出する。

2 減価償却

(1) 機械装置H

翌期に繰り越す繰越償却超過額がないようにする旨の指示があるため、その金額分だけ会計上の償却費を少なく計上する。別表4における償却超過額の認容減算を忘れないようにすること。

(2) 器具備品J

事業の用に供されていないため、減価償却費の損金算入額は無い。

(3) 器具備品L

一括償却資産の損金算入は、減価償却ではなく、取得価額の合計額を3年で損金算入する規定であるため、途中で譲渡又は除却等をして資産がなくなったとしても繰越超過額の認容減算をして計算を終わらせるのではなく、計算を続けていくことになる。

3 租税公課

(1) 当期分の確定申告に係る納税充当金を損益計算書の原案から読み取り、別表4・5に転記する。

(2) 前期分の確定申告の際に納税充当金の余剰額を取り崩していることに留意する。

4 所得税額控除

所得税額控除の計算に当たり、株式の保有期間からM株式は個別法が有利となり、N株式は簡便法が有利となるため、それぞれ計算して有利判定を行う。

5 寄附金

前期に仮払金経理をした金額は、前期の寄附金として認識される。前期において「仮払寄附金認定損」として減算・留保しているため、当期の別表4において損金不算入の加算を行う。なお、別表五(一) I ①欄の記載にあたり、「△」を付すことに留意する。

6 交際費

当期に接待した際の飲食費は、未払いであったとしても、当期の交際費として認識される。したがって、損益計算書の原案を修正し、当期の交際費として計上する。

問題16 棚卸資産・期末評価

ケース1 先入先出法

① 期末数量

$$3,000個 + 5,000個 - 3,000個 - 3,500個 - 1,000個 + 2,000個 = 2,500個$$

② 評価額

$$450円 \times 2,000個 + 400円 \times 500個 = 1,100,000円$$

ケース2 総平均法

$$\frac{500円 \times 3,000個 + 400円 \times 5,000個 + 450円 \times 2,000個}{3,000個 + 5,000個 + 2,000個} \times 2,500個 = 1,100,000円$$

ケース3 最終仕入原価法

$$450円 \times 2,500個 = 1,125,000円$$

【解答への道】

- (1) 先入先出法 … 期末棚卸資産を期末に最も近い時に取得した棚卸資産から順次成るものとみなして計算する方法
- (2) 総平均法 … $\frac{\text{期首棚卸高} + \text{当期仕入高}}{\text{期首棚卸数量} + \text{当期仕入数量}} \times \text{期末数量}$
- (3) 最終仕入原価法 … 期末から最も近い時に取得をしたものの単価で計算する方法

問題17 棚卸資産・在庫もれ

棚卸資産計上もれ（売上原価過大計上） 250,000円（加・留）

【解答への道】

$$@5,000円 \times 50個 = 250,000円$$

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

理論マスター 2-1、6-1、6-2、15-4

2-1 各事業年度の所得の金額の計算の通則〔ランクA〕

1. 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準（法21）

重要度◎

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

2. 各事業年度の所得の金額（法22①）

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

3. 益金の額（法22②）

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

4. 損金の額（法22③）

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

- (1) その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- (2) (1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- (3) その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

5. 公正妥当な会計処理の基準（法22④）

重要度◎

所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

6. 資本等取引の意義（法22⑤、法2十六）

重要度◎

法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

（注）資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額をいう。

6-1 棚卸資産の期末評価方法、選定、変更等〔ランクA〕

1. 売上原価等

重要度◎

売上原価等は、次の算式により計算されるため、適正な課税所得算定の見地から所定の評価方法を定めている。

期首棚卸高+当期仕入高-期末評価額=売上原価等

2. 評価方法

重要度◎

(1) 原則（法29①、令28）

棚卸資産につきその事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合の基礎となる期末棚卸資産の価額は、次の評価方法のうち内国法人が選定した評価方法により評価した金額とする。

① 原価法

次のいずれかの方法によって算出した取得価額を評価額とする方法をいう。

イ 個別法 ロ 先入先出法 ハ 総平均法 ニ 移動平均法
ホ 最終仕入原価法 ヘ 売価還元法

② 低価法

種類等ごとに原価法による評価額とその事業年度終了の時における価額のうちいずれか低い価額を評価額とする方法をいう。

(2) 特例（令28の2）

(1)に代え、納税地の所轄税務署長の承認により特別な評価方法を選定することができる。

3. 選定

重要度○

(1) 選定単位（令29）

評価方法は、その行う事業の種類ごとに、かつ、次の区分ごとに選定しなければならない。

① 商品又は製品 ② 半製品 ③ 仕掛品 ④ 主要原材料
⑤ 補助原材料その他の棚卸資産

(2) 届出（令29）

内国法人は、設立等の日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのよるべき評価方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

4. 法定評価方法（法29①、令31）

重要度◎

評価方法を選定しなかった場合又は選定した評価方法により評価しなかった場合には、最終仕入原価法による原価法により評価する。

5. 変更（令30）

重要度○

- (1) 選定した評価方法（法定評価方法を含む。）を変更しようとするときは、その新たな評価方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、一定の申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) (1)の場合において、その事業年度終了の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

6. 棚卸資産の意義（法2二十、令10）

重要度◎

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして一定のもの（有価証券及び短期売買商品等を除く。）をいう。

6-2 棚卸資産の取得価額

〔ランクB〕

1. 原則（令28、令32）

重要度◎

- (1) 棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、次のそれぞれの金額とその資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額との合計額とする。
- ① 購入（デリバティブ取引の適用があるものを除く。）
購入代価に購入費用を加算した金額
 - ② 自己の製造等
製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額
 - ③ ①②以外による取得（適格組織再編成によるものを除く。）
取得の時におけるその取得のために通常要する価額
- (2) (1)②の棚卸資産につき算定した製造等の原価の額が(1)の金額と異なる場合において、その原価の額が適正な原価計算に基づいて算定されているときは、その原価の額を取得価額とみなす。

2. 特例（令33）

重要度○

次の場合には、それぞれの金額を取得価額とみなす。

- (1) 評価益が益金算入された場合 … 本来の取得価額＋評価益の益金算入額
- (2) 評価損が損金算入された場合 … 本来の取得価額－評価損の損金算入額

3. 棚卸資産の意義（法2二十、令10）

重要度◎

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして一定のもの（有価証券及び短期売買商品等を除く。）をいう。



参考 組織再編成 (令28、令32)

組織再編成により移転を受けた棚卸資産の取得価額は、次のそれぞれの金額とその資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額との合計額とする。

(1) 適格組織再編成

- ① 適格合併又は適格分割型分割による引継ぎ
被合併法人又は分割法人の最後事業年度終了の時又は適格分割型分割の直前における期末評価額の計算の基礎となった取得価額
- ② 適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配による取得
分割法人等の適格分社型分割等の直前の帳簿価額

(2) 非適格組織再編成

取得の時におけるその取得のために通常要する価額

15-4 青色申告

〔ランクB〕

1. 内容

重要度◎

(1) 青色申告（法121）

内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、中間申告書、確定申告書等及びこれらに係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

(2) 承認申請（法122）

その事業年度以後の各事業年度の申告書につき青色申告の承認を受けようとする内国法人は、その事業年度開始の日の前日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（注）新設法人等の場合の申請書の提出期限は、次のいずれか早い日の前日とする。

- ① 設立等の日以後3月を経過した日
- ② 設立等の日の属する事業年度終了の日

(3) 処分（法124、法125）

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に、承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日（中間申告書を提出すべき法人についてはその事業年度開始の日以後6月を経過する日）までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

(4) 帳簿書類（法126①）

青色申告法人は、一定の帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならない。

(5) 承認の取消し（法127①）

青色申告法人につき一定の事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、その事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができる。この場合に、その取消しがあったときは、その事業年度開始の日以後に提出した青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

(6) 取りやめ (法128)

青色申告法人は、青色申告書の提出をやめようとするときは、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

この場合、その届出書の提出があったときは、その事業年度以後の各事業年度について青色申告の承認はその効力を失うものとする。

2. 青色申告の法人税法上の特典

重要度○

(1) 欠損金の繰越控除 (法57)

テーマ12 (欠損金等) 12-1参照

(2) 欠損金の繰戻し還付 (法80)

テーマ12 (欠損金等) 12-3参照

(3) 青色申告書に係る更正 (法130)

税務署長は、青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合には、その内国法人の帳簿書類を調査し、その調査によりその課税標準又は欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これを行うことができる。

